

収蔵史料目録七

紀州藩士諸家文書目録

軍学者宇佐美定祐文書

早川家文書

西山家文書

小川家文書

岡本家文書

大畑家文書

収蔵史料目録七

紀州藩士諸家文書目録

軍学者宇佐美定祐文書

早川家文書

西山家文書

小川家文書

岡本家文書

大畑家文書

總 目 次

凡例

軍学者宇佐美定祐文書

目次

解題

分類目録

現状目録

付表

早川家文書

解題

分類目録

編年目録

西山家文書

解題

目録

参考

99 104 105

79 85 93

1 3 31 43 55

小川家文書

目次

解題

目録

岡本家文書

解題

目録

大畑家文書

解題

編年目録

整理番号順目録

171 163 161

159 157

123 115 113

凡 例

- 本目録は、収蔵史料目録の第七集『紀州藩士諸家文書目録』である。
- 本目録には、軍学者宇佐美定祐文書、早川家文書、西山家文書、小川家文書、岡本家文書、大畑家文書をおさめた。
- 本目録では、それぞれの資料群の内容と構造を考慮して項目を設定し、編成した。また、利用の便に供するために宇佐美定祐文書には分類及び現状目録、早川家文書には分類及び編年目録、大畑家文書には編年及び整理番号順目録を付した。
- 各項目内の資料の配列順序は、原則として年月日順とし、年代が明記されているもの、干支・月・日等のみ記されているもの、年代不明のもの順に記載し、同年同日や年代不明の資料については資料番号順とした。なお、年代を推定した場合は該当する時期に掲載した。
- 目録は、原則として資料ごとに資料番号・標題・年月日・作成者・宛名・形態を記載し、必要に応じて備考を付した。
- ・ 資料番号は整理時に付した番号で、閲覧申請時はこの番号で行う。
- ・ 標題は、原則として原題を採り、原題のみでは内容が類推できない場合については内容にしたがって（ ）内に補足した。また、原題がない資料については、内容にしたがって「」内に記した。
- ・ 年月日は、原則として資料が作成された年月日とし、推定した場合は（ ）内に記した。
- ・ 作成者・宛名が多数であり欄内に全員を記入できない場合は、原則として適当と思われる名前を記し、それ以外は「外。名」とした。
- ・ 作成者の印がある場合は（印）、花押がある場合は（花）と記した。また、複数の作成者全てに印・花押のある場合には、（全印）（全花）と示したところもある。
- ・ 形態は次のとおり記した。

状…………… 折紙以外の一紙文書（継紙、切紙などを含む）

折紙

罫紙

堅帳

横帳

横半帳

卷子

綴り …… こより等により複数の文書が綴られたもの

そのほか、必要に応じて封紙、封筒などと記した。

・備考については、特に欄を設けず標題欄中に*を付して記入した。

― 本目録においては、所蔵者名等を除き、原則として常用漢字を使用し、かな文字についても変体かななどはひらがなに改めた。

― 虫損などにより判読できない文字がある場合、字数を確定できるものは字数分を□で表し、字数不明のものは□□とした。

― 本目録に収録した資料は、未撮影の一部のものを除き、当文書館においてマイクロフィルム等の複製物による閲覧、複写が可能である。

軍學者宇佐美定祐文書目錄

目次

軍学者宇佐美定祐文書目録解題

一 軍学者宇佐美定祐	3
二 宇佐美定祐文書	4
三 余りに体系的な内容	4
四 近代の整理	6
五 近代の整理の基準	6
六 系譜	7
七 目録編成	9
1の内「感状・証文」	9
ア 源頼朝「下文」	9
イ 橙色	9
ウ「虫損」	10
エ 裏打ち	11
オ 明かりにかざすと	12
カ 柿渋・滓・しわ	12
キ「虫損」数	14
ク 裏打ちの目的	15
ケ 紙継ぎ	15
コ 目印	16
サ「古写」	18
1の内「感状・証文」の封紙	23

1の内「畠山牛庵極札」	24
2「旧領」等絵図	26
3 先祖等「自筆」	26
4「造酒助宛」書状	26
ア 書状と封紙の不一致	26
イ 書状の状態	27
ウ 杜撰な作業	28
5「左助宛」書状・左助控	29
6「畠山一庵」書状	29
7 宇佐美氏「戦記・伝記」	30
8 知行目録	30
9 藩主書状	30
10 戦記・伝記	30
11 由緒	30

軍学者宇佐美定祐文書目録 分類

1「感状・証文」「畠山牛庵極札」	31
2「旧領」等絵図	35
3 先祖等「自筆」	35
4「造酒助宛」書状	35
5「左助宛」書状・左助控	37
6「畠山一庵」書状	39
7 宇佐美氏「戦記・伝記」	39
8 知行目録	40

9	藩主書状		40
10	戦記・伝記		41
11	由緒		41
	軍学者宇佐美定祐文書目録	現状	43
	付表 1	「感状・証文」類の状態	55
	付表 2	「畠山牛庵極札」一覧	66
	付表 3	「造酒助宛」書状と封紙対応表	69
	付表 4	「造酒助宛」書状の状態	71
	付表 5	「左助宛」書状の状態	76
	付表 6	「畠山一庵」書状の状態	77

軍学者

宇佐美定祐文書目録解題

一 軍学者宇佐美定祐

紀州藩軍学者宇佐美定祐文書はいうまでもなく、紀州藩軍学者を代々継いだ宇佐美家に伝わった文書ではある。のちに述べるが、全体の四分の三は同一の筆跡と思われ、恐らく貞享元年ころ（一六八四年ごろ）までに作られた、近世古文書としても古い時期のものであることには間違いがない。特に、仕官と由緒を求める浪人軍学者左助（定祐）がどのようにこれを実現していったのかを明らかにしうる、他に類例をみない第一級の文書といえよう。こうした特異な事情があるからこそ、宇佐美定祐文書はただの近世武家文書に終わらず価値がある。一九五〇年頃、橋本市の木下義治氏は、山口県の古書市場でこれを見出し、散逸を防ぐべく英断をもって購入。当文書館への寄託は、平成五年（一九九三）、文書館開館直後のことであった。

宇佐美定祐は初め大関左助と称し、承応三年（一六五四）紀州藩に軍学者として召し抱えられた（文書館蔵嘉永元年宇佐美興方「系譜」¹⁶⁸³）。時に藩は、諸国同様家臣団再編成の時期にあつた。それまで備え（軍勢）の中心は持筒頭・持弓頭などの藩重臣に預けた与力が担っていた。この預りを廃止し、与力を召し放つことで重臣層の力をそぎ、新規に家臣の分家筋の者を十人組や供番などの藩主直属団に召し抱え、備えの基軸とした（とりあえず、『和歌山県史 近世』、八八―九一頁）。藩にとって軍学者左助の取り立ては、この再編の理論的側

面を担うことを期待してのことだったろう。

軍学は単に戦術の研究だったのではない。近世の学問である以上、当然日本の儒学をその基礎とし、武士の学問であることから武士道とも通じる。全ての存在の有りようから始まり、人倫や武士の心構えをも論じる学問であつた（石岡久夫『日本兵法史』下、雄山閣、一九七二年、一九九―二〇六頁）。だから、藩内に諸流派の儒学者を召し抱えたのと同様、紀州藩でも宇佐美流と、橋爪流・名取流の複数の軍学が矛盾することなく併存したのであるし、彼らの講義を藩主以下家臣団は受けたのである（『南紀徳川史』六冊、五九四頁、五九六頁、『同』一七冊、三三八頁、三六六―三六七頁、四〇五頁）。

その上で左助は、寛文十年（一六七〇）家臣団編成替えの仕上げとなる「軍令」制定にも尽力する（『南紀徳川史』一二冊、五四〇―五五一頁。高橋修『もうひとつの川中島合戦』、洋泉社新書、二〇〇七年）。四八条に「鎗長け二つ三つに詰よせ、弓・鉄炮にて打倒候とも、合戦は大事の儀に候条、高名を心掛首取に備を不出様に堅下知可致候、勿論打舖候時敵掛り来ると云とも、物主・番頭無下知以前立起へからず、掛り指揮・掛り貝の時、一同に鎗を入可き事」、五五条に「懸指揮（攻撃）之時は如何様之悪所成共可懸、指揮（防御）之時は勝負最中成共一手之旗本へへし、兼々家々之軍法なれば、敵の首取に掛り候共其身越度に不可有事」とあるように、それまでの個々の武家による戦闘から、藩主直属団を中心にした近世的集団戦法への転換が完成する。以後、左助の子孫は幕末まで、紀州藩軍学者の役を継いで行く。

二 宇佐美定祐文書

ところで、宇佐美定祐文書に近世中・後期の文書は少ない。知行目録・由緒書写し等があるだけで、武家文書であれば残るであろうような役務上の文書や通達の写し、書式の雛形などは一点もない。全一五二点中の四分の三を占めるのは、「感状・証文」類・「書状」・「戦記・伝記」類で、先祖の由緒を明らかにできるものが、質的にも量的にも通常考えられないほど大量に残っている。中心となる、先祖の受けた「感状・証文」類は、頼朝から大坂の陣にいたる五二点。頼朝以降の、日本史で名だたる戦いのほとんどに宇佐美氏は歴代参戦し、そこで必ず戦功を上げ感状を与えられ続けたとでもいうのだろうか。それだけではない。その感状を、左助の代までも四五〇年以上、戦乱を越えて見事なまでに守り抜いたという話になってしまう。

父「造酒助宛」書状は、紀州藩重臣からの二〇点である。重臣は造酒助が紀州藩へ仕官するよう求め、致仕した水戸徳川家には頼宣から詫びるとする。その上で、「御国二御入候二相済申候二より知行千石之御約束にて、先ツ当分御合力百人扶持被遣候」(資料番号78・1、以下同じ)。紀州藩では知行高千石を提示する。頼宣等からも、「其方事、軍道ノ指南ヲ受ル上ハ以来マテモ是非ヲロソカニスヘカラズ、其上光貞代々ニ至リ其方子々孫々タトヘバ幼少タリト雖アト目ヲ不可減」(111)、子孫の相続に際してもこれを減じることはないとしている(74・2・86も、同様に知行高を保障している)。

「左助宛」書状は、「感状・証文」類の藩主披見があつたことを述べ、先祖の武功に触れる藩重臣からの書状、および、大関から宇佐美への名字替えに関する書状である。名字替えについては、頼宣の言とし

て、「宰相様御代二八申上、本名宇佐美二可罷成と被仰出候」(81)、「左助名字替り之段：本名二改候様二と慥二南龍院様御意之由」(107・5)という。ここでは、造酒助の召し抱えと左助の名字替えに際し、藩が先々の、自らを縛ることになるような契約内容を文字に書き記すとは大変考えにくいのである。

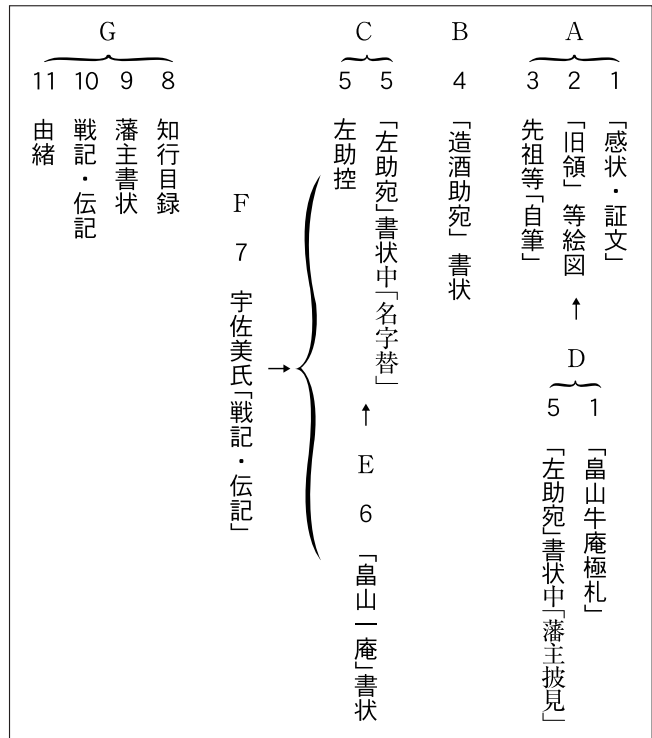
この残り方は、造酒助の召し抱えへの動きや、左助の代の藩主披見・名字替えを明らかにするために必要にして十分なものである。いいかえれば、必要にして十分な書状以外の、通常ならば当然残るべき雑駁な内容のものは、全くない。

さらに、「戦記・伝記」類、とりわけ「宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書」(124)、「宇佐美駿河守定行三代働覚書」(125)の二冊は、右の「感状・証文」類・書状類を使い、そこから理解できる内容を越えた、左助とその先祖の働きについて詳しい解説をしている。それは「感状・証文」類・書状類を整理するための封紙のいくつかに書かれた「解説」も同様、包まれた内容物だけからはいえないようなことがらまでが事細かに書かれている。

こうしたことから、これは一般的な宇佐美家の文書ではないと判断、大関左助、すなわち宇佐美定祐が強く関与した特異な文書という意味で、紀州藩軍学者宇佐美定祐文書と名付けた。

三 余りに体系的な内容

紀州藩軍学者宇佐美定祐文書は、そのおよそ四分の三、分類項目では「感状・証文」・「畠山牛庵極札」から7宇佐美氏「戦記・伝記」までが同一の筆跡と思われる3を除く。2は留保。それは通常そ



宇佐美定祐文書の構造

であるような、個々繋がりのないさまざまな出来事に関する数多くの文書からなるというのではない。計画的な一体化した文書である。「感状・証文」類を要として、右図のように、個々の文書は時間軸に沿った筋立ての中でそれぞれの役割を果たすと同時に、全体が絡み合って文書相互に内容の正当性を何重にも担保し合うという構造をとる。1「感状・証文」（「畠山牛庵極札」を除く）・2「旧領」等絵図・3先祖等「自筆」（A）は、左助の「父」とする造酒助までの宇佐美家「歴代」の人物が実在し、しかも左助がその直系であることの「物証」とする。だがそれだけでは不安になる、第一に、「物証」への疑いを事

前に封じ「物証」が本物であるという先入観を与えるために1「畠山牛庵極札」（「感状・証文」を除く）を作り、「感状・証文」が間違いのないものであることを証明した（D）。それだけではない、さらにその「畠山牛庵極札」が確かであることを保証するために、「水野小右衛門書状」（79・2）で「極メ」に触れる。第二に、「造酒助（民部）宛布施書状」（103）、5「左助宛」書状の内「藩主披見」（79・1）2・80・87・1・99・1・100・1）4）で、万治三年（一六六〇）頼宣が「感状・証文」を「披見」したように作り上げ、「感状・証文」が本物であることを装う（D）。ただし、「貞享元年（一六八四）…権現様御感状并板倉伊賀守殿奉書指上候処、御写シ被遊公儀江御指上ケ被遊候（75・2）四代「宇佐美三郎兵衛先祖書」とあり、貞享元年の披見は行われた可能性がある。

4「造酒助宛」書状（B）は、造酒助の紀州藩周辺での動向を示す。「重臣」からの書状だけでなく、造酒助の客分としての召し抱えを証する「頼宣書状」（111）、「重臣渡辺一学」等からのその「添状」（74・1・74・2・92・1・86）も含む。「左助宛河島式右衛門書状」（118・2）では、「布施」（布施単独の状103のことか）、「頼宣状」について述べる。

5「左助宛」書状の内「名字替」（81、81を論じる96・107・2）5）は万治二年（一六五九）～三年とし、5「左助控」（106・107・1）もある（C）。しかし、実際名字を改めたのは貞享元年（一六八四）二月。あえて貞享元年五月付けの書状（67・72）も付ける。さらに、6「畠山一庵」書状（69・70）で、左助が宇佐美末裔であることを証言（E）。ただ、ほかと違って「名字替」については当時進行中のことからで、

当面の実効性はない。子孫に先祖の栄光を明らかにするということか。

先にも述べたように、以上A～Eの「感状・証文」類・書状類を駆使して7宇佐美氏「戦記・伝記」(F)を著し、より一層の現実味を演出している。

四 近代の整理

宇佐美定祐文書一五二点には1～129の整理番号がふられている。欠番は「感状・証文」類に限られ、5・17・22・25・26・28・31・36・37・47・49・52・54・58である。複数の文書に同じ番号が与えられているのは、68・74・75・78・79・83・85・92・95・99・105・115・121・128・129がそれぞれ二点ずつ、87・122が各三点、100・118・126が各四点、107が各五点、これらは枝番号で示した。番号を与えられていないものは番外とした。番外5～9は由緒書一点と絵図四舗、番外1～4は箱蓋の表書き・裏書き各一点と本紙の抜けた封紙二点(番外1～4は点数として数えていない)。

1～66は39・46を除いて、封紙に幅二センチ弱の青鼠色の紙を貼り、その上に朱の漢数字で整理番号をふつてある。封紙に直に墨書してある39・46は通常の整理の封紙が失われているのだらう。この青鼠色の紙に番号が書いてあるのは、最初に打った番号を訂正したからである。青鼠色の紙の下にはきわめて見にくいのだが、2に「二ノ上」、3に「二ノ下」、8に「七ノ下」、9に「六ノ下」を白い練り粉でもあらうか訂正し「七ノ上」というように書かれ、最後の66が「六十」で終わっている。

68・73～129は、縦長紺色封筒に基本的に一点ずつ入れ、中央に朱の漢数字で、例えば「第六十八番」と記し、右側に内容を朱字で傍書してある。字体は「感状・証文」類のものとは全く異なる。封紙に鉛筆で記してある67・69・70・72、本紙に直に鉛筆で書き入れている71は、紺色封筒がなくなっているのだらう。なお、紺色封筒右側に書かれた朱字は、近世の字体ではなく明治以後のものと思われる。文書筆筒に収めたのは当初のことに違いないから、長年月の間に戻すべき引き出しを間違ったものも含めて、明治に番号が与えられたということなのだらう。

ただし、以下の七点については、後の入れ間違いだらう、傍書と実際の内容物とが異なっている(「」内が実際の内容)。80「板倉」(中川清三郎)、84「一学ヨリ数馬宛」(「一学ヨリ森山堅弥宛」、90「渡辺一学ヨリ加納数馬宛」(「布施・加納ヨリ森山堅弥宛」、92「一学状一通」(「一学・久野三郎左衛門状」、96「布施」(「中川清三郎」、101「紀亜相公筆 覚」(「感状等目録」、103「江戸 紀伊」(「布施状」。なお、117「左京大夫輝 最古」とある。封紙が違っている(「造酒助宛」書状では本紙と封紙の不一致が目につくため、付表3で整理した)などの問題もある。

五 近代の整理の基準

この近代の整理では、「感状・証文」類五二点は冒頭にまとめ、厳密に年号順に並べてある。その後ろの並べ方をあえて大枠でみるならば、「造酒助宛」書状と「左助宛」書状等の近世前期のもの、次いで知行目録・由緒書等の近世中期以降のもの、最後に「戦記・伝記」等の

書籍類を置いてあるということになる。しかし、似通った傾向のものをある程度集めたという以上ではない。「造酒助宛」書状と、左助宛書状等を集中して並べてある67～107の中に、近世中期以降の区分の中に入れるべき知行目録・由緒書等（75・82・88・89・94・95・101）が紛れ込んであるし、逆に、並びを近世中期以降に切り替えていく108～118の中に近世前期以前の「造酒助宛」書状と、「左助宛」書状等（111・117・118・12）が入っている。書籍を集めている119以降にも由緒書等（121・122・131～132・126・127・128）がまじっている。

また、一つの紺色封筒に複数入れられた文書は、当然関連があることを期待したいのだが、右と同様に、時期の異なつた、内容上も関係づけることのできないものが入っている場合がある（118・122）。

ただ、この並びに問題があつたり、同一の紺色封筒に入っていないながら内容上無関係だつたりしても、それは先に見た青封筒の傍書と内容物とにずれがあるものと一致するわけではない。並びの悪さは、整理



黒漆塗り文書筆筒

当初からで、それほど厳密に並べたわけではないためなのだろう。しかし、たとえそうした難点が目に付くとしても、いたずらに番号を増やすことを避けるため、今回の文書館での整理にあたっては、封紙が違っているものも含め、与えられた番号をそのまま資料番号として利用した。「現状目録」は、この所与の順番を明らかにするものである。

全一五二点は、片開き扉付き黒漆塗り文書筆筒（外寸幅276（ミリ、以下同じ）×高さ317×奥行390）と蓋付き桐箱（内寸幅351×奥行351×深さ148）、ブリキ製筒大（長さ1010×径73）と小（長さ1010×径68）に分けて収められている。文書筆筒は四つの引き出し（奥行き342）に分かれる。左上段引き出し（内寸幅84×深さ58）には資料番号67～72が入り、右上段引き出し（内寸幅136×深さ58）には73～80が、中段引き出しには中仕切りがあり、左側（内寸幅62×深さ77）に1～20、右側（内寸幅171×深さ77）に21～66、下段引き出し（内寸幅238×深さ105）に126～129と番外5とが入っている。この文書箱はさらに、引き上げ式引き戸付き桐外箱（外寸幅310×高さ394×奥行441）に収められている。蓋付き桐箱には資料番号81～125がある。絵図は、ブリキ製太筒に番外7・8・9、細筒に番外6が、巻いて収めてある。文書筆筒のそれぞれの引き出しや蓋付き桐箱への文書の割り振りも、当然、以後の移動や混乱があるだろう。

六 系譜

紀州藩に仕えた宇佐美家代々を明らかにするため、嘉永元年（一八四八）宇佐美興方（系譜「前掲1683」）から、必要な部分を引用しておく（「…」は省略部分）。

元祖造酒助勝興（宇佐美左衛門尉裕茂も十九代宇佐美民部少輔勝行二男）

二代目左助定祐（造酒助勝興実子惣領）

慶安 二年（一六四九）「被召出、御合力金被下置」

…承応 二年（一六五三）「神宮御年譜御用被仰付」

宇佐美定祐

同 三年	「近習江相詰」	同 五年	「御書物御読初可被遊候間、右相勤」
寛文 二年（一六六二）大番		寛政 四年（一七九二）	書物方頭取見習
延宝 四年（一六七六）地方三〇〇石		同 七年	書物方頭取
貞享 元年（一六八四）「本名字佐美与相改」		同 十二年	「御秘事御鉄砲御用」
元禄十六年（一七〇三）隠居		文化 六年（一八〇九）	「家伝之軍学、小笠原次右衛門江伝授被仰付」、「畠山」源兵衛江伝授之儀御免許、「（佐津川）平左衛門江も申合助教為致」
正徳 三年（一七一三）病死、八十歳		文政 四年（一八二二）	「曾根孫太夫江伝授」
三代目三郎兵衛祐冬（左助定祐三男）		同 七年	病死、六十六歳
元禄十六年（一七〇三）家督二〇〇石、大番		六代目三郎兵衛正本（三郎兵衛正純実子惣領）	
享保十二年（一七二七）横須賀物頭、三〇〇石		文政 七年（一八二四）	跡目四五〇石、寄合
同年	病死、四十三歳	同 九年	書物方御用見習
四代目三郎兵衛正矩（名跡相続）		同 十年	病死、四十五歳
享保十二年	跡目二〇〇石、近習のまゝ	七代目三郎兵衛正方（三郎兵衛正本名跡相続、三郎兵衛正純三男）	
延享 四年（一七四七）	書物方江も可相勤旨被仰付、頭取二差添御用相勤」	文政 十年（一八二七）	跡目三〇〇石、大番
寛延 三年（一七五〇）	「玄蕃頭様・織部正様江書物指南」	天保 二年（一八三一）	「書物方御用相勤」
宝暦 元年（一七五一）	「書物方御用頭取之通相勤」	同 四年	「家伝之軍学、由布中平江稽古被仰付」
同 二年	書物方頭取	同 七年	「家伝之軍学、思召有之、中嶋勘兵衛・稲葉弥左衛門・西村八郎右衛門江伝授被仰付」
同 五年	「勘解由様江書物指南」	同 十年	「家伝之軍学、思召有之、立石喜太夫江伝授被仰付」
安永 五年（一七七六）	使役頭格、五〇〇石	同 十一年	「家伝之軍学、思召有之、高橋五郎江伝授被仰付」
天明 三年（一七八三）	病死、七十九歳	同 十三年	「家伝之軍学、思召を以、柘植伝次郎江伝授
五代目三郎兵衛正純（三郎兵衛正矩養子）			
天明 三年（一七八三）	「親三郎兵衛久々相勤候付」、跡目五〇〇石、寄合		
同 四年	「書物方御用相勤」		

被仰付、且広田吉五郎江も伝授」

…嘉永 元年（一八四八）病死、六十二歳

七 目録編成

1 の内「感状・証文」

ア 源頼朝「下文」

この宇佐美定祐文書では、色合い・付着物・虫損・裏打ち等、文字以外の文書の状態を見抜くことが不可欠だが、文書館での閲覧は複写物になるため、これを見てとることは難しい。そこで以下、分類項目ごとに、文書の状態に必要な限りふれていく。

「感状・証文」類五二点すべての状態に大差はなく、一種異様な雰囲気（「感状・証文」類五二点すべての状態に大差はなく、一種異様な雰囲気が漂う。たとえば、1「鎌倉右大将頼朝卿御直判下文」（縦325ミリ×横469ミリ）の封紙を開けると端裏が現れるが、和紙の色とはいえない黒味がかった橙色で、不気味な感じがする。しかも、古色のはずなのに、紙面全体が同じ色なのではなく色むらがある。この「下文」には薄い和紙で裏打ちがしてあり、色は、裏打ちの紙を透して見える本体の料紙の裏側の色なのである。ところで、この「下文」は、「虫損」はあるとはいえ今日でも全体の状態はよく、裏打ちをすべき理由は全くない。紙質は、和紙固有のしなやかさを失ってこわ張っている。薄い和紙の裏打ちだけで、これほどに硬くなるはずがない。また、極めて平らな状態になつてもいる。裏打ちだけではこのように平らになるはずがない。さらに、折り目もまた、軽く押さえて付くような柔らかいものではない。一つ一つの折り目に強い力を加えて、きつく付けられている。

イ 橙色

広げて表面を見ると、裏面よりもやや明るいものの、同じ様に黒味がかった橙色をしている。色むらがあるのが異様に感じられる。和紙が長い年月を経て変わる、くすんだ茶色ではない。明るい感じがする。また、ちょうど線香の火を近づけてきたような、小さな焦げ目に見える部分が二、三十か所ある（写真1）。しかし、拡大鏡で確認すると、これは焦げ目ではない。単に橙色が濃いだけの所もわずかにあるが、ほとんどは、橙色の結晶のような長方形の粒が、そうでなければ同色の糊状の物質が貼り付いているためであることが分かる。

下端・右端には縁に沿って直線状に、からみ合ったほこりのような小さな灰色の繊維が貼り付いている（写真2）。同じものが文字の上に貼り付いているところもある。橙色の物質もそうなのだが、貴重なはずの「下文」に得体の知れない物質が貼り付いているなど、あるべからざる事態である。

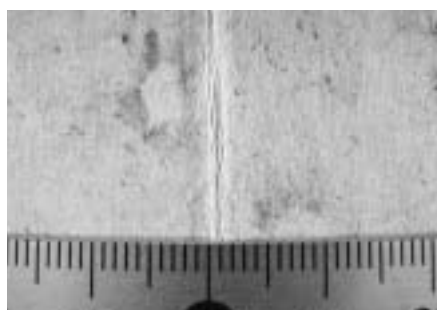


写真 1

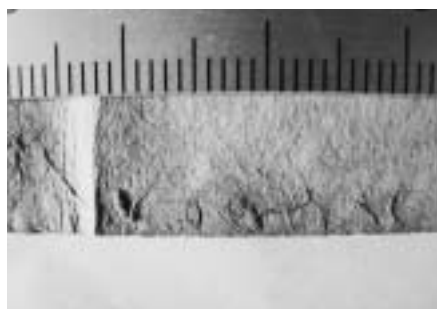


写真 2



写真3

墨が薄いところが三か所ある（写真3）。普通、筆に墨が少なくなつたまま書いたため墨が薄くなつた箇所というのは、その少ない墨でも紙面には十分に乘っている。ここでは、直前まで濃く書けていたにもかかわらず、ある箇所に差し加かるとそこだけ墨が薄くなっているのである。拡大鏡で見ると、紙に弾かれて墨が小さな粒になり、濃い墨がまだら模様

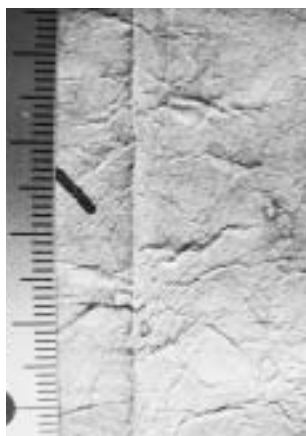


写真4

になって紙に付いている。紙面への墨の乗りが悪いために、肉眼では墨が薄いように見えるのである。実際、この「下文」に、和紙のざらざらした感触はない。むしろ、すべすべした感じが指に残る。

紙は何かの液に浸けてある。古色と異なる柿色で、すべすべ、ごわごわした、墨をはじくものとは柿渋であろう。灰色の繊維状の物質は綿ばかりでもあろうか。

右三分の一ほどの一帯に、強く付けた後で延ばした様なしわの跡が無数にある（写真4）。左側にはない。面積も広い。長い間に、「下文」を扱うことで自然にできたというような簡単なしわではない。紙を丸

めて握って付けたように思える。だが、すでに紙面は平らで、しわの痕跡が残っているにすぎない。しわがそのままでは感状としての権威にかかわる。裏打ちをし、さらにコテをかけて伸したのである。

ウ 「虫損」

「下文」には大小合わせて一五〇の不自然な「虫損」がある。虫損本来



写真5

の複雑な不定形をしているのではない。ゆるやかな曲線か、あるいは短い直線の組み合わせによる単純な形になっている。穴の幅も広い（写真5）。切り口は、虫の口で噛み切ったことにより穴の内側に向けて微細に繊維がはみ出ているという状態なのではない。まるで刃物を使ったようにきれいに断ち切られている。拡大鏡で見ると、紙面に對し刃物が垂直ではなく、傾いて切り込んでいるように見えるところもある。

虫損は、文書を折り巻いて置いてある時に起きるのだから、折って重なっている紙同士では似たような形の穴になる。折り始めである左側（奥）に近ければ、折り目に対して左右対称になる。しかし、「下文」では、まるで広げて置いてあったかのように、同じ形の「虫損」はほとんどない。左側（奥）でも折り目に対し非対称である（写真6）。上端の左右対称を装った「虫損」も、折り目からの寸法が左右で違っていて重ならない（写真7）。

工 裏打ち

裏打ちがしてある。大小一五〇の「虫損」があるとはいえ、先にも述べたように、「下文」は裏打ちを必要とするほどの被害を受けた状態にはない。そもそも、この様な「貴重な」古証文には、多少状態が悪くても安易に裏打ちなどすべきものではない。手を加えることが、古証文としての価値を下げるからである。もっとも、裏打ちをあえて行



写真6

なった人物にはそういう認識がなかったのかも知れないのだが。
ましてや、この「下文」の裏打ちは大変ずさんな作業である。裏打ちの紙を左右二分割し、左から242ミリの箇所を紙を縫い

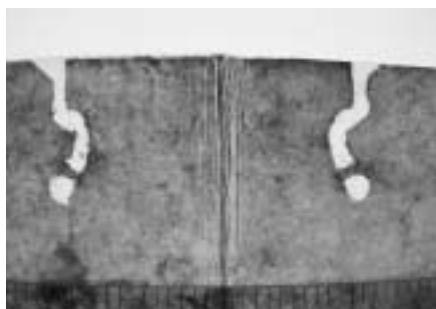


写真7

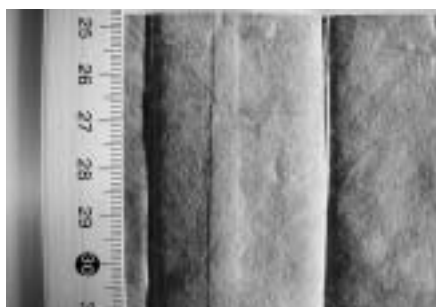


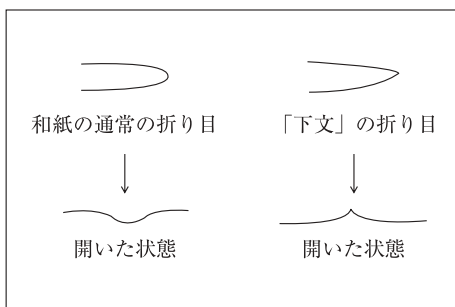
写真8

でいる（写真8）。「下文」に対する裏打ち自体も問題だが、その紙継ぎなどするものではない。「下文」の325×469ミリの程度の大きさのものはもちろん、よほど長かったり大きかったりするものを除いて、裏打ちは一枚の裏打ち紙で行ない一気に貼り付けなければならぬ。手順の上からも本紙に負担をできるだけかけないようにするためであり、裏打ちの状態を一樣にするためでもある。

裏打ち紙の裏側、本紙の折り目に重なる右側の上端・下端それぞれ三か所に、5ミリほどの目印の縦線が付けてある。紙継ぎをしている左半分の裏打ち紙にはない。裏打ちをするに際して、目印など付けるものではない。本紙とそれほど厳密に張り合わせる必要はないからだ。

さらに驚くべきことに、この裏打ち紙は、本体の料紙とほぼ同じ大きさに、恐らくハサミでである、切つてある（写真7参照）。本紙に入り込み、本紙をやや切り落としたであろうと思える所も数か所ある。裏打ちというものは、本紙より大きめの紙に載せ、本紙よりはみ出た部分はそのまましておくものである。それは、裏打ち紙を本紙から離れた箇所であれ、切るという、本紙を少しでも傷つける可能性のある作業は行なわないのが鉄則だからである。それはさらに、裏打ちしてあることを一目で分かるようにするためでもある。どこからが後世の作業であるかがはっきりしなければならぬのだから、できるだけ目立たないようにではなく、むしろ、できるだけ目立つようにしておかなければならないのだ。料紙と同じ大きさに切るなどということとは、裏打ちの原則を大きく逸脱している。

折り目は強く付けてある。通常折り目は緩やかな曲線になるが、こ



模式図1 「下文」の折り目



写真9

ここでは鋭角に折られている（模式図1参照）。柿渋を塗り裏打ちをして、硬く柔軟性を欠いている紙に、容易に折り目は付かない。折り目もコテをかけて作ったのであろう。

才 明かりにかざすと

「下文」を明かりにかざした。「虫損」のいくつかでは、長細い穴の隅から外側に向けて、直線の切れ目が1〜2ミリのびている（写真9）。細長い穴の真ん中のくびれが、幅0・1〜0・2ミリという、実際の虫損ではありえない狭いものもある（写真10）。これが虫損であるうはずがない。人が刀物で作った穴である。

さらに、本紙と裏打ち紙の間にはさまっている大量の滓^{かす}も見えた（写真11、同じ箇所 surfacesの表面の写真12、裏面の写真13）。何とも異常な状態である。これは形状からして、本紙表面の下端・右端に貼り付いている、綿ぼこりのような繊維状の灰色のものと同一物質であろう。本



写真10

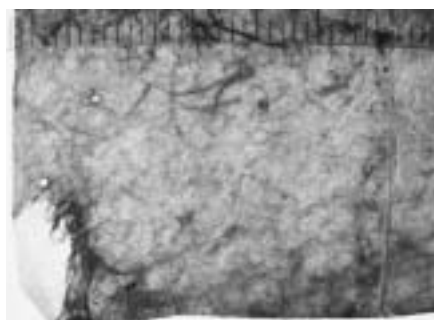


写真11

紙表面と裏打ち紙表面にはわずかしが見えなかったが、この「下文」の裏には大量の異物が付着していたのである。裏打ち紙が黒々と見えるのは、本紙裏面に貼り付いたこの灰色滓の色が裏打ち紙を透して見えるからである。当時、室外で太陽光線にでも当てるのでなければ、薄暗い室内でこの異物を認めることはできなかったのではないか。だから、異物が付着していても問題ではなかったであろう。

柿渋液に浸け、しわを作り、「虫損」を開けたのは、「下文」に古色を装つために違いなからう。裏に大量に付いた灰色の滓を隠すためにも裏打ちをし、しわや、濡らしたことでできる波打ちを隠すためにコテをかけ、柿渋に浸けて紙質が硬くなったため、折り目もコテでつけた。

力 柿渋・滓・しわ

以下、五二点全体にわたって、古色を装つたに行なった作業こと

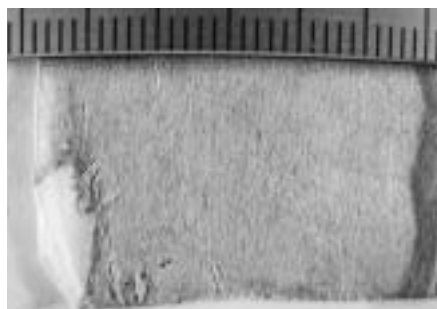


写真12

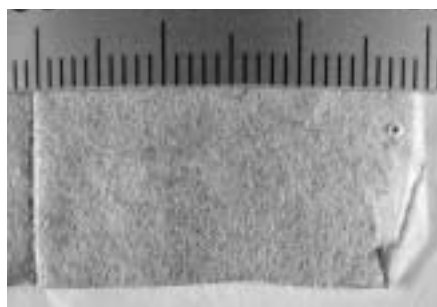


写真13

に検討を加える。その視角には、古色を装う作業の1として、柿渋浸け・付着の滓・文字かすれ・しわ、古色を装う作業の2として、「虫損」作り、後始末の作業として、裏打ち・ふちの切断・コテかけを取り上げる。それによって、この作業内容が実に緻密さに欠けるものであることが分かってくる。五二点の主な状態を付表1に示した。

第一に、すべての感状が、濃淡はあるにせよ橙色をしている。30以降には色の薄いものが多くなる。新しい和紙に古色を演出するため柿渋を使ったのだろうが、一律に色を付けたのでなく、古いと想定したものに濃い色を、新しいと想定したものに薄い色を付けている。柿色の小断片が無数に付いているものもある(29・33・57)。糊に混ざった柿渋が乾いたものか、あるいは、柿渋の液が固まったものかだろう。

一六点は、表面にまで灰色の繊維状の滓が、相当量貼り付いている(3・6・8・12・15・16・19・29・32・41・43・44・45・48・51・65)。同じ物体が文字の上に乗っているものもある(2・4・14・18・

30・35・39・44・45・51・53・55・56・59・63。21は花押の上)。貼り付いているものが滓でなく、柿色の植物繊維(14・16・23・24・42・48・53)の場合もある。

柿渋だけならば明るすぎて、望ましい古色は出ないだろう。より黒ずんだ色を求めて、綿ぼこりのような、灰色の繊維状の物質を柿渋の液にあえて投入し色を調合したものと考えられる。柿渋は本来濾した液だから、質の悪い二番滓であっても異物は含んでいないし、濾過以前の発酵液にも、皮や種やへたの破碎された断片はあっても、この様な灰色の繊維状の物質は含まれない(4)。

ただ、この綿ぼこりのような灰色の滓は液に溶けるわけではないために、和紙を調合液に浸けただけでは柿渋の色にしかない。滓が紙面に乗っていて初めて黒味を出すことができる。表面に乗せるわけにはいかないから、裏面に乗せることになる。紙の裏には、表面よりはるかに大量の滓が貼り付いているのだから、表面と裏面に同じ様に刷毛で柿渋を塗ったということではない。裏面を上、表面を下にして調合液に浸け、すくうように引き上げたのではなかったか。

もっとも、作業は必ずしも一様だったのではない。様々な細工をほどこしている。紙を手で球状に丸めて浸けてもしたように色むらが残ったり(15・65)、刷毛でこすったか、裏打ちの糊に柿渋を混ぜたて塗ったか、刷毛目あるいは筋のようなものが付いていたりもする(9・23・29・30・38・41・50)。折り巻いた状態で表裏になる面に特に古色を出すため、折ったままで柿渋に浸けたものもある(12・16・24・27・34・39・55・56・57・62・63・64・65)。その場合は折った状態の表裏に灰色の滓が乗っているし、開いて表面から見れば、右端と上端・下

端だけ色が濃くなっている。

第二に、柿渋に浸けた結果、大方、紙面への墨の乗りはよくないが、一〇点が特に、柿渋にはじかれて何か所かの墨跡が薄くなつて見える（1・4・6・7・11・14・15・21・23・29）。特に、6・11・14・29は紙面全体でかすれている。これら墨跡の薄い一〇点は、「感状・証文」類五二点の前半に集まっている。先に、比較的新しい時代を想定した30以降は柿渋の色が薄いことを見て取ったが、墨の乗り具合は柿渋の濃淡の結果だということが分かる。

第三に、手で握つて作つたしわにも加工を加え、コテをかけ痕跡だけにすることで古さを装つたのだらう（1・3・4・7・13・15・20・27・35・38・39・44・59）。この作業は、古い時期を想定している、五二点の前半にやや集中している。同じ様に古色を出すために、シミを付けたものもある（6・21・45・48・50・63）。シミも「虫損」同様、紙を折り巻いた状態で付いたとすれば、折つて重なっている紙同士では似た様な形のシミになるはずである。しかし、広げた状態で付けているため、そうしたものはひとつもない。

キ 「虫損」数

第四に、10には、U字型に切り込みを入れただけで「虫損」穴を抜いていない、作業途中の切れ跡が残っている（写真14）。刃物で切り込みを入れ穴を抜いていった工程が、生々しく浮かび上がってくる。この切り込み線の細さからすれば、使った刃物はカミソリではなかったか。穴を抜くことを忘れたのか、その箇所を作ることはとりやめにもしたのか、いずれにせよ杜撰なことではある。

柿渋はほとんど全てに對して使つたのに比べ、「虫損」は同じ古色演出の一環であるにもかかわらず、わずか九点に限られる（1・2・3・4・7・8・9・10・13）。「虫損」の数を別途示した（表1）。

建久三年（一一九二）発給を想定した1では一五〇の「虫損」を作つたものの、それからわずか五〇年ほど後の宝治元年（一二四七）を想定した2ではその数三〇に急減。三〇といつても広い紙面での大小合わせた数だから、大変少なく感じる。以下、元弘三年（一一三三）から一四六〇年代までを想定した残り七点では三三―一四。そこまでも1との差は開き過ぎているのに、6・11・12と、応仁元年（一四六七）を想定した14以下、合計四三点に「虫損」は一切なくなつてしまつた。釣り合いを極端に欠いている。

刃物で小さな不定形を作る作業だから、1の「虫損」一五〇を作り上げた時点で制作者は作業に疲れ、2以下を大幅に簡略化、14以下は作業自体を

ついに放棄したように思える。なお、唯一、59に本物の

表1 「虫損」の数

番号	「虫損」
1	150
2	30
3	15
4	33
6	0
7	22
8	16
9	29
10	29
11	0
12	0
13	14
14以下	0



写真14

虫損がある(写真15)。食いちぎられたギザギザの紙の切れ目と、刃物で直線に切られた虫損もどきの切れ目の違いは歴然としている。

ク 裏打ちの目的

第五に、三四点に裏打ちがしてある(1・2・3・4・6・7・8・9・10・13・18・19・20・21・29・30・32・33・35・38・41・42・43・44・45・48・50・51・53・57・59・61・63・66)。裏打ち紙も柿渋に浸けている。裏打ちは、これによって古色を演出したのではなく、右にみた柿渋浸けやしわ・虫損作りなどで生じる不都合な部分を覆い隠す目的で行なったと考えられる。

右の三四点のうち三一点には、本紙と裏打ち紙との間に滓が貼り付いている。貼り付いていないのは三点だけ(3・8・32)。光りにかざしたりしない限り、裏打ちによって、とりあえず滓は隠れている。逆に、裏打ちがない一八点(11・12・14・15・16・23・24・27・34・39・40・46・55・56・60・62・64・65)のうち、二三点には裏に滓はない。残り五点(11・12・15・39・65)は裏打ちで隠していないために、裏面の滓や繊維はそのままになっている。特に、12・15・65には大量に



写真15

付着している。これは当然裏打ちすべきものだつたに違いないが、なぜそのまま放置したのだろう。ともあれ、裏打ちで目に触れないようにしたもの直接観察

することができる。

しわを作った一三点のうち、三点(15・27・39)を除いた一〇点(1・3・4・7・13・20・35・38・44・59)にも裏打ちをしてある。紙面にはコテをかけ、しわの凸凹を消して痕跡だけになっているが、裏打ちでさらに徹底してしわを平らにしたものだろう。

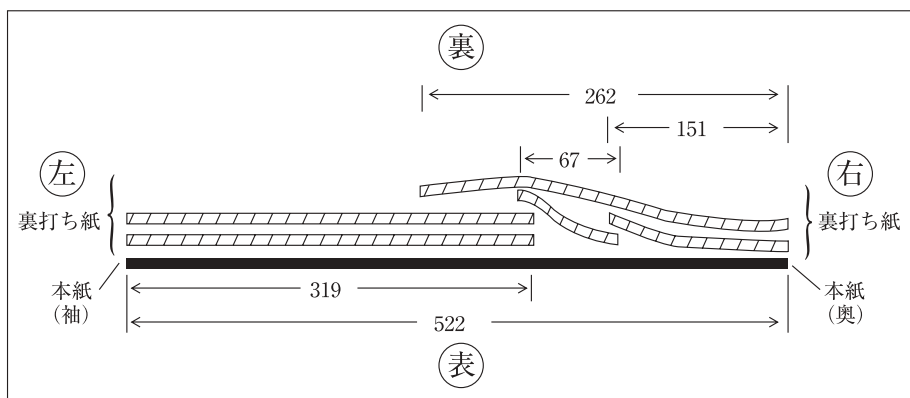
「虫損」を作った九点にはすべて裏打ちがある。穴の外に向けて切り込んでしまった箇所、穴と穴が小さいために切り込みでつながってしまった箇所、これらの失敗は裏打ちで確かに見えにくくなっている。

薄い和紙の場合、裏打ちをしないと、柿渋液で濡れた後乾いてできる紙面の波打ちがどうしても残ってしまう。11・24は柿渋に浸けてあるが裏打ちはなく、紙面が波打っている。コテで折り目をつけているから、コテを使つたには違いないのだが、それだけでは濡れてできる紙面の波打ちを消すことはできないらしい。裏打ちは、小皺を延ばす目的もあつたと考えられる。

ケ 紙継ぎ

第六に、裏打ちの作業は特に杜撰である。裏打ちのある三四点のうち一九点には紙継ぎがある(1・2・3・8・9・10・13・19・30・38・41・42・43・44・53・57・59・63・66)。先に述べたように、裏打ちの紙継ぎはすべきではない。大きな紙で一氣に裏打ちをするだけの技術を持たない人物だつたために、左右に二分割せざるをえなかったということなのだろう。

うち八点(3・8・9・13・19・30・41・44)は、右端まで残り60ミリ未満の箇所での紙継ぎになっている。8は右端まで残り14ミリ、



模式図2 59番文書の裏打ち (単位mm)

書いた)のを隠すためだった可能性もある(ほかに、21・38・42・57にも裏打ち紙に墨の滲みを認めることができる)。短く裏打ちしてみたものの隠せないために、徐々に継ぎ足していったということなのだ

19は残り18ミリで継いでいる。42は右から裏打ちをしている。38は紙継ぎ箇所が斜めになっているだけでなく、継いだ右側の紙の左端には、裏打ち用紙の一番端の不定形に歪んだ部分を切ることなくそのまま使っている。

このほか、4・45は二重、59は実に三重の裏打ちになっている。特に、59の場合、左から319ミリの裏打ち紙が二重に貼られ、その右に67ミリと151ミリのものが継がれ、この上に右から262ミリの長さで貼られている(模式図2参照)。十分に

ろうか。

57・63は折紙であるのに裏打ちがある。23・30・32・40・63には表装の跡がある。63以外は表装の際の裏打ちが、63ではその痕跡だけが、本紙裏の周囲に残っている。そのうち30・32・63では、表装の痕跡の上からさらに裏打ちが行なわれている。

コ目印

第七に、裏打ち紙のうち一点(1・2・4・7・8・9・10・30・41・53・59)の裏側には、本紙の折り目と合致する位置、大体が右下二か所ほどに、5ミリ程度の目印の縦線が付いている。ただし、これは非常に見えにくいいため、より多くの裏打ち紙の、より多くの箇所が付いている可能性も十分ある。

この目印の位置から見て、裏打ちを始めるときにはすでに本紙には折り目が付いていたことになる。本紙に折り目を付けた上で裏打ちをするというのは、手順としては不自然だろう。柿渋を浸けてこわばった本紙と裏打ち紙の二枚を貼り合わせた上で同時に折り目を付けるのは堅すぎるので、一枚ずつ折ったうえで貼り合わせたとも考えられる。これは、のちに述べるように、折り目にはコテをかけているのだから、柿渋浸けをした紙に折り目を付けるのはそれほど容易な作業ではなかったらしい。あるいは、当初裏打ちは想定しておらず、折り目を付けて完成の予定だったのかもしれない。しかし、本紙裏に滓が予想をこえて貼り付いていたため、当初の予定外だった裏打ちをして裏の滓を隠したとも考えられる。

ただ、理由が右にあるとすれば、なぜ目印を付けたものが一点と

少ないのか。なぜ、その一点のうち、七点（1・2・4・7・8・9・10）が虫損のあるものと一致し、虫損がありながら目印のないものは二点（3・13）なのか。目印のある一点のうち、裏打ち紙を継いでいるものは九点（1・2・8・9・10・30・41・53・59）あるが、なぜ二点（8・53）だけが左の一枚目の裏打ち紙に目印があり、ほかの七点は右の二枚目の裏打ち紙に限って付いているのか。よくわからない。

第八に、この裏打ちしたものの周囲は、感状とほとんど同じ大きさに、恐らくハサミで切つてある。これは、制作者が裏打ちとはそうするものだと考えていたか、あるいは裏打ちしてあることをなるべく目立たないようにしようとしたかだろう。切断は、ハサミを当てる基準線も引くことなしにしたらしい、すべての切断線が直線ではなく、左右に微妙に揺らいでいる。本紙に切り込んだと思えるものまである。

特に一点（18・35・38・41・42・43・44・48・53・57・59）の切り口はかなり歪んでいる。そこまで切つてきた線を不連続に1〜2ミリ横にずらしてしまつたために、余分な断片が付いているものもある（13・41・42・43）。

周囲を切る作業は、裏打ちをしていないものであつても行なつたらしい。裏打ちのあるものとは違って、これを確認することは難しいのだが、少なくとも11・14の切り口は歪んでいるし、11には切り損ないの断片が残っている。

第九に、折り目は手で付けたような緩やかなものではなく、恐らくコテできつく付けてある。折り目位置の調節をしたのだらう、九点（4・9・10・12・13・14・27・39・59）には、付けてある折り目

の間に、コテで消した別の折り目の痕跡が消しきれずに残っている。特に、59には多数の折り目の痕跡がある。巻いた折り目と屏風折の折り目の二つが付いているものもある（39・40）。三点（39・44・48）には、重いものを乗せた型が付いている。

第一〇に、料紙や封は、いくつか形を変えたものを作っている。切封は五点（16・18・24・27・39）ある。切封の紐の部分は通常開封の際に切り落とすから、普通は18の様に料紙本体しか残っていないものだが、残りの三点は紐まできれいに付けてあるだけではない。この三点には、切封のほかにねじり封まで作つてある。切封は簡略化した封だから、宛所と差出人を袖裏に記してあり、それで一そろいになっている。しかし、この三点には、さらにねじり封を付け宛所と差出人を重複して記している。同じ様に、24には切封に折封を添えてある。

第一一には、二点（12・46）を除いたほか全てには、複数の針穴が四隅に、裏打ちの紙も貫いて開いている。四隅よりやや中央寄りに開いている穴もある。これは制作作業に伴うものなのか、後世のものなのか、判断できない。

以上の手順として、若干の移動はありうるものの方、しわ付け、柿渋浸け、コテかけ、文字書き、再度の柿渋浸けか、「虫損」作り、再度のコテで折り目付け、裏打ち、切断ということになるのか（しわに色が染み込んでいるためしわ付けが先、墨の乗りが悪いため柿渋が先。しかし、墨の上に滓が乗っている場合もあるため、再度柿渋浸けか。しわを伸ばさないと文字は書けない。「虫損」作りが後でないと文字は書きにくい。「目印」からして折り目付けが裏打ちより先。裏打ちは「虫損」作りの後。切断は裏打ち後）。

サ「古写」

先に述べたように、「感状・証文」類は1～66の番号がふられているものの、その内、5・17・22・25・26・28・31・36・37・47・49・52・54・58は欠番になっている。天保ころ（一八三〇年代）の、藩の手による家臣所蔵文書の写し「藩中古文書」七（史料館蔵）には、表2のように「宇佐美左助蔵」として「感状・証文」類五三点が写されている。第一欄の「番号」は「藩中古文書・宇佐美左助蔵」に付した通し番号で、第二欄は該当する「宇佐美定祐文書」の番号である。「宇佐美定祐文書」の37までは両者はよく一致していて、欠番の5・17・22・25・26・28・31・36・37は「宇佐美左助蔵」5（17）（22）（25）（26）（28）（31）（36）（37）で埋め合わせることができる。ところがそこをすぎると一致しなくなり、「宇佐美定祐文書」の40～47が「宇佐美左助蔵」の（38）～（45）59～62が（46）～（49）64～66が（50）～（52）39が（53）となつて、「宇佐美左助蔵」は終わっている（『南紀徳川史』六冊にも1・8・22・20・27・28・26が採録されている）。結局、「宇佐美定祐文書」の38・48～57・63は「宇佐美左助蔵」に写されず、その箇所にあてはまる欠番の49・52・54・58も、存在自体からして不明なのである。

「藩中古文書」一～二は、紀州各郡「古文書」とともに史料館蔵。「藩中古文書」一～二は、「名草郡古文書」巻・四ノ上・四ノ下・五とともに「小島備源写之」とある。小島備源は、『紀伊統風土記』の「纂修」職に就いた紀州徳川家藩校教授で国学者本居内遠の門人であつた（『南紀徳川史』五五八頁）。「那賀郡古文書」一～七：「在田郡古文書」一～三：「日高郡古文書」合わせて二冊は「芳右衛門」、「牟婁

郡古文書」巻・玖：「海部郡古文書」巻・参：「海部郡文書目録」は「本居稻楠写」、「伊都郡文書之部」、「伊都郡文書部」合わせて二冊は「内蔵写」、「海部郡古文書」以外は見開き左に「本居文庫」の蔵書印が捺してある。

ところで、「名草郡古文書」五、「大野莊藤白浦鈴木氏蔵」の頭注に「備源云、此蔵ノ文書總テ偽物也、可省歟、ヨク論シ究ヘシ」、「藩中古文書」九、「安井将右衛門蔵」の注に、「此文書新ラシク見ユレハ可除歟」、「同」十一、「堀瀬兵衛蔵」に、「此文新シ、可除歟」とある。

「藩中古文書」七、「宇佐美左助蔵」の頭注に「本アリ、惣テ古写」とある。収録文書の何か所にも難読文字を元の文書を再検討しながら考察した後が記されているが、その難読文字は現存する宇佐美定祐文書と同じ字体である（とすれば、この再検討に当たって書かれた「本ノママ」という場合の「本」は原本ではなく「古写」物ということになる）。小島備源が見たものも現存文書だったことは間違いがない。「藩中古文書」では、各古文書欄外冒頭に「本」、「古写」、「写」、「籠字」（輪郭を写した字）などの文字を書き込んである。「本」は「古文書本体」の意味であろう。ということは、「宇佐美左助蔵」の「本アリ、惣テ古写」というのは、備源の採録にあたつて、本体は別にあり、この文書は古色に覆われ虫食いのある古写であると申請をしたことにな

る。ただ、「宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書」（124）第二項「宇佐美造酒助勝興宗閑居士一代之始末」末に小文字で書いた「代々ノ感状・証文之覚」（三九丁裏）で、「感状・証文」類を代々にわたつて、神社等に預け続けたとある。「宗閑居士（造

表2 「藩中古文書」にある感状・証書類

藩 定祐	表 題(封紙)	発 給 者	宛 所	年 月 日
[1]	鎌倉右大将頼朝卿御直判御下文	(花押)	(宇佐美三郎祐茂)	建久3・9・5
[2]	最明寺時頼状	左近将監(花押)	宇佐美藤三郎	宝治元・6・5
[3]	新田左中将義貞感状	新田義貞(花押)	宇佐美撰津守	元弘3・6・10
[4]	新田左中将義貞御感状	義貞(花押)	宇佐美撰津守	建武2・12・21
[5]	楠木正成感状	正成(花押)	宇佐美河内守 同 藤三郎	建武2・12・22
[6]	畠山国清入道道誓・畠山尾張守義深	国清(花押) 義深(花押)	宇佐美参川守	2・15
[7]	等寺院尊氏將軍家御判御内書	(花押)	宇佐美撰津守	建武3・4・朔
[8]	楠木正成状	正成(花押)	宇佐美河内守 楠木七郎	5・15
[9]	足利公方等寺院尊氏公御感状	(花押)	宇佐美参河守	10・8
[10]	義詮將軍御内書	(花押)	宇佐美参河守	観応3・4・3
[11]	畠山持国感状	持国(花押)	宇佐美藤三郎	文安元・9・朔
[12]	畠山徳本・同義就状	徳本(花押) 義就(花押)	宇佐美左衛門尉 同 藤三郎	8・20
[13]	東山殿足利公方慈照院義政公御感状	(花押)	宇佐美左衛門尉	寛正3・4・24
[14]	管領畠山政長状	政長(花押)	宇佐美左衛門尉	6・18
[15]	細川右京大夫勝元状	右京大夫勝元(花押)	宇佐美左衛門尉 同 造酒助	応仁元・10・8
[16]	管領上杉顕定君感状	顕定(花押) 法名道盛	宇佐美道盛老	5・20
[17]	上杉顕定感状	顕定(花押)	宇佐美越中守	11・2

宇佐美定祐

宇佐美定祐

藩 定祐	表 題(封紙)	発 給 者	宛 所	年 月 日
(18) 18	上杉顕定感状	顕定(花押)	宇佐美駿河守	11・20
(19) 19	千葉尚胤状	千葉介尚胤(花押)	宇佐美駿河守	7・5
(20) 20	長尾平三景虎感状	長尾平三景虎(花押)	宇佐美駿河守	6・3
(21) 21	上杉兵部大輔憲政感状	憲政(花押)	宇佐美駿河守	7・21
(22) 23	上杉謙信感状	政虎(花押)	宇佐美駿河守	天文23年8月19日
(23) 23	上杉謙信感状	政虎(花押)	宇佐美駿河守	弘治2・卯月16
(24) 24	上杉謙信感状	景虎(花押)	宇佐美駿河守	弘治3・8・29
(25) 25	上杉謙信感状	謙信(花押)	宇佐美駿河守	5・10
(26) 26	上杉謙信感状	輝虎(花押)	宇佐美駿河守	2・29
(27) 27	上杉謙信感状	輝虎(花押)	宇佐美駿河守	永禄4・9・11
(28) 27	上杉謙信感状	輝虎(花押)	宇佐美駿河守	3・7
(29) 29	上杉謙信君感状	輝虎(花押)	宇佐美造酒助	永禄5・3・7
(30) 30	上杉謙信君感状	謙信(花押)	宇佐美駿河守	10・3
(31) 30	上杉謙信感状	輝虎(花押)	宇佐美駿河守	卯月8
(32) 32	上杉謙信君感状	輝虎(花押)	宇佐美民部少	3・7
(33) 33	信長公御書	織田弾正忠信長(花押)	細川右馬頭 三淵大和守	4・29
(34) 34	足利公方靈陽院義昭公奉書	右馬頭藤賢(花押) 大和守藤英(花押)	宇佐美民部少輔	永禄12・5・9
(35) 35	秀吉公御証文	羽藤吉秀吉(花押)	宇佐美民部少	永禄12・5・9
(36) 35	足利義昭奉書	(花押)	上杉謙信老	10・8
(37) 35	佐々成政感状	陸奥守成政(花押)	宇佐美民部	霜月2
(38) 40	秀吉公御感状	秀吉(花押)	小西撰津守	文禄元・8・23
(39) 41	小早川隆景感状	小早川隆景(花押)	宇佐美民部少輔	文禄2・2・朔
(40) 42	小西撰津守行長感状	行長(花押)	宇佐美民部少	3・9

・	・	・	・	以下「藩中古文書」に採録されず	(〔53〕)	(〔52〕)	(〔51〕)	(〔50〕)	(〔49〕)	(〔48〕)	(〔47〕)	(〔46〕)	(〔45〕)	(〔44〕)	(〔43〕)	(〔42〕)	(〔41〕)
51	50	48	38		39	66	65	64	62	61	60	59	・	46	45	44	43
石田治部少三成状	直江山城守兼続廻文	石田治部少三成状	石田治部少三成・増田右衛門尉長盛連状		大御所家康公御感状	馬場七左衛門・真弓津右衛門連判証文	中山勘解由照守・村瀬左馬助政真連状	大野修理亮内武笠左助政房状	大野修理亮内向井庄助状	大野修理亮内向井庄助状	大野修理亮治長家臣米村六兵衛長清状	須田大炊助長義・杉原常陸介親憲連状	小西行長感状	板倉伊賀守勝重奉書	小早川隆景感状	小早川隆景・増田右衛門尉長盛連判感状	小西摂津守行長感状
石治三成(花押)	直江山城守兼続(花押)	石治三成(花押)	石治三成(花押) 増右長盛(花押)		江戸大納言家康(花押)	桑山左衛門内馬場七左衛門一豊(花押) 菱沼織部内真弓津右衛門曾重(花押)	村瀬左馬助政真(花押) 中山勘解由照守(花押)	向井勝介事二て候 武笠左助政房(花押)	政房(花押)	向井勝助政房(花押)	米村六兵衛長清(花押)	杉原常陸介親憲(花押) 須田大炊介長義(花押)	摂津守行長(花押)	板倉四郎右衛門勝重(花押)	小早川隆景(花押)	小早川隆景(花押) 増右長盛(花押)	摂津守行長(花押)
同 宇佐美民部少 兵左衛門	宇佐美民部他12人(越後浪人中)	同 宇佐美民部少 兵左衛門	宇佐美民部少		小西摂津守	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	向井勝助宇佐美造酒介	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	宇佐美民部	宇佐美民部少輔	宇佐美民部少	宇佐美民部少輔	宇佐美民部少
8・朔	7・28	7・10	文禄元・7・19		8・朔	6・14	6・7	卯・28	正・4	極・29	12・28	慶長19・12・24	慶長3・5・29	8・2	7・28	文禄2・6・8	6・7

宇佐美定祐

藩 定祐	表 題(封紙)	発 給 者	宛 所	年 月 日
53	直江山城守兼継・本庄越前守繁長感状	直江山城守兼継(花押) 本庄越前守繁長(花押)	宇佐美民部少	慶長6・4・晦
55	判団右衛門直之状	判団右衛門直之(花押)	宇佐美民部少	正・7
56	真田左衛門尉信繁状	真田左衛門佐信繁(花押)	宇佐美民部少	正・21
57	後藤又兵衛尉年房状	後藤又兵衛年房(花押)	宇佐美民部少	正・21
63	後藤又兵衛年房状	後藤又兵衛年房(花押)	宇佐美造酒助	正・29

「藩中古文書」(史料館蔵)の(番号)は筆者の付した通し番号

酒助)心入有之、先祖代々ノ感状・証文を手前二不置、越後二居候内
八上田ノ雲洞院卜加地の願文山二納置、稲垣摂津守重龍供して大坂二
居住之内八、或八天王寺二納置、又八大坂天満天神二納置、大坂を立
除尾州御奉公之時八小牧の海蔵院二預置、江戸二牢人二て罷有候内八
浅草ノ観音別当二納、水戸へ有付候て八伊豆ノ大山ノ不動八大坊二預
置、水戸を立除上京の節、家人を遣取もとし上方へ持参、在京又八大
坂へ参居候内八河内国天野ノ摩尼院と河内ノ歎心寺禪本坊二納置、紀
州へ妻子引越候ても其俣河内国二指置申候、左助代迄も右同所二預
置、万治二年亥ノ四月、江戸ニて亜相公御尋ノ時二奉行長谷川勘八直
方承り、河州天野へ取二越、江戸へ取寄御前へ上、万治三年四月二左
助方へ感状・証文五十二通御返し被下、初六十四通指上ケ候、其後十
二通八御前二御留置、残五十二通八返し被下候、其砌左助御暇ノ儀
思立候二付、感状・証文等又河内ノ天野へ預置候、天和四年改元、貞
享元年ノ二月、公方様諸国へ被仰下、大御所様・台徳院様御感状・
御証文被召上御吟味ノ時、河内天野へ申遣取寄上ル、大御所様御感状・
板倉四郎右衛門尉勝重奉書式通、公方様へ御指上ケ被成候、但中川清

三郎・丹羽弥四郎うつし候て公儀へ御指上被成候。これは、長年月に
わたつて「感状・証文」類を神社等に預け続けたため無事に伝来した
という説明である。子孫に対し「感状・証文」類の原本は預けてある
から努々間違えないようにという、必ず心得るべき大書した伝言では
ない。ましてや、宇佐美家にあるのは原本でなく古写だとしているの
でもない。

その預かりも、三項「宇佐美左介代覚書」中に、「寛永十二年も家伝
ノ感状・証文、河内ノ天野二預置、当年二至て二十五年目二江戸へ取
寄(四七丁裏)」「古キ文書五十二通御返し候と、初指上候時手前二と
め候十四通と、合六十六通爾今相伝(五〇丁裏)」と書かれる。貞享元
年(一六八四)頼宣の披見があつた時、此時二河内天野二預置候家伝
ノ感状・証文ヲ手前へ取寄候、但寛文四年辰ノ春、河内天野へ預置、
今年二至て廿一ヶ年目也(五七丁裏)とあり、これ以後、感状証文を
預けたという記載は一切ない。

宇佐美定祐文書のどこにも、「感状・証文」類は原本ではなく古写で
あるとか、「感状・証文」類の写しを作つたという記事はない。そうし

た認識は宇佐美家の末裔達にも当然なく、三代三郎兵衛の著した由緒書きにも、「権現様御直判御感状・南龍院様御直書并板倉伊賀守殿奉書等、家伝之文書爾今所持仕候」(75・1)とある。彼らは「感状・証文」類は原本だと思っていたはずで、明治の一点を含め合計四点の「宇佐美家伝来ノ書付目録」を書き上げている。「古写」という表記は「藩中古文書」のこの一か所だけなのである。

「藩中古文書」の調査に当たって、なぜ急に「宇佐美左助蔵」の「感状・証文」類が古写だということになったのだろうか。他家文書に対して「此蔵ノ文書総テ偽物」とか、「此文書新ラシク見ユレハ可除歟」という備源の書き込みがあるのだから、「宇佐美左助蔵」への備源の判断は具体的には分からないものの、それと無関係に古写という位置付けが急に現れるはずがない。さすがに、古文書に精通した国学者本居備源の目を誤魔化すことは出来なかったであろう。もともと、備源も、古写にしても内容がおかしいというところには踏み込めなかったということか。なお、「藩中古文書」に写された「感状・証文」類と、のちに述べる「畠山牛庵極札」の付いた「感状・証文」類とは一致しない。

なお、「名草郡古文書」各冊にだけ、見開き右に「サ印八風土記古文書ノ部ニ無之印」と同様の文言が記され、たしかに、例えば「同」四ノ下「小野田村産土神神主小野田氏蔵」のうち「紀伊統風土記」「古文書之部」に掲載されたのは。の付いた一点だけで、サの付いた残り九点は載っていない。「同」巻「田屋村森藤左衛門蔵」「重御寄進状案」頭注に「三十九丁後ノツ、キヘ入ヘシ」とあり、「同」「玉置庄司貞頼代滝守弁申」末に「三十九丁前ノ印寄附状コ、ヘ入ヘシ」とあり、

『統風土記』ではその通りの順番で掲載してある。「同」四ノ下「薬勝時村薬王寺蔵」の傍注に、「此文書宝龜院ニアリヤ否、此蔵ノ字暫除ヘシ」とあるが、『統風土記』には「蔵」と記してある。「同」「同蔵太政官牒薬勝寺」の解説不能な文字の注に「草稿ノママ、重テノ差出ヲ待ヘシ」とあり、『統風土記』ではその箇所が空欄になっている。また、同末尾注に「。此印ノ所ニ草稿本ニ、天保五年以宝龜院古写老軸、風土記調之砌書写之畢ト有、惣テ此薬王寺ノ蔵ハ高野山宝龜院ニアリヤ、又薬王寺ニアリヤ、何分差出ヲ待ヘシ」と記す。

つまり、『紀伊統風土記』編纂のためにまず、収集史料の「草稿」があり、その「草稿」を整理したものがこの各郡「古文書」ではなかったか。そして、この各郡「古文書」で考証を重ねながら「紀伊統風土記」を編纂していったものと思われる。そうであるならば、「藩中古文書」も、『統風土記』編纂のために家臣所蔵の古文書を写した収集草稿から整理をして作成したものの、最終的には『統風土記』への掲載は見合わせたということになるうか。そうした作業過程で、「宇佐美左助蔵」に対する「古写」の判断も下されたことになる。

1の内「感状・証文」の封紙

「感状・証文」類は整理のために、薄茶色の薄い和紙の封紙(39・46の封紙は通常の和紙、33・35・40は薄茶色のものに加え、通常の和紙の封紙もある)に包んであり、表には表題と宛て名(宛て名を時々間違え訂正している)、年代順にふった整理番号を書いてある。表題と宛て名は同一の筆跡だが、番号については判断できない。目録にはこの表題を書き入れ、付表1「感状・証文」類の状態」下欄に「整理の

封紙」を書き入れた。この封紙のうち九点（1・3・8・9・27・35・41・44・45）の内側には、「感状・証文」類を与えられた際の状況を、表題・宛て名と同一の筆跡で解説してある。たとえば、頼朝の「下文」の封紙には、「…御上階以前八御判を下文二被載、此度政所を被置の後、以前の下文を被召置、改て政所の下文を給所二、千葉常胤訴テ云、政所の下文八家司等か署名也、後代の証迹二難伝、常胤が分八別二御直判を被副置八子孫未代の龜鑑たるへき由申請二付、所望の如く御直判の御下文を給ル、是二も土居・佐々木・三浦・宇佐美等も又千葉介同意の旨を訴申二付、同九月五日二土居次郎惟平・佐々木兄弟・三浦并宇佐美三郎祐茂共余人ノ輩二八千葉介同前二御直判の御下文を給、即其御下文八此状也」とある。

「下文」を与えられた際の細かな事情が記されている。後代の人物が「下文」を見ただけで書けるような一般的な解説なのではない。「当事者」でなければこれを書くことは不可能なのである。しかも、字体も変えてはいるものの「下文」本文と同一と見ることができ。ちなみに、文書簞笥中段引き出し蓋の表書（番外2）も同じ筆跡といえよう。

1の内「畠山牛庵極札」

「感状・証文」類の封紙内側には、これらを鑑定し真筆であることを保証した「極札」が貼り付けてある。「極札」は「感状・証文」とは区別できる作業ではあるが、分類目録で「極札」を「感状・証文」から独立させて別項目にすると本紙との対応関係が失われるため、「感状・証文」の注で扱い、付表2で「極札」の内容一覧を別途表した。鑑定した筆の筆者名、1であれば「頼朝右大將家直判下文 筑後守俊兼筆」

と、書き出し語句、1の場合は「伊豆」を古筆家の直筆で書き、その下に極印を捺す。捺されている「極印」は古筆家畠山家二代目「牛庵」を示している。

「極札」の欠けている「感状・証文」は以下の九点である。

- 39 大御所家康公御感状
- 40 秀吉公御感状
- 46 板倉伊賀守勝重奉書
- 60 大野修理亮治長家臣米村六兵衛長清状
- 61 大野修理亮内向井庄助状
- 62 大野修理亮内向井庄助状
- 63 後藤又兵衛年房状
- 64 大野修理亮内武笠左助政房状
- 66 馬場七左衛門・真弓津右衛門連判証文
- 39・46は「極札」を貼り付けている一連の封紙を欠き、60・62・64の発給者は又者のため、「極札」を付することは考えにくかるう。ただ、40秀吉、57にはあるものの同じ63後藤又兵衛に「極札」がない理由は正当化できない。また、さほど名が通っているとはいえない53直江山城・本庄越前、59須田大炊助・杉原常陸介、65中山勘解由・村瀬左馬助発給のものに「極札」がある点自体がかなり考えにくいことであるのに、一方では同様の66に欠いている点は釣り合いが悪かるう。また、「感状・証文」類の切断にさまざまな作業が多くあつたのと同様のことが「極札」にも見られる。一つには、上下の切断線（短辺）が斜めに切れ（3・6・12・18・2・19・23・43）、二つには、左右の切断線（長辺）が歪んでいる（11・20・21・24・29・32・34・35・43・44・

45・48・65。

それはともかく、たとえば、写真16（「細川右京大夫勝元状」（15）封紙裏に貼られた右側の「極札」の「極印」A・写真17（同じく左側の「極札」の「極印」B）に見るように、この「極札」には、ありえないことに二種類の「極印」が使われている。字体が全体に丸みを帯び偏平なAと、縦長で細身のBである。極印はその古筆家本人の極札であることを証明するものだから、家伝の一つだけの極印を使うのであつて二種類を使いこなすなどというものではない。

写真18は、北一雄氏旧蔵北家文書（和歌山県立文書館所蔵）に含ま



写真16 (A)



写真17 (B)

れた本来の二代牛庵極札である（エ・389・43）。もっとも、これは弘法大師筆を鑑定した極札なのだが、残念ながらその本体を欠き、極札だけが残っている。この極印は、村上翠亭他監『古筆鑑定必携』に載る二代牛庵極印と一致する（村上翠亭他監『古筆鑑定必携』淡交社、二〇〇四年、初代七八頁、二代四三、一三頁）。A・Bはこの北家の正真の牛庵印に比

べ、より外郭瓢箪の幅が狭く、そのため中央のくびれが小さく、牛庵の文字と外郭との間隔が狭い。「牛」字「庵」字それぞれの最上部、山形の部分が、本来中心線が突き出ているべきところ、両脇二本と同じ高さである。Aは、ゆるやかな曲線を経て九〇度曲るべき位置が円に近くなっている。「庵」字下部の「申」は、中心線と左「E」・右「ヨ」との間隔が開いている。本来縦長の「庵」字が偏平である。極札に書く書き出し語句は、鑑定した筆のくずし方を真似て記すのが形式になっているのだが、写真19（「細川右京大夫勝元状」（15）本紙）のように、宇佐美定祐文書ではその点全く意に介していない。また、極札の上部に記す、



写真18

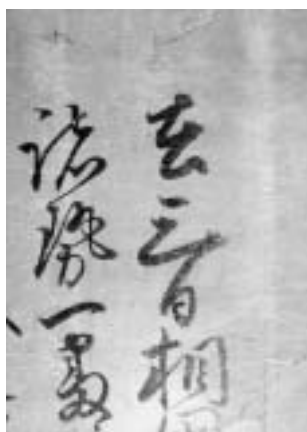


写真19

鑑定した筆の筆者名は、北家の極札のように古筆家本人が独自のくずし字で記すことになっている。北家の極札は二代牛庵の筆。しかし、宇佐美定祐文書の「極札」では、二代牛庵や初代牛庵とも違えばかりか、写真16・17にあるように筆跡は二、三種類あるように見える。それが「極印」Aに付随する筆跡とBに付随する筆跡で区別されて

いるかというところでもなく、A・Bと筆者名の筆跡との対応関係はない。

15・18・33では「極札」が二枚ついているばかりか、15・18では「極印」も異なる。字体は、15・18では右側のA印、33でも右側の方がぎこちない。さらに封紙内側に複数の貼り跡が残っているものもある。その内、2・6・13・18・29・33・48・50・51は、その長さからして別の「極札」の貼り跡と判断できる。具体的な様子はわからないものの、複雑な手順をとったことが推測できる。

「宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書」(124)三項「宇佐美左介代覚書」傍注に、「此時四月三日ノ日付にて水野小右衛門手紙二通有之、此度感状・証文ヲ水戸ノ牛庵二御見せ、極メノ外題御取御添被下候、則小右衛門手紙の中二詳なり、牛庵外題をそへ感状・証文御返被下候」(五〇丁表)とある。(万治三年)四月三日付「左助宛水野小右衛門書状」(79・2)にも、「右之感状・証文等不残牛庵二御見せ、極メ之外題御取相添被下候」とある。「牛庵極札」を保障するため、小右衛門書状に右の文言を書き入れたのである。

2 「旧領」等絵図

宇佐美定祐文書にある絵図、「枇杷島絵図」「越後国信濃川流域絵図」「関ヶ原合戦之図」「関ヶ原合戦絵図」の四点を入れた。「越後国信濃川流域絵図」は左右に二分割された縦21センチメートル×横178センチメートルの大きな絵図で、「関ヶ原合戦絵図」と共に、色彩も豊かに、山川までもていねいに描いてある。枇杷島・越後国は宇佐美氏旧領で、関ヶ原は宇佐美氏が戦功を上げたとする戦いである。家伝の古絵図と

いうことなのか、先祖の存在と戦功を明らかにし、自らがその末裔であることを視覚の面から証拠立てようとしているのだらう。ただ、「感状・証文」類同様、「越後国信濃川流域絵図」には幅八、九ミリにもなる、カミソリで切り取られた巨大な「虫損」がある。この四図とも、小判型の長円に囲まれた村名が街道に沿って並んでいるという、近世の国絵図にならった描き方である。関ヶ原関係の二図は、街道と村名が書かれた空所を各大名の布陣で埋めている。ありうべき、これら絵図について触れた「解説」は当面見出しえていない。

3 先祖等「自筆」

封紙表題に「宇佐美越中守孝忠御自筆」「宇佐美駿河守・民部少輔御自筆」とある。しかし、その内容は表題と不釣り合いな断簡である。二月九日付黒川源次郎(陸奥黒川氏)宛左京太夫輝宗(政宗の父伊達輝宗、天正四年(一五七六)左京太夫叙任、同十三年没)差し出し「松葉并致着候二付書状」(117)もここに入れた。

4 「造酒助宛」書状

ア 書状と封紙の不一致

父「造酒助宛」書状が二〇点ある。紀州藩への仕官を呼びかける藩重臣を装った書状がほとんどである。藩主頼宣が仕官の条件を述べた書状と、「感状・証文」類の藩主披見を述べた書状を含む。

先にも述べたように、「造酒助宛」書状に限り、書状本体と封紙で差し出しの日付・差し出し人名が一致しないものが一八点中七点ある。

「宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚

書(124)の内、「宇佐美造酒助一代始末」は、「造酒助宛」書状を使つて造酒助の動向を記している。それぞれに、例えば、「其刻渡辺一学御跡より被罷下候、高野山へ被越候書状二通、一通八月日き系て不見、一通八霜月廿六日ノ状則堺より越候(二九丁表)」として傍書に「三ノ包紙」とある。一学の「月日き系て不見」の書状は76にあり、十一月二十六日のものは71にある。朱字で「三」と書いてある92の封紙には「寛永八年霜月 渡辺一学状」とある。こうして76と71の書状の封紙は92であることが分かり、書状に想定した年号も明らかになる(もつとも、年号がはつきりしていることの方がおかしいのだが)。このような作業を通じて、「造酒助宛」書状と封紙を整理し、年月日順に並べかえたのが付表3である。

イ 書状の状態

これに基いてそれぞれの書状の状態を明らかにしたのが付表4である。「造酒助宛」書状の制作手順は「感状・証文」類と同様である。書状はすべてを灰色の繊維を混ぜた柿渋液に浸けたと判断できる。柿渋色あるいは柿色をしているものがほとんどで(73・76・71・84・90・78・1・78・2・85・1・85・2・92・2・74・1・74・2・111・103)ほかに柿色小断片が付着していたり(76・71・74・1)、灰色の繊維が貼り付いていた(84・83・1・78・2)、右端が黒ずんでいた(74・2・86)、灰色の繊維が字の上に淬として乗っていたりする(91・92・1・86・111)。

また、和紙を球状に握つて液に浸けたのか、色むらがあるもの(76・90・78・2・92・1・111・103)、ハケで液を塗ったのか、筋が見られる

もの(103)がある。折り巻いた状態での表裏だけに古色を出すため、折ったまま柿渋に浸けたり(73・71・91・84・90・83・2・78・1・78・2・85・1・85・2・93・92・2・74・2・86・103)、折ったまま黒く硬い面にこすりつけ、黒い手擦れ様の状態を作り上げたり(76・91・84・90・83・1・83・2・78・1・85・1・85・2・93・92・2・103)している。ほかにも、手で握つたしわが残っているものや(73)、そのしわにコテをかけているもの(91・74・1・74・2・92・1・86・111)がある。ただ、「造酒助宛」書状の場合は「感状・証文」類と違い、作つた「虫損」はない。しかし、71は柿渋に浸けているにもかかわらず本物の虫損を受けている。なお、92・1は二か所で紙継ぎがしてあり、三枚目は114ミリしかない。

裏打ちしてあるものは二〇点中九点(73・71・91・78・1・74・1・74・2・92・1・86・111)。右に述べたしわのあるもの、しわにコテをかけてあるものはすべて裏打ちがある。裏打ちのある九点の内、一点を除いて紙継ぎがしてある(73・71・91・78・1・74・1・74・2・86・111)。中でも71は、裏打ちしたものの同士を紙継ぎしている。すなわち、裏打ちを先に行なつたということなのである。また、本紙と裏打ち紙の間に、柿色小片が入り込んでいたり(91・92・1)、淬がはさまっていたり(78・1・74・1・74・2・86・111)する。74・1は裏打ち紙の外側に柿色小断片が付いている。本紙と裏打ち紙の間にも淬がはさまっているのだから、裏打ちをした後に再び柿渋液に浸けたことになる。裏打ちのないもの(76・84・90・83・1・83・2・78・2・85・1・85・2・93・92・2・103)には、取り立てて裏に付着物があるわけではない。

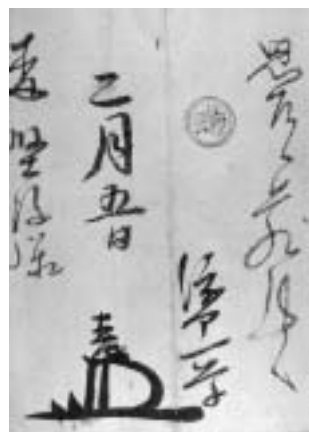


写真20

「感状・証文」類同様、裏打ち紙は本紙と同じ大きさ、ハサミであるうか切つてある。そのため、切り方が歪んでいた(76・92・1)、本紙に切り込んでしまつたり

(91)している。

ウ 杜撰な作業

ただ、作業は「感状・証文」類に比べても慎重さを欠いている。発給日の「三月」を「二月」に直したり(92・1)、行間や文字を擦つて訂正したり(76・71)した跡がみえる。83・1は文字にかぶせて紙継ぎがあり、二番目の紙継ぎの裏は剥がした痕跡が見える。次の紙継ぎまでの紙幅も短いので、数行削つて前の部分とつなげたか一部を削つて書き直したかであろうか。85・1は二か所にわたつて文字にかぶせた紙継ぎがある。93は滓を付け擦れを作つた後で紙継ぎをしている。111は文末に長方形の紙をはがした跡が付く。

渡辺一学差し出しとする92・1(写真20)には墨印が、文末、差出人名の上部というあるべからざる箇所に捺してある。「御自筆にてあらはされ候もの、上二御いんはん被成候而被遣候、御錠二八此あらはされ候もの、御かつてんのまいり候様二御かき候而御あけ被成候様二と御意被成候而御かき被成、上二よく貴様御判候て御越可被成候」とある。御自筆で御書きになつたものは御印判を御押しになつて御渡し

になる、御錠にはこの御自筆で御書きになつたものは御合点の行くように御書きになつて上げるようにとあるが、後半は意味不明(もつとも、意味が取れるように書かれていると期待する方が無理かもしれないが)。要は、藩主頼宣が印判を押したというところらしいが、こうした形式はありえない。

位置は同じで、押印を削り取つた



写真21

跡を残しているものもあるが、意図は理解できない。その痕跡から右の92・1と同じ印判と判断できるもの(83・1・85・1)と、92・1とは異なる小印の痕跡があるもの(85・1・85・2)である。それ以外のものは削り込んであるため印判を判断できない(84・83・2・93・92・2)。

「造酒助宛」書状二〇通は、一点(74・1)を除いて差出人の諱と花押が書かれていた。しかし、写真21(資料番号86)のように、諱の二文字目はほとんどすべて字も小さく、曖昧に書いてあつて読みとれるような状態にはない。渡辺一学の諱「直綱」の「綱」はともかく、久野三郎左衛門宗晴の「晴」、加納数馬直恒の「恒」、布施佐五右衛門重紹の「紹」はともそう書けているとは思えない(目録では二文字目を□で示した)。本来花押のうへの諱は、差出人が明らかになるように大きく明快に記すものである。「感状・証文」類の書き様とは大きく異なる。製作者自身、それぞれの重臣の諱を知っていたのかどうか

(もつとも、四人衆は実際そういう役職にあったかどうか、はっきりとは分からない。久野は『南紀徳川史』五冊、四〇五頁では「三郎右衛門」、父宗成三郎左衛門が寛永二年(一六二五)没。なお、正保元年の103「貴様御働之書立并感状・証文五通迄御上被成披露仕二付書状」は、差し出しが布施佐五右衛門ではあるが、父佐五右衛門は寛永十二年(一六三五)二月十七日に没しているため(『南紀徳川史』六冊、三〇四頁)、これは二代目佐五右衛門。諱は不明。宛先が民部になっているが、「宇佐美左助代覚書」(124)では、造酒助は寛永十九年(一六四二)から祖父の名民部を名乗ったとする)。

頼宣差し出しの書状(111)も、本文の文字も自然でなく、とりわけ諱は頼宣の通常の書き方ではない。当然花押も微妙な間違いを読み取るべきであろう。文末には紙の剥がし跡まで残る(写真22)。東京国立博物館蔵・大阪城天守閣蔵などの頼宣書状と比べてみれば、その違いは歴然としている。

なお、『南紀徳川史』に「宇佐美造酒助を御家へ被召寄候砌橋本御殿にて御目見仕候」(『南紀徳川史』一冊、二九五ページ)という記事が載る。

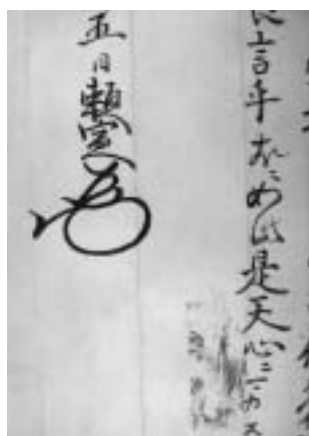


写真22

5 「左助宛」書状・左助控

「左助宛」書状は、「感状・証文」類の藩主披見と、左助の大関から宇佐美への「名字替」につい

ての合わせて一八点。左助控は、右同内容についての左助控七点からなる。付表5で「左助宛」書状の状態を示した。

柿渋に浸けてあることを認めうるのは五点(79・1・79・2・96・99・1・100・3)にすぎない。それほど古くはない時期の書状を想定しているために、古色を出す必要はさほどなかったということだろう。そのため裏打ちもない。ただ、四点(72・80・81・99・1)は、本紙や封紙の表面をこすって劣化させ、手擦れ状態を作りだしている。柿渋に浸けているものが少ないため、四点(81・87・1・99・1・100・1)には本物の虫損がある。また、六月を五月に訂正していたり(67)、線香の焦げ跡様のものが残っていたり(100・1)もする。

6 「畠山一庵」書状

畠山一庵は旗本、左助の「伯母婿」(「宇佐美左介代覚書」)。左助の先祖についての左助からの問い合わせに答えたとする書状二通。「(入庵八)我等と父子之間二て候間、状一ツ越候へハ内意二て相済事二て、何ノ隔心二而形部二伝言頼可申候哉、是以いつわり二て候へ70」と、手紙ですむのに伝言を頼んでいるのだから、「父」造酒助は宇佐美直系に間違いはないという不思議な返答をしている。さらに、上杉家中の軍備について記した書付四点を含む。

付表6で「畠山一庵」書状の状態を示した。それぞれに操作した跡がみられるが、69・70は柿渋に浸けてある。70は本紙・裏打ちとも細切れ状の紙継ぎで、本紙右から三か所目の紙継ぎは裏打ちしたもの同士を継いでいる。

7 宇佐美氏「戦記・伝記」

ここには左助の著した、「涉獵」「備忘録」「宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書」「宇佐美駿河守定行三代働覚書」の四冊を入れた。この四冊は宇佐美氏「先祖」の一般的な戦記・伝記として書かれたのではない。右の「感状・証文」「造酒助宛」書状・左助宛」書状・左助控・畠山一庵」書状と連動し、その解説として作られている。「宇佐美駿河守定行三代働覚書」が写しであることを記した一文の寛文元年十月付の署名は、「大関左助 定祐（花押）」と、左助と定祐を同時に名乗っている。

「宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書」には、左助が「似せ物」だといううわさが流れたと記す。「万治二年亥四月之比、江戸御中屋敷にて取沙汰御座候者、左助親宇佐美造酒助事、水戸二罷有候砌、…伯母婿畠山入庵…被申候ハ、…造酒助を駿河孫とてもてはやし候、謙信景勝代をハ我等こそ見申候、曾而以て駿河孫にてハ無之候と被申候、其故水戸様被聞召及、造酒助牢人仕候、其上駿河守二ハ男子無之、…是二依左助事ハ似せ物にて候と沙汰御座候」(四三丁裏から四四丁裏)、万治二年(一六五九)に紀州藩で宇佐美左助をめぐる取り沙汰があった、左助の親の造酒助が水戸家に仕えている時に、謙信の時代を熟知している畠山入庵に、造酒助は宇佐美の者ではないといわれ、造酒助が水戸家を致仕したという事件が起きた、その上宇佐美家には男子はなかったはずだから左助は「似せ物」だという。こうした事実があったかどうかは分からないが、全ての疑惑を越えて左助の正当性を明らかにしようとしたのだとすれば、自身が傷つく可能性もある危険な記述であつたろう。

8 知行目録

この項目以降が基本的に宇佐美家歴代の文書である。ここには代々与えられた知行目録九点を入れた。

9 藩主書状

歴代藩主等の書状・書は六点がある。

10 戦記・伝記

「感状」「書状」等から作られた「戦記・伝記」でない、軍学者としての役を勤める中で集まってきたものを入れた。そのため、筆跡も7 宇佐美氏「戦記・伝記」とは異なる。

11 由緒

歴代に作られた系譜九点。家伝の書付目録も由緒を明らかにするためのものとしてここに入れた。

軍学者宇佐美定祐文書目録 分類

1 「感状・証文」・「畠山牛庵極札」

資料番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	状 形 態
1	鎌倉右大将頼朝卿御直判御下文 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	建久3年9月5日	(花押)	(宇佐美三郎祐茂)	状
2	最明寺時頼状 * 整理の封紙、「極札」あり	宝治元年6月5日	左近将監(花押)	宇佐美藤三郎	状
3	新田左中将義貞感状 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	元弘3年6月10日	新田 義貞(花押)	宇佐美撰津守	状
4	新田左中将義貞御感状 * 整理の封紙、「極札」あり	建武2年12月21日	義貞(花押)	宇佐美撰津守	状
6	畠山国清入道道誓・畠山尾張守義深 * 整理の封紙、「極札」あり	2月15日	国清(花押) 義深(花押)	宇佐美参川守	状
7	等持院尊氏將軍家御判御内書 * 整理の封紙、「極札」あり	建武3年4月朔日	(花押)	宇佐美撰津守	状
8	楠木正成状 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	5月15日	正成(花押)	宇佐美河内守 楠木七郎	状
9	足利公方等持院尊氏公御感状 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	10月8日	(花押)	宇佐美参河守	状
10	義詮將軍御内書 * 整理の封紙、「極札」あり	観応3年4月3日	(花押)	宇佐美参河守	状
11	畠山持国感状 * 整理の封紙、「極札」あり	文安元年9月朔日	持国(花押)	宇佐美藤三郎	状

30	上杉謙信君感状	* 整理の封紙、「極札」あり	10月3日	謙信(花押)	宇佐美駿河守	状
29	上杉謙信君感状	* 整理の封紙、「極札」あり	永禄5年3月7日	輝虎(花押)	宇佐美造酒助	状
27	上杉謙信感状	* 整理の封紙、「極札」・解説あり	永禄4年9月11日	輝虎(花押)	宇佐美駿河守	状
24	上杉謙信感状	* 整理の封紙、「極札」あり	弘治3年8月29日	景虎(花押)	宇佐美駿河守	状
23	上杉謙信感状	* 整理の封紙、「極札」あり	弘治2年2月16日	政虎(花押)	宇佐美駿河守	状
21	上杉兵部大輔憲政感状	* 整理の封紙、「極札」あり	7月21日	憲政(花押)	宇佐美駿河守	状
20	長尾平三景虎感状	* 整理の封紙、「極札」あり	6月3日	長尾平三 景虎(花押)	宇佐美駿河守	状
19	千葉尚胤状	* 整理の封紙、「極札」あり	7月5日	千葉介 尚胤(花押)	宇佐美駿河守	状
18	上杉顕定感状	* 整理の封紙、「極札」2枚あり	11月20日	顕定(花押)	宇佐美駿河守	状
16	管領上杉顕定君感状	* 整理の封紙、「極札」あり	5月20日	顕定(花押)	宇佐美道盛老	状
15	細川右京大夫勝元状 * 整理の封紙、「極札」2枚あり。1、15のための封紙(番外1)あり		応仁元年10月8日	右京大夫 勝元(花押)	同 宇佐美左衛門尉 造酒助	状
14	管領畠山政長状	* 整理の封紙、「極札」あり	6月18日	政長(花押)	宇佐美左衛門尉	状
13	東山殿足利公方慈照院義政公御感状	* 整理の封紙、「極札」あり	寛正3年4月24日	(花押)	宇佐美左衛門尉	状
12	畠山徳本・同義就状	* 整理の封紙、「極札」あり	8月20日	徳本(花押) 義就(花押)	同 宇佐美左衛門尉 藤三郎	状

48	石田治部少三成状	* 整理の封紙、極札」あり	7月10日	石治 三成(花押)	同 宇佐美民部少 兵左衛門	状
46	板倉伊賀守勝重奉書	* 整理の封紙、極札」あり	8月2日	板倉四郎右衛門 勝重(花押)	宇佐美民部少輔	折紙
45	小早川隆景感状	* 整理の封紙、極札、解説あり	7月28日	小早川 隆景(花押)	宇佐美民部少	状
44	高麗御陣之砌小早川隆景・増田右衛門尉長盛連判感状	* 整理の封紙、極札、解説あり	文禄2年6月8日	小早川 隆景(花押) 増右 長盛(花押)	宇佐美民部少輔	状
43	小西撰津守行長感状	* 整理の封紙、極札」あり	6月7日	撰津守 行長(花押)	宇佐美民部少	状
42	小西撰津守行長感状	* 整理の封紙、極札」あり	3月9日	行長(花押)	宇佐美民部少	状
41	小早川隆景感状	* 整理の封紙、極札、解説あり	文禄2年2月朔日	小早川 隆景(花押)	宇佐美民部少輔	状
40	秀吉公御感状	* 整理の封紙2枚、極札」あり	文禄元年8月23日	秀吉(花押)	小西撰津守	状
39	大御所家康公御感状	* 封紙あり。整理の封紙、極札」あり	8月朔日	江戸大納言 家康(花押)	小西撰津守	状
38	石田治部少三成・増田右衛門尉長盛連状	* 整理の封紙、極札」あり	文禄元年7月19日	石治 三成(花押) 増右 長盛(花押)	宇佐美民部少	状
35	秀吉公御証文	* 整理の封紙2枚、極札、解説あり	永禄12年5月9日	羽藤吉 秀吉(花押)	宇佐美民部少	状
34	足利公方靈陽院義昭公奉書 細川右馬頭藤賢・三淵大和守藤英連判	* 整理の封紙、極札」あり	永禄12年5月9日	右馬頭 藤賢(花押) 大和守 藤英(花押)	宇佐美民部少輔	状
33	信長公御書	* 整理の封紙2枚、極札」2枚あり	4月29日	織田弾正忠 信長(花押)	細川右馬頭 三淵大和守	状
32	上杉謙信君感状	* 整理の封紙、極札」あり	3月7日	輝虎(花押)	宇佐美民部少	状

66	馬場七左衛門・真弓津右衛門連判証文 * 整理の封紙あり。59、66のための整理の封紙(番外4あり。中段引出しの蓋に表書き番外2あり)	6月14日	桑山左衛門内馬場七左衛門 一豊(花押) 菱沼織部内真弓津右衛門 曾重(花押)	宇佐美造酒助	状
65	中山勘解由照守・村瀬左馬助政真連状 * 整理の封紙・「極札」あり	6月7日	村瀬左馬助 政真(花押) 中山勘解由 照守(花押)	宇佐美造酒助	折紙
64	大野修理亮内武笠左助政房状 * 整理の封紙あり	2月28日	向井勝介事二て候 武笠左助 政房(花押)	宇佐美造酒助	折紙
63	後藤又兵衛年房状 * 整理の封紙あり	正月29日	後藤又兵衛 年房(花押)	宇佐美造酒助	折紙
62	大野修理亮内向井庄助状 * 整理の封紙あり	正月4日	政房(花押) 向井勝助	宇佐美造酒介	状
61	大野修理亮内向井庄助状 * 整理の封紙あり	極月29日	向井勝助 政房(花押)	宇佐美造酒助	状
60	大野修理亮治長家臣米村六兵衛長清状 * 整理の封紙あり	12月28日	米村六兵衛 長清(花押)	宇佐美造酒助	折紙
59	須田大炊助長義・杉原常陸介親憲連状 * 整理の封紙・「極札」あり	慶長19年12月24日	杉原常陸介 親憲(花押) 須田大炊介 長義(花押)	宇佐美造酒助	状
57	後藤又兵衛尉年房状 * 整理の封紙・「極札」あり	正月21日	後藤又兵衛 年房(花押)	宇佐美民部少	折紙
56	真田左衛門尉信繁状 * 整理の封紙・「極札」あり	正月21日	真田左衛門佐 信繁(花押)	宇佐美民部少	折紙
55	判団右衛門直之状 * 整理の封紙・「極札」あり	正月7日	判団右衛門 直之(花押)	宇佐美民部少	折紙
53	直江山城守兼続・本庄越前守繁長感状 * 整理の封紙・「極札」あり	慶長6年4月晦日	直江山城守 兼続(花押) 本庄越前守 繁長(花押)	宇佐美民部少	状
51	石田治部少三成状 * 整理の封紙・「極札」あり	8月朔日	石治 三成(花押)	宇佐美民部少 同 兵左衛門	状
50	直江山城守兼続廻文 * 整理の封紙・「極札」あり	7月28日	直江山城守 兼続(花押)	宇佐美民部他12名(越後浪人中)	状

71	〔殿様御こゝろわけられ、水戸様へ御託言二付書状〕	（寛永8年）11月26日	渡辺一学 直□（花押）	森山堅弥	巻
76	〔春迄高野二被成御座候二付書状〕 * 包み紙・解説あり	（寛永8年）	渡辺一学 直□（花押）	森山堅弥	紙折
73	〔今度不慮之御牢人二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	（寛永8年）4月7日	中山備前 信吉（花押）	宇佐美造酒	紙折

4 「造酒助宛」書状

117	〔松葉并 致着候二付書状〕 * 整理の封紙あり	2月9日	（伊達）左京大夫輝宗（花押）	黒川源次郎	状
105 - 2	畠山窓暫老御自筆 * 断簡 105に整理の封紙あり。104のものか。105、2に整理の封紙3枚あり。外側の1枚は104のものか				状
104	宇佐美駿河守・民部少輔御自筆 * 断簡 駿河守1点・民部少輔3点。台紙に4点貼付け。整理の封紙・解説あり。105に104の整理の封紙あり	永正17年8月			状
97	宇佐美越中守孝忠御自筆 * 断簡。整理の封紙・解説あり				状

3 先祖等「自筆」

番外 9	〔関ヶ原合戦絵図〕 * 縦83cm × 横106cm				絵図
番外 8	関原御合戦之図 * 縦25cm × 横100cm				絵図
番外 6	〔越後国信濃川流域絵図〕 * 縦211cm × 横89cm × 左右2枚				絵図
番外 7	〔枇杷嶋村絵図〕 * 縦83cm × 横120cm				絵図

2 「旧領」等絵図

92 - 1	74 - 2	74 - 1	92 - 2	93	85 - 2	85 - 1	78 - 2	78 - 1	83 - 2	83 - 1	90	84	91
〔御自筆にてあらはされ候もの、上二御いんはん被成候而被遣候二付書状〕 * 92に整理の封紙・解説あり	〔御立身候共、御加増地共二御家御代々貴様御子孫迄跡目御減被成間敷候二付書状〕	〔此書付御自筆にて被遊候二付書状〕 * 74に整理の封紙・解説あり	〔万事御相談申度義両山御座候二付書状〕 * 92・2に包み紙あり (三カ)	〔貴様御身上之儀只今取極二て、紀伊国之御奉公人又御出入被成候との儀二ては無之二付書状〕 * 奥に付箋あり。整理の封紙・解説あり	〔御身上の義とも御談合可被成と被仰候二付書状〕	〔紛川へ可被成御座候間、其時分其役へ御左右可申二付書状〕 * 85に整理の封紙・解説あり	〔御合力金被仰出候二付書状〕 * 封紙あり	〔知行千石之御約束二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	〔御帰城迄何方へも御越候義御無用候二付書状〕	〔其元二御座候而八御ためにさゝハリ候はんかと被思召候二付書状〕 * 83に整理の封紙・解説あり	〔人々と歌山などにて、たとい將監殿二成共御あい不被成様二可被成候二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	〔貴様御身上之儀、被入御情候二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	〔殿様、中納言様江貴殿儀御詫言被成候二付而御用捨被成候二付書状〕
(寛永12年)2月5日	(寛永12年)2月6日	(寛永12年)2月5日	(寛永11年)8月13日	(寛永11年)8月4日	(寛永10年)6月21日	(寛永10年)6月16日	(寛永10年)正月27日	(寛永10年)正月27日	(寛永9年)12月晦日	(寛永9年)12月晦日	(寛永9年)6月26日	(寛永9年)6月26日	(寛永9年)5月28日
渡辺一学 直□(花押)	渡辺一学 直□(花押)	渡辺一学	久野三郎左衛門 宗□(花押)	久野三郎左衛門 宗□(花押)	加納数馬 直□(花押)	渡辺一学 直□(花押)	加納数馬 直□(花押) 布施佐五右衛門 重□(花押)	渡辺一学 直□(花押) 加納数馬 直□(花押) 渡辺一学 直□(花押) 加納数馬 直□(花押) 布施佐五右衛門 重□(花押)	渡辺一学 直□(花押)	加納数馬 直□(花押)	加納数馬 直□(花押)	布施佐五右衛門 重□(花押)	加納数馬 直□(花押) 渡辺一学 直□(花押) 布施佐五右衛門 重□(花押)
森(山)堅弥	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	森(山)堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	宇佐美堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥
巻 紙	巻 紙	巻 紙	折 紙	巻 紙	折 紙	巻 紙	折 紙	折 紙	折 紙	巻 紙	折 紙	折 紙	折 紙

87 - 3	87 - 2	87 - 1	81	80	79 - 2	79 - 1	77	72	67
(板倉伊賀守勝重奉書写) * 46の写。端裏に「二」の貼紙あり	(大御所家康公御感状写) * 39の写。端裏に「一」の貼紙あり	(公儀へ之御書付二加り可申か将又御所持之書付共写御越かへ二付書状) * 端裏に「一」の貼紙あり。87に整理の封紙・解説あり	(御国二ても其まゝ大関二で、宰相様御代二八本名宇佐美二可罷成二付書状) * 整理の封紙・解説あり	(先頃御越之書付、尤民部方へ之御書二八無之候得共、書中二民部武功之品有之候二付書状) 端裏に三の貼紙あり。整理の封紙に「三」とあり。文書 筒を入れる外箱の蓋に裏書 番外3あり	覚(感状・証文五十式通被入御披見并牛庵二御見せ極メ之外題御取候二付) * 79に整理の封紙・解説あり	(御拝見被成候大御所様御感状二付書状) * 端裏に「一」の貼紙あり。整理の封紙に「一」とあり。解説あり	大御所様御感状指上候時之状 * 端裏に「一」の貼紙あり。整理の封紙に「一」とあり。解説あり	(御名字御本名二被仰付候間、中將様へも御礼被仰上候二付返書) * 整理の封紙・解説あり	(御名字替之儀、書状之写をも御覽被遊首尾好候由申来候二付書状) * 整理の封紙・解説あり
8月2日	8月1日	2月15日	(万治2年)極月2日	2月21日	(万治3年)4月3日	(万治3年)3月19日	天和4年2月7日	(貞享元年)5月5日	5月2日
板倉四郎右衛門勝重	江戸大納言 家康	大沢善右衛門	伊藤又兵衛	中川清三郎	水野小右衛門	水野小右衛門	大関左助	中川清三郎	稲葉宇右衛門 道(花押)
宇佐美民部少輔	小西撰津守	大関佐介	大関左助	大関左助	大関左助	大関左助		宇佐美佐助	宇佐美左助
状	状	状	状	状	状	状	状	状	巻 紙

5 「左助宛」書状・左助控

103	111	86
(貴様御働之書立并感状・証文五通迄御上被成披露仕二付書状) * 封紙は103のものでない。96の封紙が103のものか	(其方事、軍道ノ指南ヲ受ル上八以来マテモ是非ヲロソカニスヘカラス二付書状) * 整理の封紙2枚・解説あり	(御家御代々貴様御子々孫々跡目之義ハ、たとへ八御加増地迄も少も御減被成ましく候二付書状) * 整理の封紙・解説あり
(正保元年)11月3日	(寛永12年)2月5日	(寛永12年)2月6日
布施佐五右衛門 重(花押)	(徳川) 頼宣(花押)	加納数馬 直(花押) 布施佐五右衛門 重(花押)
宇佐美民部	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助
折 紙	状	巻 紙

107-5	107-4	107-3	107-2	107-1	106	102	100-4	100-3	100-2	100-1	99-2	99-1	96
〔御書之内二字佐美軍功名前被遊、并二佐助本名二改候様二と 慥二南龍院様御意二付書状〕 *端裏に「四」の貼紙あり	〔書状四通并直書慥成儀二候間、本名二相改之儀二付書状〕 *端裏に「五」の貼紙あり	〔民部殿御名乗先日被仰越書留置候二付書状〕 *端裏に「五」の貼紙あり	〔清三郎返事参候二付書状〕 *端裏に「四」の貼紙あり	名字違候事二付大沢善右衛門殿へノ手紙ノひかへ *端裏に「四」の貼紙あり。107の整理の封紙に「五」とあり。解説あり	宇佐美民部名乗并左助名氏ノ尋ノ時返事ノひかへ *端裏に「五」とあり。整理の封紙に「四」とあり。解説あり	貞享元年自公方様御改之節書上候ひかへ	〔御手紙并両通拝見請取申候二付書状〕	〔御直書写御清書被成御越請取申二付書状〕	〔御書付之趣善右衛門殿へ申談候二付書状〕	南龍院様ヨリ御尋ノ書付 *端裏に付箋あり。100に整理の封紙・解説あり	板倉伊賀守殿奉書指上候時状 *端裏に「二」の貼紙あり	〔先頃御越之五十二通之状、少々見申候処、諸々驚入たる書物 共二御座候二付書状〕 *端裏に「二」の貼紙あり。99の整理の封紙に「二」とあり。解説あり	〔伊又書状八御遺命御証文之様二相見候二付書状〕 *整理の封紙・解説は103のものか
(万治3年)3月6日	3月7日	3月10日	(万治3年)3月6日	(万治3年)3月6日	3月6日	天和4年2月25日	2月5日	2月6日	2月6日	(寛文10年秋)	2月19日	2月20日	3月9日
中川清三郎	中川清三郎	中川清三郎	大沢善右衛門	大関左介	大関左助	大関左助	花(房)庄兵衛	花房庄兵衛	(花房)庄兵衛		大関左助	中川清三郎	中川清三郎
大沢善右衛門	大沢善右衛門	大関左助	大関左介	大沢善右衛門	大沢善右衛門		大(関)左介	大関左助	(大関)左助	(女中衆)		大関左助	大関左助
状	状	状	状	巻紙	巻紙	巻紙	状	状	状	状	状	状	状

125	124	123	119	7 宇佐美氏「戦記・伝記」				105 - 1	98	70	69	68 - 2	68 - 1	118 - 2
宇佐美駿河守定行父子三代働覚書	宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書	宇佐美家備忘録 *表紙に朱で「十一」とあり	涉獵 *表紙に朱で「二」とあり					覚(上杉家旗印ノ) *105と105・1に整理の封紙あり。104のものか	覚(上杉家中軍勢ノ) *98の後半部分は68・2	〔其方先祖宇佐美駿河守事被相尋候二付書状〕 *整理の封紙・解説あり	〔貴殿御親父宇佐美造酒介殿、於水戸様知行高四百石被下候二付書状〕 *封紙あり	覚(上杉家中軍勢ノ) *68・2は98の後半部分	〔押太敲寸方又八こしらへ様御書付二付書状〕 *68に包み紙あり	〔是八いかにも布施三説老自筆にて、南龍院様御書・御判形等八奉見知候二付書状〕 *118に整理の袋あり
寛文元年10月朔日								12月2日	9月18日	4月12日	5月5日	9月18日	9月16日	7月26日
大関左助定祐写	宇佐美造酒助著							畠山一庵	(畠山一庵)	畠山下総入道 義□(花押)	畠山一庵 □□(花押)	畠山一庵	畠山一庵(花押)	河島式右衛門
								宇佐美左助	(宇佐美左助)	大関左助	宇佐美左介	宇佐美左助	大関左助	大関佐介
豎 帳	豎 帳	豎 帳	豎 帳					巻 紙	巻 紙	巻 紙	折 紙	巻 紙	巻 紙	状

8 知行目録

110	115 - 2	115 - 1	114	112	89	109	113	116
目録	目録	目録	目録	目録	覚(加増知二付)	目録	目録	目録
*封紙あり	*封紙あり	*封紙あり	*封紙あり	*封紙あり	*整理の封紙・解説あり	*封紙あり	*封紙あり	*封紙あり
嘉永元年7月	文政10年7月	文政7年8月	安永5年6月	明和元年6月	未10月3日	享保13年7月	正徳3年8月	延宝4年4月
西山与七郎・中村九兵衛	下条伊兵衛・金沢弥右衛門・立石喜太夫 海野孫四郎・立石喜太夫	下条伊兵衛・金沢弥右衛門・立石喜太夫	水野土佐・安藤帯刀	安藤帯刀・三浦遠江	浅井忠八・山本理左衛門・田宮儀右衛門	森兵助 浅井忠八・田宮儀右衛門・	長坂儀兵衛・大嶋伴六・菱沼九兵衛	大沢善右衛門・丹羽郷左衛門・山下藤右衛門
宇佐美左助	宇佐美八郎	宇佐美三之助	宇佐美三郎兵衛	宇佐美三郎兵衛	宇佐美紋之丞	宇佐美紋之丞	宇佐美三郎兵衛	大関左助
状	状	状	状	状	状	状	状	状

9 藩主書状

82	95 - 2	95 - 1
(竹隠所二有之書物とも差越、別而重宝二候二付書付) *断簡。整理の封紙2枚・包み紙・解説あり	書 風生竹夜	書 みよしの山 *95に整理の封紙・解説あり
(宝永4年2月12日)	(徳川頼職)	(徳川綱教)
(徳川吉宗)		
状	状	状

75 - 2	75 - 1
(先祖書)	(先祖書)
	酉3月
宇佐美三郎兵衛	宇佐美三郎兵衛
巻 紙	状

11 由緒

129 - 2	129 - 1	128 - 2	128 - 1	127	122 - 3	120
関ヶ原御合戦講釈	関ヶ原合戦実記	重代議器録略記	御家由緒ノ甲ノ覚	遠州味方原戦記	姉川合戦実記	長久手一戦 渡辺図書覚書
			子9月29日			
			宇佐美竹陰 梅庵(左助)	根岸直利編輯 木村高敦校正		渡辺図書助
			堀内八助			
豎 帳	豎 帳	綴 じ	豎 帳	豎 帳	豎 帳	豎 帳

10 戦記・伝記

108	88	94
(兵学免許之一書令感悦候二付書状)	(兵学免許之一書令感悦二付書状)	(兵学免許之一書令感悦二付書状)
* 整理の封紙2枚・解説あり	* 整理の封紙2枚・解説あり	* 整理の封紙2枚・解説あり
宝暦5年9月28日	寛延3年12月6日	寛延3年9月5日
松平勘解由 頼香(花押)	松平玄蕃頭 頼淳(花押)	松平織部正 頼央(花押)
宇佐美三郎兵衛	宇佐美三郎兵衛	宇佐美三郎兵衛
折 紙	折 紙	折 紙

118 - 3	122 - 2	121 - 2	121 - 1	101	126 - 3	118 - 4	118 - 1	126 - 4	126 - 2	126 - 1	122 - 1	番外 5
(宇佐美家伝来ノ書付目録)	御感状并奉書写	宇佐美家伝之書付	宇佐美家伝之書附	覚(感状等目録) * 整理の封紙は101のものでない	系譜 * 別家	(宇佐美長右衛門系譜案文) * 別家	多右衛門先祖書序文 * 別家。端裏に付箋あり。 118に整理の袋あり	宇佐美豊光履歴	系譜草案 八代目宇佐美三郎兵衛勤書	神得流兵書伝説 紀氏系図	由緒書	(由緒書案文)
明治19年4月30日								明治11年正月			寛政10年12月	
	宇佐美三郎兵衛				宇佐美長右衛門	宇佐美長右衛門	(宇佐美多右衛門)	宇佐美豊光			紀伊殿小十人頭格 宇佐美三郎兵衛	宇佐美三郎兵衛
状	綴	縦	横半帳	横半帳	状	綴	縦	綴	縦	綴	綴	状

軍学者宇佐美定祐文書目録

現状

軍学者宇佐美定祐文書目録 現状

文書箆筒 中段引出し左側

資料番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	形 態
1	鎌倉右大将頼朝卿御直判御下文 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	建久3年9月5日	(花押)	(宇佐美三郎祐茂)	状
2	最明寺時頼状 * 整理の封紙、「極札」あり	宝治元年6月5日	左近将監(花押)	宇佐美藤三郎	状
3	新田左中将義貞感状 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	元弘3年6月10日	新田 義貞(花押)	宇佐美撰津守	状
4	新田左中将義貞御感状 * 整理の封紙、「極札」あり	建武2年12月21日	義貞(花押)	宇佐美撰津守	状
6	畠山国清入道道誓・畠山尾張守義深 * 整理の封紙、「極札」あり	2月15日	国清(花押) 義深(花押)	宇佐美参川守	状
7	等持院尊氏將軍家御判御内書 * 整理の封紙、「極札」あり	建武3年4月朔日	(花押)	宇佐美撰津守	状
8	楠木正成状 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	5月15日	正成(花押)	宇佐美河内守 楠木七郎	状
9	足利公方等持院尊氏公御感状 * 整理の封紙、「極札」・解説あり	10月8日	(花押)	宇佐美参河守	状
10	義詮將軍御内書 * 整理の封紙、「極札」あり	観応3年4月3日	(花押)	宇佐美参河守	状
11	畠山持国感状 * 整理の封紙、「極札」あり	文安元年9月朔日	持国(花押)	宇佐美藤三郎	状
12	畠山徳本・同義就状 * 整理の封紙、「極札」あり	8月20日	徳本(花押) 義就(花押)	同 宇佐美左衛門尉 藤三郎	状

宇佐美定祐 現状(文書箆筒 中段引出し左側)

宇佐美定祐 現状（文書・筆筒 中段引出し左側／中段引出し右側）

30	上杉謙信君感状	* 整理の封紙・極札 あり	10月3日	謙信（花押）	宇佐美駿河守	状
29	上杉謙信君感状	* 整理の封紙・極札 あり	永禄5年3月7日	輝虎（花押）	宇佐美造酒助	状
27	上杉謙信感状	* 整理の封紙・極札・解説あり	永禄4年9月11日	輝虎（花押）	宇佐美駿河守	状
24	上杉謙信感状	* 整理の封紙・極札 あり	弘治3年8月29日	景虎（花押）	宇佐美駿河守	状
23	上杉謙信感状	* 整理の封紙・極札 あり	弘治2年2月16日	政虎（花押）	宇佐美駿河守	状
21	上杉兵部大輔憲政感状	* 整理の封紙・極札 あり	7月21日	憲政（花押）	宇佐美駿河守	状
文書・筆筒 中段引出し右側						
20	長尾平三景虎感状	* 整理の封紙・極札 あり	6月3日	長尾平三 景虎（花押）	宇佐美駿河守	状
19	千葉尚胤状	* 整理の封紙・極札 あり	7月5日	千葉介 尚胤（花押）	宇佐美駿河守	状
18	上杉顯定感状	* 整理の封紙・極札 2枚あり	11月20日	顯定（花押）	宇佐美駿河守	状
16	管領上杉顯定君感状	* 整理の封紙・極札 あり	5月20日	顯定（花押）	宇佐美道盛老	状
15	細川右京大夫勝元状 * 整理の封紙・極札 2枚あり。1～15のための封紙（番外1）あり		応仁元年10月8日	右京大夫 勝元（花押）	宇佐美左衛門尉 同 造酒助	状
14	管領畠山政長状	* 整理の封紙・極札 あり	6月18日	政長（花押）	宇佐美左衛門尉	状
13	東山殿足利公方慈照院義政公御感状	* 整理の封紙・極札 あり	寛正3年4月24日	（花押）	宇佐美左衛門尉	状

48	石田治部少三成状 * 整理の封紙、極札あり	7月10日	石治 三成（花押）	同 宇佐美民部少 兵左衛門	状
46	板倉伊賀守勝重奉書 * 整理の封紙、極札あり	8月2日	板倉四郎右衛門 勝重（花押）	宇佐美民部少輔	折紙
45	小早川隆景感状 * 整理の封紙、極札、解説あり	7月28日	小早川 隆景（花押）	宇佐美民部少	状
44	高麗御陣之砌小早川隆景・増田右衛門尉長盛連判感状 * 整理の封紙、極札、解説あり	文禄2年6月8日	小早川 隆景（花押） 増右 長盛（花押）	宇佐美民部少輔	状
43	小西撰津守行長感状 * 整理の封紙、極札あり	6月7日	撰津守 行長（花押）	宇佐美民部少	状
42	小西撰津守行長感状 * 整理の封紙、極札あり	3月9日	行長（花押）	宇佐美民部少	状
41	小早川隆景感状 * 整理の封紙、極札、解説あり	文禄2年2月朔日	小早川 隆景（花押）	宇佐美民部少輔	状
40	秀吉公御感状 * 整理の封紙2枚、極札あり	文禄元年8月23日	秀吉（花押）	小西撰津守	状
39	大御所家康公御感状 * 封紙あり。整理の封紙、極札あり	8月朔日	江戸大納言 家康（花押）	小西撰津守	状
38	石田治部少三成・増田右衛門尉長盛連状 * 整理の封紙、極札あり	文禄元年7月19日	石治 三成（花押） 増右 長盛（花押）	宇佐美民部少	状
35	秀吉公御証文 * 整理の封紙2枚、極札、解説あり	永禄12年5月9日	羽藤吉 秀吉（花押）	宇佐美民部少	状
34	足利公方靈陽院義昭公奉書 細川右馬頭藤賢・三淵大和守藤英連判 * 整理の封紙、極札あり	永禄12年5月9日	右馬頭 藤賢（花押） 大和守 藤英（花押）	宇佐美民部少輔	状
33	信長公御書 * 整理の封紙2枚、極札、2枚あり	4月29日	織田弾正忠 信長（花押）	細川右馬頭 三淵大和守	状
32	上杉謙信君感状 * 整理の封紙、極札あり	3月7日	輝虎（花押）	宇佐美民部少	状

66	馬場七左衛門・真弓津右衛門連判証文 * 整理の封紙あり。59、66のための整理の封紙番外4あり。中段引出しの蓋に表責番外2あり	6月14日	桑山左衛門内馬場七左衛門 一豊（花押） 菱沼織部内真弓津右衛門 曾重（花押）	宇佐美造酒助	状
65	中山勘解由照守・村瀬左馬助政真連状 * 整理の封紙・「極札」あり	6月7日	村瀬左馬助 政真（花押） 中山勘解由 照守（花押）	宇佐美造酒助	折紙
64	大野修理亮内武笠左助政房状 * 整理の封紙あり	2月28日	向井勝介事二て候 武笠左助 政房（花押）	宇佐美造酒助	折紙
63	後藤又兵衛年房状 * 整理の封紙あり	正月29日	後藤又兵衛 年房（花押）	宇佐美造酒助	折紙
62	大野修理亮内向井庄助状 * 整理の封紙あり	正月4日	政房（花押） 向井勝助	宇佐美造酒介	状
61	大野修理亮内向井庄助状 * 整理の封紙あり	極月29日	向井勝助 政房（花押）	宇佐美造酒助	状
60	大野修理亮治長家臣米村六兵衛長清状 * 整理の封紙あり	12月28日	米村六兵衛 長清（花押）	宇佐美造酒助	折紙
59	須田大炊助長義・杉原常陸介親憲連状 * 整理の封紙・「極札」あり	慶長19年12月24日	杉原常陸介 親憲（花押） 須田大炊介 長義（花押）	宇佐美造酒助	状
57	後藤又兵衛尉年房状 * 整理の封紙・「極札」あり	正月21日	後藤又兵衛 年房（花押）	宇佐美民部少	折紙
56	真田左衛門尉信繁状 * 整理の封紙・「極札」あり	正月21日	真田左衛門佐 信繁（花押）	宇佐美民部少	折紙
55	判団右衛門直之状 * 整理の封紙・「極札」あり	正月7日	判団右衛門 直之（花押）	宇佐美民部少	折紙
53	直江山城守兼続・本庄越前守繁長感状 * 整理の封紙・「極札」あり	慶長6年4月晦日	直江山城守 兼続（花押） 本庄越前守 繁長（花押）	宇佐美民部少	状
51	石田治部少三成状 * 整理の封紙・「極札」あり	8月朔日	石治 三成（花押）	宇佐美民部少 同 兵左衛門	状
50	直江山城守兼続廻文 * 整理の封紙・「極札」あり	7月28日	直江山城守 兼続（花押）	宇佐美民部他12名（越後浪人中）	状

文書筆筒 上段左引出し

67	〔御名字御本名二被仰付候間、中將様へも御礼被仰上候二付返書〕 * 整理の封紙・解説あり	5月2日	稲葉宇右衛門 道□(花押)	宇佐美左助	巻 紙
68 - 1	〔押太敲寸方又八こしらへ様御書付二付書状〕 * 68に包み紙あり	9月16日	畠山一庵(花押)	大関左助	巻 紙
68 - 2	覚(上杉家中軍勢ノ) * 68・2は98の後半部分	9月18日	畠山一庵	宇佐美左助	巻 紙
69	〔貴殿御親父宇佐美造酒介殿、於水戸様知行高四百石被下候二付書状〕 * 封紙あり	5月5日	畠山一庵 □□(花押)	宇佐美左介	折 紙
70	〔其方先祖宇佐美駿河守事被相尋候二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	4月12日	畠山下総入道 義□(花押)	大関左助	巻 紙
71	〔殿様御ころろわけられ、水戸様へ御詫言二付書状〕	(寛永8年)11月26日	渡辺一学 直□(花押)	森山堅弥	巻 紙
72	〔御名字替之儀 書状之写をも御覧被遊首尾好候由申来候二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	(貞享元年)5月5日	中川清三郎	宇佐美佐助	状

文書筆筒 上段右引出し

73	〔今度不慮之御牢人二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	(寛永8年)4月7日	中山備前 信吉(花押)	宇佐美造酒	折 紙
74 - 1	〔此書付御自筆にて被遊候二付書状〕 * 74に整理の封紙・解説あり	(寛永12年)2月5日	渡辺一学	宇佐美造酒助	巻 紙
74 - 2	〔御立身候共、御加増地共二御家御代々貴様御子孫迄跡目御減被成間敷候二付書状〕	(寛永12年)2月6日	渡辺一学 直□(花押)	宇佐美造酒助	巻 紙
75 - 1	〔先祖書〕	酉3月	宇佐美三郎兵衛		状
75 - 2	〔先祖書〕		宇佐美三郎兵衛		巻 紙

宇佐美定祐 現状（文書・軍簡 上段右引出し／桐箱）

80	79 - 2	79 - 1	78 - 2	78 - 1	77	76
〔先頃御越之書付、尤民部方へ之御書二八無之候得共、書中二民部武功之品有之候二付書状〕 端裏に「三」の貼紙あり、整理の封紙に「三」とあり、解説あり、文書 簡を入れる外箱の蓋に裏書 番外 3 あり	覚（感状・証文五十式通被入御披見并牛庵二御見せ極メ之外題御取候二付）	〔御拝見被成候大御所様御感状二付書状〕 * 79に整理の封紙・解説あり	〔御合力金被仰出候二付書状〕 * 封紙あり	〔知行千石之御約束二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	大御所様御感状指上候時之状 * 端裏に「一」の貼紙あり、整理の封紙に「一」とあり。解説あり	〔春迄高野二被成御座候二付書状〕 * 包み紙・解説あり
2月21日	（万治3年）4月3日	（万治3年）3月19日	（寛永10年）正月27日	（寛永10年）正月27日	天和4年2月7日	（寛永8年）
中川清三郎	水野小右衛門	水野小右衛門	加納数馬 直□（花押） 布施佐五右衛門 重□（花押）	久野三郎左衛門 宗□（花押） 渡辺一学 直□（花押） 加納数馬 直□（花押） 布施佐五右衛門 重□（花押）	大関左助	渡辺一学 直□（花押）
大関左助	大関左助	大関左助	森山堅弥	宇佐美堅弥		森山堅弥
状	状	状	折紙	折紙	状	折紙

桐箱

85 - 1	84	83 - 2	83 - 1	82	81
〔紛川へ可被成御座候間、其時分其役へ御左右可申二付書状〕 * 85に整理の封紙・解説あり	〔貴様御身上之儀、被入御情候二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	〔御帰城迄何方へも御越候義御無用候二付書状〕	〔其元二御座候而八御ためにさゝハリ候八んかと被思召候二付書状〕 * 83に整理の封紙・解説あり	〔竹隠所二有之書物とも差越、別而重宝二候二付書付〕 * 断簡。整理の封紙2枚・包み紙・解説あり	〔御国二ても其まゝ大関二て、宰相様御代二八本名宇佐美二可罷成二付書状〕 * 整理の封紙・解説あり
（寛永10年）6月16日	（寛永9年）6月26日	（寛永9年）12月晦日	（寛永9年）12月晦日	（宝永4年2月12日）	（万治2年）極月2日
渡辺一学 直□（花押）	渡辺一学 直□（花押）	渡辺一学 直□（花押）	渡辺一学 直□（花押） 加納数馬 直□（花押）	（徳川吉宗）	伊藤又兵衛
森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥		大関左助
巻紙	折紙	折紙	巻紙	状	状

95 - 1	書 みよしの山 * 95に整理の封紙・解説あり			
94	〔兵学免許之一書令感悦二付書状〕 * 整理の封紙2枚・解説あり	寛延3年9月5日	松平織部正 頼央（花押）	宇佐美三郎兵衛
93	〔貴様御身上之儀只今取極ニて、紀伊国之御奉公人又御出入被成候との儀ニては無之ニ付書状〕 奥に付箋あり。整理の封紙・解説あり	（寛永11年）8月4日	久野三郎左衛門 宗□（花押）	森山堅弥
92 - 2	〔万事御相談申度義両山御座候ニ付書状〕 * 92・2に包み紙あり	（寛永11年）8月13日	久野三郎左衛門 宗□（花押）	森（山）堅弥
92 - 1	〔御自筆にてあらはされ候もの、上二御いんはん被成候而被遣候ニ付書状〕 * 92に整理の封紙・解説あり	（寛永12年）2月5日	渡辺一学 直□（花押）	森（山）堅弥
91	〔殿様、中納言様江貴殿儀御詮言被成候ニ付而御用捨被成候ニ付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	（寛永9年）5月28日	加納数馬 直□（花押） 布施佐五右衛門 重□（花押） 渡辺一学 直□（花押）	森山堅弥
90	〔人々と歌山などにて、たとい将監殿ニ成共御あい不被成様ニ可被成候ニ付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	（寛永9年）6月26日	布施佐五右衛門 重□（花押） 加納数馬 直□（花押）	森山堅弥
89	覚（加増知二付） * 整理の封紙・解説あり	未10月3日	浅井忠八・山本理左衛門・田宮儀右衛門	宇佐美紋之丞
88	〔兵学免許之一書令感悦二付書状〕 * 整理の封紙2枚・解説あり	寛延3年12月6日	松平玄蕃頭 頼淳（花押）	宇佐美三郎兵衛
87 - 3	〔板倉伊賀守勝重奉書写〕 * 46の写。端裏に「二」の貼紙あり	8月2日	板倉四郎右衛門勝重	宇佐美民部少輔
87 - 2	〔大御所家康公御感状写〕 * 39の写。端裏に「一」の貼紙あり	8月1日	江戸大納言 家康	小西摂津守
87 - 1	〔公儀へ之御書付二加り可申か將又御所持之書付共写御越かへニ付書状〕 * 端裏に「一」の貼紙あり。87に整理の封紙・解説あり	2月15日	大沢善右衛門	大関佐介
86	〔御家御代々貴様御子々孫々跡目之義ハ、たとへ八御加増地迄も少も御減被成ましく候ニ付書状〕 * 整理の封紙・解説あり	（寛永12年）2月6日	加納数馬 直□（花押） 布施佐五右衛門 重□（花押）	宇佐美造酒助
85 - 2	〔御身上の義とも御談合可被成と被仰候ニ付書状〕	（寛永10年）6月21日	加納数馬 直□（花押）	森山堅弥

状 折 紙 巻 紙 折 紙 巻 紙 折 紙 折 紙 状 折 紙 状 状 状 巻 紙 折 紙

104	103	102	101	100 - 4	100 - 3	100 - 2	100 - 1	99 - 2	99 - 1	98	97	96	95 - 2
宇佐美駿河守・民部少輔御自筆 *断簡。駿河守1点・民部少輔3点。台紙に4点貼付け。整理の封紙・解説あり。105に104の整理の封紙あり	〔貴様御働之書立并感状・証文五通迄御上被成披露仕二付書状〕 *封紙は103のものでない。96の封紙が103のものか	貞享元年自公方様御改之節書上候ひかへ	覚（感状等目録） *整理の封紙は101のものでない	〔御手紙并両通拝見請取申候二付書状〕	〔御直書写御清書被成御越請取申二付書状〕	〔御書付之趣善右衛門殿へ申談候二付書状〕	南龍院様ヨリ御尋ノ書付 *端裏に付箋あり。100に整理の封紙・解説あり	板倉伊賀守殿奉書指上候時状 *端裏に「二」の貼紙あり	〔先頃御越之五十二通之状、少々見申候処、諸々驚入たる書物共二御座候二付書状〕 *端裏に「二」の貼紙あり。99の整理の封紙に「二」とあり。解説あり	覚（上杉家中軍勢ノ） *98の後半部分は68・2	宇佐美越中守孝忠御自筆 *断簡。整理の封紙・解説あり	〔伊又書状八御遺命御証文之様二相見候二付書状〕 *整理の封紙・解説は103のものか	書 風生竹夜 （徳川頼職）
永正17年8月	（正保元年）11月3日	天和4年2月25日		2月5日	2月6日	2月6日	（寛文10年秋）	2月19日	2月20日	9月18日		3月9日	
	布施佐五右衛門 重口（花押）	大関左助		花（房）庄兵衛	花房庄兵衛	（花房）庄兵衛		大関左助	中川清三郎	（畠山一庵）		中川清三郎	
	宇佐美民部			大（関）左介	大関左助	（大関）左助	（女中衆）		大関左助	（宇佐美左助）		大関左助	
状	折紙	巻紙	状	状	状	状	状	状	状	巻紙	状	状	状

113	112	111	110	109	108	107 - 5	107 - 4	107 - 3	107 - 2	107 - 1	106	105 - 2	105 - 1
目録	目録	（其方事、軍道ノ指南ヲ受ル上ハ以来マテモ是非ヲロソカニス ヘカラスニ付書状） * 整理の封紙2枚・解説あり	目録 * 封紙あり	目録 * 封紙あり	（兵学免許之一書令感悦候ニ付書状） * 整理の封紙2枚・解説あり	（御書之内ニ宇佐美軍功名前被遊、并ニ佐助本名ニ改候様ニト 慥ニ南龍院様御意ニ付書状） * 端裏に「四」の貼紙あり	（書狀四通并直書慥成儀ニ候間、本名ニ相改之儀ニ付書狀） * 端裏に「五」の貼紙あり	（民部殿御名乗先日被仰越書留置候ニ付書狀） * 端裏に「五」の貼紙あり	（清三郎返事参候ニ付書狀） * 端裏に「四」の貼紙あり	名字違候事ニ付大沢善右衛門殿ヘノ手紙ノひかヘ * 端裏に「四」の貼紙あり。 107の整理の封紙に「五」とあり。解説あり	宇佐美民部名乗并左助名氏ノ尋ノ時返事ノひかヘ * 端裏に「五」とあり。整理の封紙に「四」とあり。解説あり	畠山窓暫老御自筆 * 断簡。105・2に整理の封紙3枚あり。外側の1枚は104のものか	覚（上杉家旗印ノ） * 105と105・1に整理の封紙あり。104のものか
正徳3年8月	明和元年6月	（寛永12年）2月5日	嘉永元年7月	享保13年7月	宝暦5年9月28日	（万治3年）3月6日	3月7日	3月10日	（万治3年）3月6日	（万治3年）3月6日	3月6日		12月2日
沼九兵衛 長坂儀兵衛・大嶋伴六・菱	安藤帯刀・三浦遠江	（徳川）頼宣（花押）	西山与七郎・中村九兵衛	浅井忠八・田宮儀右衛門・森兵助	松平勘解由 頼香（花押）	中川清三郎	中川清三郎	中川清三郎	大沢善右衛門	大関左介	大関左助		畠山一庵
宇佐美三郎兵衛	宇佐美三郎兵衛	宇佐美造酒助	宇佐美左助	宇佐美紋之丞	宇佐美三郎兵衛	大沢善右衛門	大沢善右衛門	大関左助	大関佐介	大沢善右衛門	大沢善右衛門		宇佐美左助
状	状	状	状	状	折紙	状	状	状	状	巻紙	巻紙	状	巻紙

122 - 1	121 - 2	121 - 1	120	119	118 - 4	118 - 3	118 - 2	118 - 1	117	116	115 - 2	115 - 1	114
由緒書	宇佐美家伝之書付	宇佐美家伝之書附	長久手一戦 渡辺図書覚書	涉獵 * 表紙に朱で「二」とあり	〔宇佐美長右衛門系譜案文〕 * 別家	〔宇佐美家伝来ノ書付目録〕	〔是ハいかにも布施三説老自筆にて、南龍院様御書・御判形等八奉見知候二付書状〕	多右衛門先祖書序文 * 別家。端裏に付箋あり。118に整理の袋あり	〔松葉井 ^註 致着候二付書状〕 * 整理の封紙あり	目録 * 封紙あり	目録 * 封紙あり	目録 * 封紙あり	目録 * 封紙あり
寛政10年12月						明治19年4月30日	7月26日		2月9日	延宝4年4月	文政10年7月	文政7年8月	安永5年6月
紀伊殿小十人頭格 宇佐美三郎兵衛			渡辺図書助		宇佐美長右衛門		河島式右衛門	〔宇佐美多右衛門〕	〔伊達〕左京大夫輝宗（花押）	大沢善右衛門・丹羽郷左衛門・山下藤右衛門	下条伊兵衛・金沢弥右衛門・立石喜太夫 海野孫四郎・立石喜太夫	下条伊兵衛・金沢弥右衛門・立石喜太夫	水野土佐・安藤帯刀
							大関佐介		黒川源次郎	大関左助	宇佐美八郎	宇佐美三之助	宇佐美三郎兵衛
綴り	横半帳	横半帳	縦帳	縦帳	状	状	状	状	状	状	状	状	状

129 - 1	128 - 2	128 - 1	127	126 - 4	126 - 3	126 - 2	126 - 1
関ヶ原合戦実記	重代讓器録略記	御家由緒ノ甲ノ覚	遠州味方原戦記	宇佐美豊光履歴	系譜 *別家	系譜草案 八代目宇佐美三郎兵衛勤書	神得流兵書伝説 紀氏系図
		子9月29日		明治11年正月			
		宇佐美竹陰 梅庵（左助）	根岸直利編輯 木村高敦校正	宇佐美豊光	宇佐美長右衛門		
		堀内八助					
豎 帳	綴 1	豎 帳	豎 帳	綴 1	綴 1	綴 1	豎 帳

文書・簡筒 下段引出し

125	124	123	122 - 3	122 - 2
宇佐美駿河守定行父子三代働覚書	宇佐美民部少輔一代大概、宇佐美造酒助一代始末、宇佐美左助代覚書	宇佐美家備忘録 *表紙に朱で「十一」とあり	姉川合戦実記	御感状并奉書写
寛文元年10月朔日				
宇佐美造酒助著 大関左助定祐写				宇佐美三郎兵衛
豎 帳	豎 帳	豎 帳	豎 帳	綴 1

下段引出し／細筒／太筒

宇佐美三郎兵衛

細筒

＊縦211cm×横89cm×左右2枚

太筒

〔枇杷嶋村絵図〕

付表1 「感状・証文」類の状態

番号料	1	2	3	4	6
発給者	源頼朝	北条時頼	新田義貞	新田義貞	畠山義深 畠山国清
縦×横 (ミリ)	325 × 469	304 × 411	308 × 285	210 × 239	241 × 195
紙質・形 式	奉書紙 明るい茶色 文字かすれ しわ無数	奉書紙 文字の上に滓	奉書紙 明るい茶色 滓 しわ無数	奉書紙 明るい茶色 文字の上に滓 文字ややかすれ しわ	明るい茶色 滓 文字かすれ シミ 巻き方と不一致
「虫 損」	「虫損」一五〇 はみ出した切れ目 数か所 上端の「虫損」 同士の間に切れ目	「虫損」三〇 穴同士つなぐ 切れ目一	「虫損」一五 切れ目一	「虫損」三三 巻き方と不一致	「虫損」なし
裏 打ち	裏打ち 左から242に紙継ぎ (以下数字のみ) 明るい茶色 間に大量の滓 貼り位置の目印	裏打ち ²⁷⁰ 裏に茶色が にじみ出す 間に滓 折り目の目印	裏打ち 243右端まで48 間に滓	裏打ち二重 紙継ぎなし 間に滓 折り目の目印	裏打ち 明るい茶色 紙継ぎなし 間に滓
針 折 り 目	針穴	針穴	針穴	別の折り目 針穴	針穴
整理の封紙	解説 内側に 谷折位置の目印	宛所「明」に訂正	解説 「本ノ次第八 三番目」		宛所「祐辻」に訂正

12	11	10	9	8	7	番資料 号料
畠山持国 畠山義就	畠山持国	足利義詮	足利尊氏	楠木正成	足利尊氏	発給者
179 × 452	185 × 162	312 × 438	174 × 433	198 × 401	272 × 265	(縦×横 ミリ)
左端・右端に滓 柿渋色 上・下端色濃い	柿渋 濡らした後乾いて 紙面波打つ 握ったしわなし 文字かすれ 柿渋色	奉書紙 明るい茶色	奉書紙 柿渋か 下端・右端に 滓をこすった筋 明るい茶色	奉書紙 薄茶色 滓	奉書紙 明るい茶色 やや文字かすれ しわ無数	紙質・形式 し柿わ渋
「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」二九 「虫損」穴抜き忘れ 穴同土つなぐ切れ目 長さ一・五ミリ	「虫損」二九 切れ目二	「虫損」一六 上端巻き方に不一致	「虫損」二二 切れ目三	「虫損」
裏打ちなし 一帯に滓 上端・下端と巻いた 表裏に柿渋・滓	裏打ちなし 裏に繊維状のもの 滓の溜まり 上端も切る	裏打ち256 裏滓の色 間に滓大量 折り目の目印	裏打ち 393右端まで34 間に滓 刺様のもの 折り目の目印	裏打ち 393右端まで14 薄茶色 左から一・二番目の 折り目に目印	裏打ち 裏に茶色にじみ 紙継ぎなし 間に大量の滓 折り目の目印	裏打ち 付属の封紙
別の折り目 針穴なし	針穴	別の折り目 針穴	別の折り目 針穴	針穴	針穴	針折り 穴目
		発給「義詮」に訂正	解説 解説の後考 「本ノ次第八 九番目」	解説 「本ノ次第八 八番目」		整理の封紙

19	18	16	15	14	13
千葉尚胤	上杉顯定	上杉顯定	細川勝元	畠山政長	足利義政
190 × 412	195 × 360	161 × 446	171 × 254	185 × 224	220 × 429
滓 柿渋 字の上に滓	切封跡 奉書紙 柿渋か 字の上に滓	切封 柿渋 下端滓 右端に繊維 上・下端色濃い	柿渋 むらあり 滓少々 しわ無数 文字ややかすれ	柿渋 左端に繊維 文字の上に滓 文字かすれ	奉書紙 淡い茶色 しわ無数 右端に墨筆を 転がしたような跡
「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」一四 縁ギザギザ 作業杜撰 切り込み四 穴同士つながる線 長さ四ミリ
裏打ち 393右端まで 間に滓	裏打ち 間に滓 紙継ぎなし 左端切り口きたない	裏打ちなし 巻いた表裏柿渋濃い 巻いて再び柿渋浸け 上端・下端に柿渋 ねじり封もあり 柿渋色 繊維貼り付く	裏打ちなし 滓大量	裏打ちなし 切り口曲がる	裏打ち 383右端まで50 間に滓大量 下端に本体の切れ端 茶色にじむ
針穴	針穴	針穴	針穴	針穴 折り目の間に 別の折り目の痕跡	別の折り目 針穴

番号	資料	20	21	23	24
発給者	上杉謙信	上杉謙信	上杉憲政	上杉謙信	上杉謙信
(縦×横)	187 × 244	258 × 290	224 × 453	138 × 311	
紙質・形式	柿渋 しわ	柿渋 花押の上に滓 しわなし シミ やや文字かすれ	柿渋 左右に繊維 一部こすった跡 一部文字かすれ	切封 右端に繊維 付着した繊維に 墨しみる 濡らした後乾いて 紙面波打つ 上端・下端は 濃くない	し柿質・形式 わ渋式
「虫損」	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	
裏打ち	裏打ち 間に滓 紙継ぎなし	裏打ち 間に滓 紙継ぎなし 裏に字のにじみ	表装の痕跡 周囲に台紙貼付き 裏打ちなし 左右に繊維 擦れ跡か 折封あり 内側に無数の繊維	裏打ちなし 上下・左切れ目歪む 巻いた表裏 柿渋濃い・繊維 折封もあり 表に繊維	裏打ち
針折り 穴目	針穴	針穴	針穴	針穴	
整理の封紙		焦げ跡・補修の紙			

33	32	30	29	27
織田信長	上杉謙信	上杉謙信	上杉謙信	上杉謙信
185 × 438	244 × 256	224 × 440	275 × 309	171 × 394
柿色の小片 無数貼り付き しわなし 色薄い 上下・右端やや濃い	滓少々 上・右端黒み 「輝虎」なぞり書き 色薄い	全面に 柿渋を塗った筋 字の上に滓	右端 柿渋でこすった筋 下端滓 左端柿色の小断片 全体文字がすれ	切封 右端・上下だけ柿渋 右から半分までシミ しわ
「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし
裏打ち 紙継ぎなし 間に滓	表装の痕跡 周囲に台紙貼付き 裏打ちあり 紙継ぎなし 間滓なし	表装の痕跡 周囲に台紙貼付き 裏打ちもあり 392右端まで 間に滓 谷折りの目印	裏打ち 紙継ぎなし 間に滓	裏打ちなし 巻いた表裏 柿渋やや濃い ねじり封もあり しわ多い 柿渋 内側に柿渋 とげ状のもの 無数貼り付き
針穴	針穴	針穴	針穴 右下は下端から 五、六センチの所	別の折り目 針穴
番号「三十三」の裏 13×7の紙で補修 別の整理の 封紙もあり				解説

39	38	35	34	番号料
徳川家康	石田三成 増田長盛	豊臣秀吉	足利義昭 細川藤賢 三淵藤英	発給者
206 × 499	281 × 367	179 × 262	238 × 494	(縦×横) (ミリ)
切封 柿渋 巻いて再度柿渋漬け 左右に繊維擦れか 字の上に滓 左右にしわ	左・右端・上・下 柿渋 こすった黒い筋無数 色薄い しわ	左右上下黒ずみ 文字の上に滓 右端にしわ 色薄い	縮緬紙 巻いて柿渋漬け 上・下端濃い しわなし	紙質・形式 し柿渋 わ
「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」
裏打ちなし 裏に繊維 巻いた表裏柿渋濃い ねじり封もあり 裏に滓・繊維	裏打ち ²⁴² 紙継ぎ斜め 右裏打ち紙は左端を 切っていない 継ぎ目中央で幅21 間に滓 左端切れ目歪み 上下左黒い 墨が裏に にじんでいるか	裏打ち 紙継ぎなし 間に滓 左端上端切り方杜撰	裏打ちなし 巻いた表裏柿渋濃い 大量の滓	裏打ち 付属の封紙
屏風折の折り目も 切封の巻き方と 反対向きに到達 左に重い物置いた型 針穴	針穴	針穴	針穴	針折り 穴目
封紙あり		解説 「本ノ次第八 別の整理の 封紙もあり 「本ノ次第八 三十五番目也」		整理の封紙

44	43	42	41	40
小早川隆景 増田長盛	小西行長	小西行長	小早川隆景	豊臣秀吉
194 × 439	222 × 454	297 × 457	187 × 430	223 × 609
柿渋 全体に滓 字の上に滓 しわ 色薄い	柿渋 上右滓 しわなし	柿渋 右黒ずみ 左上繊維 しわなし 色薄い	右端黒ずみ・滓 中央左滓・筋目 薄い色 しわなし	縮緬紙 柿渋 しわなし 色薄い
「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし
裏打ち 403右端まで45 間に滓 柿色の刺若干 上切り方杜撰	裏打ち382 右・上下 間に滓 柿色の筋目 右側に柿色の小片 上凸凹・下切り残し	裏打ち 右から裏打ち 右から255 間に滓 裏にやや字のにじみ 上端切り残し	裏打ち 385右端まで52 間に滓 柿色小断片 目印 上端と、下端左右 上切り方杜撰 凸凹・切り残し	表装の痕跡 周囲に台紙貼付き 裏打ちなし 裏に繊維よれか
針穴 左重いもの載せた跡 二か所	針穴	針穴	針穴	屏風折り 針穴
解説 「本ノ次第八四十四 番目」「六」			解説	別の整理の 封紙もあり 「内ノつゝミ紙ノ 書付ノおもてを これへあて」

番号	資料	発給者	縦×横 (ミリ)	紙質・形式	虫 損	裏の打ち封紙	針折り 穴目	解説
51	石田三成	189 × 142	柿渋 周囲に滓 墨がこすれた跡 字の上に滓 色中程度	「虫損」なし	裏打ち 紙継ぎなし 裏に滓 下端やや歪み	針穴		
50	直江兼続	199 × 454	柿渋 中央に黒の薄い横線 右に薄い柿色刷毛目 中央左上にシミ 色薄い 合点が同じ書き方・ 墨が濃いものから 薄いものへ	「虫損」なし	裏打ち 紙継ぎなし 間に滓	針穴		
48	石田三成	204 × 372	柿渋 周囲に滓・繊維 左上に 大きく薄いシミ 色中程度	「虫損」なし	裏打ち 紙継ぎなし 間に滓 下切れ目ギザギザ	針穴	重いものの痕跡 一か所	封紙表の番号札下に 封紙と同じ紙をち ぎって一旦訂正
46	板倉勝重	373 × 512	奉書紙 折紙 柿渋 下半分濃い茶	「虫損」なし	裏打ちなし 柿色断片少々	ピンなし		整理の封紙は 別の和紙
45	小早川隆景	262 × 223	柿渋 全体滓 字の上に滓 右端黒々 上方左・右にシミ 色薄い	「虫損」なし	裏打ち二重 紙継ぎなし 間に滓 刷毛目は糊付けか	針穴	折り目に切れ目が入っているか	
								整理の封紙

57	56	55	53
後藤年房	真田信繁	判直之	直江兼継 本庄繁長
297 × 450	327 × 456	325 × 464	306 × 406
上下濃い 柿色 墨のこすれ数か所	柿色 字の上に滓 周囲濃い 折紙 柿渋 奉書紙	色は白に近い 字の上に滓 柿渋か 折紙 奉書紙	柿渋 左右に繊維 上下薄い黒い横線 しわ 字の上に滓 色薄い 奉書紙
	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし
裏打ち 281 間に滓 裏に字のにじみ 切れ目ギザギザ 巻いた表裏黒味	裏打ちなし 巻いた表裏黒い	裏打ちなし 巻いた表裏黒い	裏打ち 263 間に滓 左から一・二番目の 折り目中央に 太い谷折りの目印 切り方ややきたない
針穴	針穴	針穴	針穴
			発給「繁長」に訂正

番号料	59	60	61	62
発給者	須田長義 杉原親憲	大野治長 米村長清	大野内 向井庄助	大野内 向井庄助
縦×横 (ミリ)	188 × 522	33 × 453	442 × 164	350 × 420
紙質・形式 柿渋	柿渋 字の上に滓 上下右端黒い しわ 柿色	奉書紙 折紙 柿渋 中心部折れ目で 反転文字写り 色濃い	柿渋 周囲濃い 柿色	奉書紙 上下左柿色 全体は白 巻いたものを 縦半分折り
「虫 損」	本物の虫損 封紙も被害 作った虫損はなし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし
裏打ち 付属の封紙	裏打ち三重 下のはつぎはぎ 319(二重) + 67 + 151これらの 上に右から262 墨がにじんでいる のを隠すためか 間に滓 谷折りの目印 切れ目ギザギザ	裏打ちなし 裏に繊維 紙質のためか	裏打ち 紙継ぎなし 間に滓 柿色小片無数	裏打ちなし 巻いた表裏黒い
針折り 穴目	別の折り目多数 針穴	針穴	針穴	針穴
整理の封紙				

「裏打ち」欄の数字は、紙継ぎ位置までの裏面左からの寸法（ミリ）	66	65	64	63
	馬場七左衛門 真弓津右衛門	中山照守 村瀬政真	大野内 武笠政房	後藤年房
	280 × 451	376 × 526	307 × 422	332 × 453
	柿渋 柿色 巻いたものを 縦半分折り	折紙 奉書紙 左滓 下繊維よれ 色薄い 柿色ムラあり	奉書紙 折紙 全体は柿色薄い	折紙 字の上に滓 シミ 色薄い
	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし	「虫損」なし
	裏打ち 264 間に滓	裏打ちなし 繊維大量 巻いた表裏黒い	裏打ちなし 巻いた表裏色濃い	表装の痕跡 周囲に剥がし跡 裏打ち 243 間に滓 巻いた表裏黒い 柿色 柿色微粒子無数
	針穴	針穴	右下一か所針穴	針穴

付表2 「畠山牛庵極札」一覽

資料書	筆者名	書き出し	極印	縦×横(ミリ)	状 態	整理の封紙上の標題
1	頼朝右大將家直判下文 築後守俊兼筆	伊豆	A	179 × 20		鎌倉右大將頼朝卿御直判御下文
2	最明寺殿時頼	若狭前司	B	138 × 20	左に貼り跡三か所①縦105と122、②138	最明寺時頼状
3	新田義貞直判	先月	A	133 × 21	上端斜め	新田左中将義貞感状
4	新田左中将義貞自判	去十二日	B	139 × 20	左に貼り跡縦138	新田左中将義貞御感状
6	畠山阿波守国清 畠山尾張守義深	新田	B	140 × 20	下端斜め 右に貼り跡二か所①縦145、②120 本紙端裏に貼り跡①縦120、②140	畠山国清入道道誓 畠山尾張守義深
7	等寺院尊氏公	新田	B	139 × 20	右に貼り跡、長さ不明	等寺院尊氏將軍家御判御内書
8	楠木阿波守正成直判	新田	A	130 × 20		楠木正成状
9	等寺院尊氏公直判	富永	A	118 × 17	上端横17、下端18	足利公方等寺院尊氏公御感状
10	宝篋(篋)院義詮公直判	於山崎	A	123 × 17	左に貼り跡、長さ不明	義詮將軍御内書
11	畠山持国入道徳本直判	紀州	A	123 × 19	切り方杜撰 本紙端裏に貼り跡縦123	畠山持国感状
12	畠山持国入道徳本 同 右衛門佐義就	此度	B	140 × 20	下端斜め 右に貼り跡縦140	畠山徳本 同 義就状
13	東山殿義政公直判	金胎	A	112 × 16	二つ右の折り面に貼り跡縦143	東山殿足利公方慈照院義政公御感状
14	畠山尾張守政長	東寺	B	121 × 19	本紙端裏に貼り跡①縦122、②123	管領畠山政長状
15	①細川右京大夫勝元直判 ②細川右京大夫勝元	去三日	A	128 × 18	極札二枚 ①の右に貼り跡縦128	細川右京大夫勝元状
16	上杉顯定直判	急度	A	101 × 17		管領上杉顯定君感状
18	①上杉顯定直判 ②関東管領上杉民部大輔顯定	今度 今度上州	A	118 × 17	極札二枚 ②の下端斜め ①の下(封紙側)に縦129の貼り跡 本紙端裏に貼り跡縦140	上杉顯定感状

42	41	40	39	38	35	34	33	32	30	29	27	24	23	21	20	19
小西撰津守行長直判	小早川隆景直判	「極札」なし	「極札」なし	石田治部少輔三成 増田右衛門尉長盛連判	豊臣秀吉公	三淵大和守藤英 細川右馬頭藤賢連判	①惣見院信長公 ②惣見院信長公直判	上杉謙信直判	上杉謙信直判	上杉謙信直判	上杉謙信直判	上杉謙信直判	上杉謙信直判	上杉兵部大輔憲政直判	長尾景虎直判	千葉介尚胤
頃日	正月			小西行長	急度	公儀	此度 此度	先月	去廿八日	其月	昨日	今度	態申	其表	今度	折紙到来
A	A			A	A	A	A A	A	A	A	A	A	A	A	A	B
145 × 18	110 × 17			134 × 19	115 × 24	121 × 17	124 × 19 112 × 17	107 × 17	115 × 17	106 × 17	119 × 21	98 × 18	120 × 18	116 × 19	87 × 17	140 × 21
				右に135と137の貼り跡	右端歪み	切り方ギザギザ	①の下(封紙側)に貼り跡縦142 ②の下(封紙側)に貼り跡縦138 ②の左に貼り跡縦124 本紙端裏に貼り跡 ①縦120、②長さ不明	右端切り方杜撰		右端ギザギザ 本紙端裏に貼り跡縦138		左端歪み	下端斜め	左端ギザギザ	右端切れ目にずれ	下端斜め 右に貼り跡縦141 本紙端裏に貼り跡縦140
小西撰津守行長感状	小早川隆景感状	秀吉公御感状	大御所家康公御感状	石田治部少三成 増田右衛門尉長盛連状	秀吉公御証文	足利公方靈陽院義昭公奉書 細川右馬頭藤賢 三淵大和守藤英連判	信長公御書	上杉謙信君感状	上杉謙信君感状	上杉謙信君感状	上杉謙信感状	上杉謙信感状	上杉謙信感状	上杉兵部大輔憲政感状	長尾平三景虎感状	千葉尚胤状

資料書	筆者名	書き出し	極印	縦×横(ミリ)	状 態	整理の封紙上の標題
43	小西撰津守行長直判	今度	A	133 × 15	切り方左右歪み・下斜め	小西撰津守行長感状
44	小早川筑前守隆景 増田右衛門尉長盛連判	安国	A	142 × 22	切り方ギザギザ 上端墨の付いた手で触ったか	小早川隆景 増田右衛門尉長盛連判感状
45	小早川隆景直判	今度	A	110 × 17	左端切れ目にずれ	小早川隆景感状
46	「極札」なし					板倉伊賀守勝重奉書
48	石田治部少輔三成	会津	A	113 × 15	下(封紙側)に貼り跡縦123 切り方杜撰 本紙端裏に貼り跡縦124	石田治部少三成状
50	直江山城守兼続直判	石田	A	129 × 17	端裏に貼り跡縦140	直江山城守兼続廻文
51	石田三成直判	今朝	A	95 × 17	左に貼り跡縦125 本紙端裏に貼り跡117	石田治部少三成状
53	直江山城守兼続 本庄越前守繁長連判	造酒殿	A	118 × 16	右端断片付き 右に貼り跡120	直江山城守兼続 本庄越前守繁長感状
55	判団右衛門直之		A	97 × 20		判団右衛門直之状
56	真田左衛門尉信繁	去年	A	108 × 20		真田左衛門尉信繁状
57	後藤又兵衛年房	今度	A	116 × 17	本紙折紙奥に貼り跡二か所 ①縦112、 ②118	後藤又兵衛尉年房状
59	杉原常陸介親憲 須田大炊助長義連判	去十一月	A	137 × 21		須田大炊助長義 杉原常陸介親憲連状
60	「極札」なし					大野修理亮治長家臣米村六兵衛長清状
61	「極札」なし					大野修理亮内向井庄助状
62	「極札」なし					大野修理亮内向井庄助状
63	「極札」なし					大野修理亮内向井庄助状
64	「極札」なし					後藤又兵衛年房状
65	中山勘解由照守 村瀬左馬助政真連判	去五月	A	121 × 21	右端ギザギザ	中山勘解由照守 村瀬左馬助政真連状

7		6		5		4		3		2	包紙
10年正月27日	10年正月27日	9年極月晦日	9年極月晦日	9年6月26日	9年6月26日	9年5月28日	9年5月28日	8年霜月26日	月日不見	8年卯月7日	寛永年月日
数馬 左五右衛門	久野三郎左衛門 渡辺一学 加納数馬 布施左五右衛門	一学 数馬	一学 数馬	加納 布施	渡辺一学 加納	渡辺一学 布施左五右衛門 加納数馬	渡辺一学 布施左五右衛門 加納数馬	同 堺 ⁶ 自筆	渡辺一学	中山備前守	差出
1	1	2	2	1	1			1	1		通
78 2	78 1	83 2	83 1	90	84	91	91	71	76	73	資料番号
同	正月27日	同	極月晦日	同	6月26日	5月28日	5月28日	11月26日	1	卯月7日	月日
布施佐五右衛門 加納数馬	久野三郎左衛門 渡辺一学 加納数馬 布施佐五右衛門	渡辺一学 加納数馬	渡辺一学 加納数馬	加納数馬 布施佐五右衛門	渡辺一学 布施佐五右衛門	加納数馬 布施佐五右衛門 渡辺一学	加納数馬 布施佐五右衛門 渡辺一学	渡辺一学	渡辺一学	中山備前	差出
森山堅弥	宇佐美堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	宇佐美造酒	宛先
	7	6	6	5	5	4	4	3	3	1	朱字
	78	83	83	84	84	(90)	(90)	(92)	(92)	73	資料番号
	10年正月	9年11月	9年11月	9年5月	9年5月	9年5月28日	9年5月28日	年月不知	8年霜月	8年4月	寛永年月日
布施左五右衛門 加納数馬	久野三郎左衛門 渡辺一学 加納数馬	渡辺一学 加納数馬	渡辺一学 加納数馬	加納数馬 布施左五右衛門	渡辺一学 加納数馬	渡辺一学 布施左五右衛門 加納数馬	渡辺一学 布施左五右衛門 加納数馬	同 尾州 ⁶	渡辺一学泉州 ⁶	中山備前守	差出
	2	2	2	2	2	1	1	1	1		通

付表3 「造酒助宛」書状と封紙対応表

①②は右から数えた順番

66	「極札」なし					馬場七左衛門 真弓津右衛門連判証文
----	--------	--	--	--	--	----------------------

「一代始末」欄「包紙」は、「一代始末」にある「包紙」番号。「通」は、「一代始末」及び封紙に記された、書状の数。
封紙の資料番号欄（ ）は、封紙と書状が一致しない分。封紙欄末尾の78・103は該当する書状不明

		11		10		9		8	包紙	一代始末		書状		封紙	
		正保元年11月3日		12年(2月5日)	11年8月13日	10年6月22日 の晩着	10年6月16日	10年3月10日	寛永年月日	差出	通	資料番号	月日	差出	宛先
	自筆	布施左五右衛門	加納数馬 布施左五右衛門	渡辺一学自筆	久野三郎左衛門 自筆	加納数馬自筆	一学	今枝民部	該当なし						朱字
		103	111	86	92 74 74 1 2 1	85 2	85 1	該当なし	資料番号						資料番号
		11月3日	2月5日	2月6日	2月5日	2月6日	2月5日	8月4日	8月13日	8月4日	6月21日	6月16日			
		布施佐五右衛門	頼宣 布施佐五右衛門	加納数馬 布施佐五右衛門	渡辺一学	渡辺一学	久野三郎左衛門	久野三郎左衛門	久野三郎左衛門	久野三郎左衛門	加納数馬	渡辺一学			
		宇佐美民部	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	森堅弥	宇佐美造酒助	宇佐美造酒助	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥	森山堅弥			
				11下	11上	10	9	9	該当なし						
103	78		86	74	93	(76)	85								
			12年2月6日	12年2月5日	11年7月	10年6月	10年6月		寛永年月日						
	紀伊宇佐美		加納数馬 布施左五右衛門	渡辺一学自筆	久野三郎左衛門 自筆	加納数馬自筆	渡辺一学	渡辺一学		差出					
				2	2	2	2		通						

付表 4 「造酒助宛」書状の状態

番号	資料	月 日	縦×横 (ミリ)	紙質・形式	虫 損	裏 封 紙	針 折 り 穴 目	整理の封紙
71	11月26日 187×794	11月26日	187×794	奉書紙 巻紙 柿渋 柿色の小片無数 色薄い 紙感柔らかい 折り目も柔らかい コテなし 行間に文字訂正の跡三分の二行ほど 巻いた表面にしたらしい左端に滓 裏打ちしたもの同土を紙継ぎ 右から453+338	虫損は本物	裏打ち 左から453で本紙ごと紙継ぎ 左部分の裏打ちは左から282+175の起請継ぎ 右部分の裏打ちは左から68+290の通常の継ぎ方	ピン跡なし	封紙なし
76	374×516		374×516	奉書紙 折紙 柿色 柿渋 ムラ 柿色小断片 コテなし 文字二か所こすって訂正 上端左切り方ギザギザ よれて以後にハサミで切っている 表面にしたらしい下端左に 滓というより擦れか	虫損なし	裏打ちなし 色薄い	ピン跡なし	〔封紙は85へ〕 〔92―1の封紙〕 薄紙の封紙 但し縦短い 表に解説 〔92―2の封紙〕 別の和紙の封紙
73	350×516	卯月7日	350×516	奉書紙 折紙 柿渋 しわ コテなし 表面にしたらしい下端左に滓	虫損なし	裏打ち 紙継ぎ左から232+261+56 表より柿色濃い	ピン跡なし	薄紙の封紙 解説

83 — 1	極月晦日	161 × 795	巻紙 巻き方、奥が表に 滓 色薄い 文字にかぶせて紙継ぎ 右から114 日付右横の印（92に同じ） を削り取っている 一学の花押穴開いている 擦れた跡演出か コテなし	90	6月26日	325 × 437	折紙 表面にした折紙末に滓・擦れ・穴 柿渋 ムラ 色薄い コテなし	84	6月26日	370 × 519	折紙 表面にした折紙末に滓・擦れ 柿色 上下中央折り目色濃い 下面右端繊維 印（薄くて判読困難）削った跡 コテなし	91	5月28日	309 × 469	折紙 折紙末を表面にしたので滓・擦れ 色薄い 字の上に滓 上端中央を切る時、本紙・裏打ち紙 ごとハサミで内側に切り込んだ跡 コテ	番号資料 月 日 縦×横 （ミリ）
			虫損なし				虫損なし				虫損なし				虫損	
			裏打ちなし				裏打ちなし				裏打ちなし				裏打ちなし	
			ピン跡なし				ピン跡なし				ピン跡なし				別の折り目 ピン跡なし	
			薄紙の封紙 表に解説				〔封紙は91へ〕				薄紙の封紙 表に解説				封紙なし 〔封紙は90から〕 薄紙の封紙 解説	

85 1	78 2	78 1	83 2
6 月 16 日	正 月 27 日	正 月 27 日	極 月 晦 日
181 × 953	327 × 454	329 × 456	324 × 462
巻紙 表面にした巻紙末に滓・擦れ・穴 柿色 コテなし 大印（92と同印の可能性大）小印 紙継ぎ右から101 + 350 + 504 削った跡二か所 二か所とも字にかぶさる	折紙 柿渋色 柿渋の痕跡は裏面に繊維若干のみ 表面にしたらしい下端左濃い ムラ コテなし	折紙 柿渋 表面にしたらしい下端左に擦れ 柿色 一部濃い コテ不明	折紙 表面にした折紙末に滓・擦れ 色薄い コテなし 印（薄くて判読難しい）削った跡
虫損なし	虫損なし	虫損なし	虫損なし
裏打ちなし	裏打ちなし 色やや薄い	裏打ち 紙継ぎ左から203で起請継ぎ 間にやや滓 裏の方が薄い	裏打ちなし
ピン跡なし	ピン跡なし	ピン跡なし	ピン跡なし
和紙の封紙 解説	通常の和紙で糊封 封紙同右	薄紙の封紙 解説	封紙は同右

番号料 資料	月 日	縦×横 (ミリ)	紙質・形式 柿渋	虫 損	裏 打 封 紙	針折 り 穴目	整理の封紙
74 1	2 月 5 日	164 × 449	折紙 柿渋 色薄い 表面にした折紙末に滓・擦れ・穴 小印削った跡 コテなし	虫損なし	裏打ちなし	ピン跡なし	薄紙の封紙 解説
92 2	8 月 13 日	315 × 464	折紙 表面にした折紙末に滓・擦れ 柿渋 色薄い 印削った跡 コテなし	虫損なし	裏打ちなし	ピン跡なし	〔封紙は76へ〕
93	8 月 4 日	162 × 751	巻紙、右から449 + 226 + 80 表面にした巻紙末に滓・擦れ 巻紙末の滓・擦れにかぶせて紙継ぎ 印削った跡 コテなし	虫損なし	裏打ちなし	ピン跡なし	解説を貼付 和紙の封紙 解説
85 2	6 月 21 日	340 × 512	折紙 柿渋 色薄い 表面にした折紙末に滓・擦れ・穴 小印削った跡 コテなし	虫損なし	裏打ちなし	ピン跡なし	〔封紙は76から〕 封紙は通常の和紙 解説

111	86	92 1	74 2
2月5日	2月6日	2月5日	2月6日
325 × 458	202 × 464	162 × 879	207 × 424
柿渋 字の上に滓 色薄い ムラ コテ ぎごちない字体 文末に縦60×横24の剥がし跡	巻紙 右端黒い 下端からしめている 字の上に滓 色薄い コテ ぎごちない字体	巻紙 本体紙継 右から442 + 332 + 残り114 色薄い 字の上に滓 色ムラ コテ 三月を二月に訂正 完全な印影 切り方杜撰	巻紙 柿渋 右端黒ずみ 柿色 ややコテか なぞった様な字
虫損なし	虫損なし	虫損なし	虫損なし
裏打ち 左から258で紙継ぎ 間に滓	裏打ち 紙継ぎ左から362で起請継ぎ 間に滓	裏打ち 間に柿色小片無数 本体と裏打ちの紙継ぎが 同じ箇所、左から442	裏打ち 左から305で紙継ぎ 間に滓 柿色 墨にじみ
ピン跡	別の折り目 ピン跡なし	別の折り目 ピン跡なし	ピン跡なし
薄紙の封紙 和紙の封紙	和紙の封紙 解説	(封紙は76へ)	封紙は同右

付表 5 「左助宛」書状の状態

資料番号	月日	紙質・形式	虫損	裏面の打封紙	折り目	整理の封紙
67	5月2日	明るい茶の、質の悪い薄い紙 6月を5月に訂正		なし		薄紙の封紙 表に解説
72	5月5日	切り封		なし		和紙の封紙 表に解説
79 1	3月19日	切り封表二面巻いて柿渋浸け 上・下端にもじむ		なし		薄紙の封紙 解説
79 2	4月3日	切り封表二面巻いて柿渋浸け 上・下端にもじむ 上端切り方段違い		なし		封紙同上
80	2月21日	柿渋なし 切り封表二面やや黒くこすってある		なし		和紙の封紙 表に解説
81	極月2日	切り封表二面を黒くこすってある 巻いた状態で上下端黒い なぞった様な下手な字	本物の虫損	なし		薄紙の封紙 解説なし

番号	資料	縦×横	紙質・形式	虫	裏	針	整理
103	11月3日	329 × 455	奉書紙 折紙 表面にした折紙末に滓・擦れ 柿渋 ムラ 筋 コテなし	虫損なし	裏打ちなし	ピン跡なし	和紙の封紙
				虫	附属の打封紙	折り目	整理の封紙

68 2	68 1	番号料	月 日	縦×横 (ミリ)	紙質・形式・書き渋・しわ	虫 損	裏 打 ち
9月18日	9月16日			表奥(巻いた表二面)を黒くこすって手ずれ状に			裏打ちなし
				端裏三面茶色の大きなシミ			裏打ちなし

付表6 「畠山一庵」書状の状態

118 2	107 5	107 4	107 3	107 2	100 4	100 3	100 2	100 1	99 1	96	87 1
7月26日	3月6日	3月7日	3月10日	3月6日	2月5日	2月6日	2月6日		2月20日	3月9日	2月15日
切り封		表面に 切り封	切り封		薄墨色 切り封	切り封表二面やや柿色	白い	線香焦げ跡か一点 端裏に付箋あり	切り封	切り封表二面やや柿色 端裏にはがし跡あり	別紙に感状二点の写し 切り封
								付箋に虫損	虫損		虫損一か所
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
封紙なし	封紙同右	封紙同右	封紙同右	和紙の封紙	封紙同右	封紙同右	封紙同右	和紙の封紙 封紙虫損	和紙の封紙	薄紙の封紙	薄紙の封紙

105 1	98	70	69	資料 番号
12 月 2 日	9 月 18 日	4 月 12 日	5 月 5 日	月 日
		155 × 2445		縦×横 (ミリ)
数か所に茶色の大きなシミ	端裏三面茶色の大きなシミ	柿色 紙継ぎ、右から450 + 450 + 420 + 445 + 445 + 222 右から三か所目は裏打ちしたもの同士を継ぐ	奉書紙 折紙 裏に柿色小片無数 数か所墨で汚れる	紙質・形式・書き渋・しわ
		虫損		虫損
裏打ちなし	裏打ちなし	裏打ち 端裏「畠山下総入道 大関左助殿」の 左から118 + 443 + 438 (ここまで起請継ぎ) + 355 (本紙ごと) + 432 + 454 (通常の継ぎ方) + 240 間に柿色小片無数 裏面に柿色小片無数		裏 打 ち

早川家文書目録

早川家文書解題

一 伝来と受入について

『早川家文書』は、紀州藩士であった早川家に伝わった文書六十四点の総称である。同資料は、早川家と親戚関係にあった榎原民子氏によつて保管されてきた。榎原氏によると、資料は蔵の中の蓋付木箱（長持半分程の大きさ）に納められていたとのことである。紀州藩の家臣に係る資料であることから和歌山県立文書館で寄託を受けることとなった。

平成十年（一九九八）十一月に一度目の寄託を受け、その後数回に分けて寄託を受けた。これらの資料は平成十三年十月に一括して寄贈となり、この後さらに二度の追加寄贈をうけている。

早川家には文書のほかに、刀剣・サーベルや甲冑等も伝えられており、これらは県立博物館に寄贈されている。

二 早川家と伝来文書について

早川家には二冊の系譜が残されていた「資料番号1・2」（以下括弧と番号のみ記す）。双方とも内容はほぼ同じである。これらの系譜は紀州藩に提出されたものと同じの書式で記されているため、藩への提出に備えて早川家で保管されていたものである。この系譜には作成の年月日や提出者の記載はないが、表紙に「虎之間席 早川左源吾」とあることや、系統を示す朱線の最後に「当代 早川左源吾利貴」と記載されていることから、左源吾がこの系譜を記したものと考えられ

る。系譜には、早川家の嫡祖である早川左馬之丞の南龍院への召出から左源吾利貴の代の明治元年十一月晦日までの事跡が記されている。（但し左源吾利貴の事跡として記されている部分は書式が異なるため加筆されたものであろう。）

この系譜によれば、早川家の嫡祖早川左馬之丞の父十助は信長より池田勝入（恒興）へ付けられた六人の内の一人であったと述べられている。十助はその後、中村式部少輔に仕え六千五百石を宛行われ、駿州田中之城・「久野之城」を預り、与力・同心をも預っていたという。さらに後には池田三左衛門（輝政）に仕え、慶長のころ播州姫路で没したらしい。

十助の惣領で早川家の嫡祖左馬之丞と次男十兵衛は、共に駿河において成瀬隼人正（駿府老中、のち尾張徳川家附家老）の肝煎を勤めていたが、二人同時に頼宣へ召出され、それぞれ千五百石の高と与力・同心を付けられた。また左馬之丞の惣領で二代目となる甚左衛門氏産も頼宣に召出され高三百石を賜っている。

元和五年（一六一九）の頼宣の国替えに伴つて紀州に随従してきたのは甚左衛門氏産と十兵衛で、『南紀徳川史』所収の「南龍院様御入国御供姓名録」によれば、当時の役儀は甚左衛門氏産が大番衆（六番）、十兵衛は鉄砲衆であった。

正保三年（一六四六）に十兵衛は隠居し、惣領弥五右衛門に家督を譲るが、弥五右衛門については何の記載もされておらず、事跡不明である。

一方、甚左衛門氏産は入国の翌年病死、跡目知行三百石を惣領の甚左衛門利久が継いでいる。三代目となった利久は寛文八年（一六六八）

七月に「御弓矢之御蔵、阿曾沼喜左衛門同前二御預」を仰せ付けられている。『早川家文書』のなかには、この甚左衛門利久が作成した「山口流兵法極意之目録」⁵⁴や、「起請文前書之事」(山口流兵法御相伝につき)⁵⁵が残されている。利久は、この「山口流兵法極意之目録」を村上孫四郎に授けていることや、「起請文前書」で誓文を受けていることから、山口流兵法の相伝者であったことが推測される。

本家を継いだ四代目甚左衛門利忠の跡は五代目甚左衛門利久、六代目庄右衛門利政と続くが、七代目の元右衛門の代で立退きとなり断絶

[illegible]

- 80 -

してしまつ。一方、分家である伝兵衛家は初代利直、二代目利倫、三代目意成へと継承される。四代目道誠からは断絶となつた本家の甚左衛門を名乗るようになり、五代目利記のあと六代目となる左源吾利貴へと継承される。

『早川家文書』では、本家二代目の甚左衛門利久の関係資料が残された時期である延宝三年（一六七五）以降は、享保八年（一七二三）十一月の「旌再拝之巻」¹⁴⁰と元文四年（一七三九）の「後普光院殿百首和歌」¹²⁰の二点が残っているのみで、資料の大半は文化、文政期以降に集中している。これらの資料は分家の四代目甚左衛門道誠、五代目利記の時期に相当している。道誠は天明三年（一七八三）二月に切米二十五石で跡目を継ぎ、文政九年（一八二六）正月に八十一歳で没するまで書院番や留守居物頭格奥詰などを勤めた。道誠の時期とみられる資料に「藍田集」（句集）がある。

系譜によると道誠の跡を継いだのは寒川家からの養子で甚左衛門利記である。利記は当初「喬房」と名乗っていたらしく、利記の実家にあたる寒川家の「系譜」にも「早川甚左衛門道誠養子 早川左馬之丞 喬房」と記されている。また、資料中にも「喬房」の諱で作成された文書が残されている。

利記は文政九年四月に養父甚左衛門道誠の跡目切米三十石を継ぎ、大御番の勤めとなった。同年十一月に評定所にて勘定奉行指図請、同月海士御代官見習となるが翌十二年二月、海士代官見習から口熊野代官見習となり翌十三年三月二十三日に和歌山へ引取りする。「口熊野在々此度巡見模様取計之趣につき御達し書控」¹³⁴はこのとき巡見したの口熊野の様子を記したものである。

早川家

『早川家文書』には、早川家の各当主や家人が葬給あるいは宛て先となつた資料は少なく、「諸願御礼之品控」や「宝鑑」、「忌服令」のような写本が中心となっている。これらは、武家社会のなかで生きていく上で必要不可欠な規範となるもので、当時の武家の作法や規律などをつかがうことができ大変興味深い資料である。

三 分類項目について

資料群を内容に従つて十六の項目に分類した。

一、例規・書式 三点

役替・格式・加増・足米・隠居・家督・養子・屋敷拝領等々の緒願の書式や、願いが聞き届けられた際の年寄衆・側用人等への礼の要・不要などを記した「諸願御礼之品控」、あるいは弔事に際して喪に服す期間などを記載した「服忌令」など、家臣としてとらなければならぬ規範を記したものなどを納めた。

二、儀礼 二点

「慶事知らせケ所」には慶事の際に知らせるべき家や人物、及び芸術出精につき稽古料を下賜されたときの切符の書式が書付けられている。

三、武芸 七点

起請文、兵法書等を集めた。寛永〓延宝期は本家三代目甚左衛門利久、享保期は本家六代目庄左衛門利政、安政期は分家五代目甚左衛門利記惣領八輔の関係資料。

四、有職故実 四点

小笠原大膳太夫長時・同右近太夫貞慶・小池甚之丞貞成などの故実

早川家

礼法関係資料を集めた。

五、勤役 七点

分家五代目の利記が紀州藩へ勤めた時の資料が中心となっている。利記は文政十二年（一八二九）三月四日、熊野代官見習を勤めるため口熊野へ出立した。和歌山へ戻った後、山中筋・海辺等を巡見したときの報告書の控「34」には、在中の様子や麦作の出来栄・山方材木値段の下落・池川道橋の破損箇所と普請などについての詳しい報告が記されている。

また「宝鑑」31には天保十三年（一八四二）六月に宿直の寸暇を以て書写したことが記されている。利記は、天保四年（一八三三）七月から十代藩主治宝の小納戸を勤めた。

六、武具・道具 二点

早川家所有の槍、刀剣類の数量・寸法、および茶道具類の品数を書きあげた覚書。刀剣類、茶道具とも武家にとって必要不可欠の品々である。

七、地誌 一点

「和哥山絵図」を納めた。青（川・堀・池などの水系）・緑（田畑・山林）・灰（石垣）・黄（道筋）・薄黄（町人地）・桃（寺社）・赤（藩の蔵や人足部屋及び役所）白（武家地）に色分けされ、城門や松の木々が描かれている。武家地にはそれぞれ拝領者の武士の姓名が記されているが、町人地には通りの名称のみが記入されている。また、武家地で上地や相對替などにより拝領者が変更になった箇所には、付箋により訂正されているところもある。

八、記録 三点

口熊野周参見浦久五郎倅で摂津兵庫中村屋伊兵衛の所へ奉公に出でいた善助が、同人所持の船、千石積栄寿丸の沖船頭となり天保十二年（一八四一）八月に酒・砂糖等諸品を積み入れ奥州南部へ廻船の途中、十月十二日常州いぬほろ沖で難船し、乗組員十三人とともに漂流、同十三年二月にアメリカ（カリフォルニア州）に上陸、その後所々遍歴し、同年十一月出航、清国を経由して長崎に帰国、弘化二年（一六〇五）正月二十三日に若山へ帰着するまでの見聞録。

また、安政四年（一八五七）十月にアメリカ使節が登城した際の記録がある。

九、文学・戦記 八点

「厭飢太平楽記」・「護国女太平記」とも全て写本。

十、文学・詩歌 四点

句集をあつめた。

十一、教育 二点

学習館応試の心得、及び算術の問題集である。

十二、趣味教養 七点

漢詩や書の手習、徳川秀忠公直筆「春の日之和歌」の鑑定書などを集めた。

十三、金銭贈与 三点

祖父母などから贈られた金銭の包紙が残されていた。

十四、書簡 二点

私信を集めた。

十五、家系・由緒書 七点

早川家に関する系譜が中心である。

十六、雑 一点

断簡などを入れた。

四 参考資料及び参考文献

『紀州家中系譜並に親類書書上げ』

・ 早川甚左衛門家 資料番号 一一三六〇

・ 寒川一八家 資料番号 七六一三

『収蔵資料目録四』「和歌山県立図書館移管資料目録」

・ 忌服令 資料番号 丙・キ・1

『南紀徳川史』二冊、八冊 清文堂復刻版

付記

本目録は前担当者鎌田和栄氏が作成したものを元に加筆修正して編成しなおしたものである。

解題・目録 松島由佳

早川家

早川家文書目録 分類

一例規・書式

資料番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	形 態
7	諸願御礼之品控	文政11年子8月(認之)			堅 帳
7 - 1	〔離縁状雛形〕 * 本文一丁目の丁の中にあり				一 紙
7 - 2	〔恒之丞様、斎彊卿与御名乗候二付覚〕 * 本文一丁目の丁の中にあり、天保4年12月15日拝受				一 紙
7 - 3	〔離縁状雛形及支配へ差出し方二付書付〕 * 本文一丁目の丁の中にあり				一 紙
7 - 4	〔末期養子願雛形〕 * 本文5・6丁に挟込、端裏「末期之願」				一 紙
7 - 5	〔寒川健輔末期養子之儀二付雛形〕 * 本文5・6丁に挟込				一 紙
7 - 6 - 1	就切支丹宗門御改一札之事 * 7・6・1と2は共に包紙入り、本文最終丁に包紙ごと紙縫りで結付、包紙裏に「親類書控 願書 家督申候御礼之控 早川伝兵衛」とあり	天保9年戌3月	早川甚左衛門(書判)	桑山彦左衛門 上野勘解由	一 紙
7 - 6 - 2	就切支丹宗門御改一札之事(早川甚右衛門代々禅宗二而当寺旦那二付)	天保9年戌3月	珊瑚寺	上野勘解由 桑山彦左衛門	一 紙
3	服忌令 * 写本	天保15辰年11月	早川氏		堅 帳
3 - 1	〔安永二巳十二月勤振問合二付〕* 本文第十六丁十七丁の間に挟込				一 紙
63	〔御召服〕 * 破損、六丁あり、表紙以外は順序不明	(近世)			堅 帳

二 儀礼

26	慶事知らせケ所（知らせ人名并文例）	（近世）		横半帳
24	由（比）・白（井）・真（田）雑用控覚（贈答品代金書付）	嘉永7甲寅年6月より		横半帳

三 武芸

54	山口流兵法極意之目録 * 金銀模様紙	寛永暦8月吉日	藤原朝臣山口右馬佐 早川甚左衛門利久（朱印）（花）	村上孫四郎	巻 紙
35	起請文前書之事（山口流兵法御相伝につき） * 写し、又は控	万治2年亥ノ2月24日	三浦弥介糟栄（花） 長野助太夫正方（花） 他20名	早川甚左衛門	状
41	〔起請文連署（入門者か）〕 * 前欠、72名分の署名年月日・氏名・花押	寛文4暦辰6月吉日 〔延宝2寛年5月26日迄〕	橋本与次之丞重長（花） 他71名	早川甚左衛門尉	巻 紙
37	兵法序 * 金模様紙	延宝3年歳舍乙卯重陽後一日	早川甚左衛門尉利久（朱印）（花）		巻 紙
42	旄再拜之巻（再拜作法等につき秘伝書） * 写本	享保8癸卯年11月日			巻 紙
36	誓紙之事（射芸・砲術其他武道之奥秘等相伝二付）	安政5戊午年6月吉日	平埜縫之助篤澄（血判） 上田彦右衛門秀親（血判） 松山庄太夫俊茂（血判）	早川八輔	状
10	〔荒川・安良見村并近在地士子弟入門者書上〕 * 表紙なし、安楽見村 喜多北淳介、荒川の津田家、奥家等の入門記録あり	〔安政4巳年3月7日入門〕 〔安政6未年2月6日入門迄〕			豎 帳

四 有職故実

61	〔御輿入行列仕立書立〕（小笠原大膳太夫長時、同右近大夫貞慶） * 前欠、三つに分離している、写し力	寛永13年神無月中旬	玄策		巻 紙
39	〔天地陰陽之弓二付故実〕（小笠原大膳太夫長時、同右近大夫貞慶） * 前欠、彩色あり	寛永13暦林鐘吉日	小池甚之丞貞成、林亦右衛門丞只利 玄策		巻 紙

27	4			
水屋井同所北小押入二出し置候茶道具品数覚	所持之大小小柄并持鎗寸法書	改	嘉永7甲寅年3月	早川利記相調
		（近世）		
横半帳	竖 帳			

六 武具・道具

23	21	33	22	8	31	34
御忌日帳	麟徳言行録 亢	〔天文分野之図、一位様江献上二付書状〕	御金銀頂戴覚控（早川甚右衛門および惣領八助稽古料・褒美等二付）	將軍家御代々（將軍第一代家康公／第十二代家慶公まで）	宝鑑 * 写本 後表紙に、于時天保十三寅年六月宿直寸暇を以御書物写シ果（後略）とあり	〔口熊野在々此度順見模様取計之趣につき御達し書控〕 * 虫損あり。早川伝兵衛（基右衛門）は文政十一年三月七日より口熊野代官助を勤める。
* 8 cm × 17 cm	* 写本		* 6 cm × 14 cm	* 写本		
（近世）	（近世）	7月27日	（天保15辰年8月16日 安政6未年2月16日迄）	弘化3丙午年閏5月中旬写之	天保13年寅年6月	文政13寅3月28日
		凌雲院大僧正義嚴（花）	翠松舎以友所持之	早川姓 葉屋加輪宇志	早川姓	早川伝兵衛喬房（花）
		渥美源五郎 稲葉弥左衛門				立石喜太夫 松平六郎右衛門
横小帳	竖 帳	状	横小帳	竖 帳	横 帳	状

五 勤役

40	38
〔天地陰陽之弓二付故実〕（小笠原大膳太夫長時、同右近太夫貞慶） * 前欠、虫損・変色あり	〔高野攻首実検作法〕（小笠原大膳太夫長時、同右近太夫貞慶） * 前欠
寛文元年11月吉日	寛文元年11月吉日
小池甚之丞貞成、水野意休齋重次 水野市郎兵衛重時（朱印）（花）	小池甚之丞貞成、水野意休齋重次 水野市郎兵衛重時（朱印）（花）
津田左兵衛	津田左□衛
巻 紙	巻 紙

七 地誌

45	和哥山絵図（城下絵図）	* 彩色 101 cm × 145 cm	（寛政頃力）		一 舗
----	-------------	-------------------------	--------	--	-----

八 記録

11	〔大塩平八郎乱一件書付〕	* 一丁のみ	（天保8年酉2月のこと）		豎 折
5	紀州口熊野周参見浦善助達難風ニアメリカ国江致漂着彼地より 肥州長崎江送り貰ヒ致帰国候始終記	* 写本、虫損あり	弘化2年巳正月下旬	早川氏	豎 帳
6	亜墨利加使節登城御目見次第書	* 写本	安政4丁巳年10月		豎 帳

九 文学・戦記

17	護国女太平記 卷の六・七・八・九・十	* 写本	弘化3丙午年弥生下旬	高瀬駒輔写之 早川氏	豎 帳
18	護国女太平記 卷之十一・十二・十三・十四・十五	* 写本			豎 帳
12	厭飫太平楽記 卷之十・十一・十二	* 写本、虫損あり	（近世）		豎 帳
13	厭飫太平楽記 卷之十三・十四・十五	* 写本、虫損あり	（近世）		豎 帳
14	厭飫太平楽記 卷之二十二・二十三・二十四	* 写本、虫損あり	（近世）		豎 帳
15	厭飫太平楽記 卷之二十五・二十六・二十七	* 写本、虫損あり	（近世）		豎 帳
16	厭飫太平楽記 卷之二十八・二十九・三十	* 写本、虫損あり	（近世）		豎 帳

57	厭飫太平楽記 卷之十九・廿・廿一	*写本、虫損あり	(近世)			豎 帳
----	------------------	----------	------	--	--	-----

十 文学・詩歌

20	後普光園院殿百首和歌	*写本、虫損あり、題箋欠	元文4年末10月書写之			豎 帳
58	藍田集(句集)	*写本、虫損あり	(序文)文化2年丑10月	塊老師批点、門人某等編 書林皇都野田次兵衛板 弘所紀州若山朝井や庄助		豎 帳
59	丙寅藍田集(句集)	*写本、虫損あり、綴破損、序文に「俳諧奉行」とあり	(序文)文化3年寅10月	塊老師批点、門人某等編 書林皇都野田次兵衛板 弘所紀州若山井原町万屋作兵衛		豎 帳
19	すゝのやうた合 四	*写本、和綴本、綴破損、虫損あり、水色表紙あり				豎 帳

十一 教育

9	辨書控(学習館応試而書之)		文化3年寅11月16日	山田惟馨 十九歳		豎 帳
25	当用雑算輯	*朱あり、算術問題集	(近世)	翠松舎蔵主		横半帳

十二 趣味・教養

62	(徳川秀忠公短冊(春の日の和歌) 正筆二付書簡)	*社用便箋、封筒共	大正8年8月2日	東京市麻布区筆筒町廿七番地 書画骨董雑誌社(印)	静岡県小山町落合 早川森之助	状
60	(短冊、台徳院様御真跡と相見え申候二付書状)	*前部分に破れあり	11月7日	久保吉右衛門正允(花)	□□(切り取り)	状
43	唐の頭と言説書		(近世)			状
48	(近世貨幣価格書上二覧)	*縦罫紙、前半六あきあり	(近世)			状

53	52	44
〔漢字用語解〕	〔手習い手本断簡〕	中秋掌月(漢詩)
状	断簡	状

十三 金銭贈与

49	50	47
〔金封断簡〕	〔小判封紙断簡〕	〔小判二枚譲り状〕 * 虫損あり、端裏「大切二いたし置候様 小判 二枚」
	* 欠損あり (近世)	安政7年申正月
ぢい、ばゞ		早川甚右衛門利記相認置
おてゐ おけい		
断簡	断簡	状

十四 書簡

55	32
早川昇君渡米二際し左之件篤と御忠告す	嘉永四辛亥年二月京都江籠越彼地二逗留中宅充江差越候書翰(出立日から道中の記録)
明治35年6月9日	(嘉永4辛亥年)2月19日早朝
岸敬二郎	小堀左治馬喬知
(早川昇)	早川伝兵衛様御近習衆中
状	状

十五 家系・由緒書

1	29	30
系譜	御年譜(紀州家) * 綴紐破損、後半欠力	諸事留控(寒川庄蔵こと早川甚右衛門利記経歴二付) * 破れあり
明治元年11月	文政3辰歳初秋日改之	寛政年中より(寛政8年9月9日)文久3年5月9日まで
虎之間席並早川左源吾	早川姓	
縦帳	横帳	横帳

64	十六 雑	江都 金工名譜 全	28	〔家譜断簡〕	51	〔家譜断簡〕	46	2
（断簡）		* 写本、小型		* 二丁重ね折り（近世）		* 一丁のみ（近世）		系譜
		（原本）野田敬明編輯						明治元年11月
								虎之間席並早川左源吾
断 簡			豎 帳	断 簡	断 簡	断 簡	豎 帳	

早川家文書目錄

編年

早川家文書目録 編年

資料番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	形態
54	山口流兵法極意之目録 * 金銀模様紙	寛永暦8月吉日	藤原朝臣山口右馬佐 早川甚左衛門利久(朱印)(花)	村上孫四郎	巻 紙
61	(御興入行列仕立書立)(小笠原大膳太夫長時、同右近大夫貞慶) * 前欠、三つに分離している、写し力	寛永13年神無月中旬	玄策		巻 紙
39	(天地陰陽之弓二付故実)(小笠原大膳太夫長時、同右近太夫貞慶) * 前欠、彩色あり	寛永13曆林鐘吉日	小池甚之丞貞成、林亦右衛門丞只利 玄策		巻 紙
35	起請文前書之事(山口流兵法御相伝につき) * 写し、又は控	万治2年亥ノ2月24日	三浦弥介糟栄(花) 長野助太夫正方(花) 他20名	早川甚左衛門	状
38	(高野攻首実検作法)(小笠原大膳太夫長時、同右近太夫貞慶) * 前欠	寛文元年11月吉日	小池甚之丞貞成、水野意休斎重次 水野市郎兵衛重時(朱印)(花)	津田左□衛	巻 紙
40	(天地陰陽之弓二付故実)(小笠原大膳太夫長時、同右近太夫貞慶) * 前欠、虫損・変色あり	寛文元年11月吉日	小池甚之丞貞成、水野意休斎重次 水野市郎兵衛重時(朱印)(花)	津田左兵衛	巻 紙
41	(起請文連署(入門者か)) * 前欠、72名分の署名年月日・氏名・花押	寛文4曆辰6月吉日 (延宝2寅年5月26日迄)	橋本与次之丞重長(花) 他71名	早川甚左衛門尉	巻 紙
37	兵法序 * 金模様紙	延宝3年歳舍乙卯 重陽後一日	早川甚左衛門尉利久(朱印) (花)		巻 紙
42	旒再拝之巻(再拝作法等につき秘伝書) * 写本	享保8癸卯年11月日			巻 紙
20	後普光園院殿百首和歌 * 写本、虫損あり、題箋欠	元文4年末10月書 写之			巻 紙
45	和哥山絵図(城下絵図) * 彩色 101cm×145cm	(寛政頃力)			一 舗
58	藍田集(句集) * 写本、虫損あり	(序文)文化2年丑 10月	塊老師批点、門人某等編 書林皇都野田次兵衛板 弘所紀州若山朝井や庄助		巻 紙

3	31	11	7 - 6 - 2	7 - 6 - 1	34	7 - 5	7 - 4	7 - 3	7 - 2	7 - 1	7	9	59
服忌令	宝鑑 * 写本、後表紙に「于時天保十三寅年六月宿直寸暇を以御書物写シ果（後略）」とあり	〔大塩平八郎乱一件書付〕 * 一丁のみ	就切支丹宗門御改一札之事 （二付） 就切支丹宗門御改一札之事（早川甚右衛門代々禅宗二而当寺旦 那二付）	就切支丹宗門御改一札之事 * 虫損あり。早川伝兵衛「甚右衛門」は文政十一年三月七日より口熊野代官助を勤める。 * 7・6・1と2は共に包紙入り、本文最終丁に包紙ごと紙縫りで結付、 包紙裏に「親類書控 願書 家督申候御札之控 早川伝兵衛」とあり	〔口熊野在々此度順見模様取計之趣につき御達し書控〕 * 虫損あり。早川伝兵衛「甚右衛門」は文政十一年三月七日より口熊野代官助を勤める。	〔寒川健輔末期養子之儀二付雛形〕 * 本文5・6丁に挟込	〔末期養子願雛形〕 * 本文5・6丁に挟込、端裏「末期之願」	〔離縁状雛形及支配へ差出し方二付書付〕 * 本文一丁目の丁の中にあり	〔恒之丞様、斎彊卿与御名乗候二付覚〕 * 本文一丁目の丁の中にあり、天保4年12月15日拝受	〔離縁状雛形〕 * 本文一丁目の丁の中にあり	諸願御札之品控	辨書控（学習館応試而書之）	丙寅藍田集（句集） * 写本、虫損あり、綴破損、序文に「俳諧奉行」とあり
天保15辰年11月	天保13年寅年6月	（天保8年西2月のこと）	天保9年戌3月	天保9年戌3月	文政13寅3月28日						文政11年子8月（認之）	文化3年寅11月16日	（序文）文化3年寅10月
早川氏	早川姓		珊瑚寺	早川甚左衛門（書判）	早川伝兵衛喬房（花）							山田惟馨 十九歳	塊老師批点、門人某等編 書林皇都野田次兵衛板 弘所紀州若山井原町万屋作兵衛
			上野勘解由 桑山彦左衛門	桑山彦左衛門 上野勘解由	立石喜太夫 松平六郎右衛門								
豎 帳	横 帳	豎 折	一 紙	一 紙	状	一 紙	一 紙	一 紙	一 紙	一 紙	豎 帳	豎 帳	豎 帳

30	47	22	10	36	6	24	4	32	18	17	8	5	3 - 1
諸事留控（寒川庄蔵ごと早川甚右衛門利記経歴二付） * 破れあり	〔小判二枚譲り状〕 * 虫損あり、端裏「大切二いたし置候様 小判 二枚」	御金銀頂戴覚控（早川甚右衛門および惣領八助稽古料・褒美等二付） * 6 cm × 14 cm	〔荒川・安良見村并近在地士子弟入門者書上〕 * 表紙なし、安楽見村 喜多北淳介 荒川の津田家、奥家等の入門記録あり	誓紙之事（射芸・砲術其他武道之奥秘等相伝二付）	亜墨利加使節登城御目見次第書 * 写本	由（比）・白（井）・真（田）雑用控覚（贈答品代金書付）	所持之大小小柄并持鎗寸法書	嘉永四辛亥年二月京都江罷越彼地二逗留中宅充江差越候書翰（出立日から道中の記録）	護国女太平記 卷之十一・十二・十三・十四・十五 * 写本	護国女太平記 卷の六・七・八・九・十 * 写本	將軍家御代々（將軍第一代家康公より第十二代家慶公まで） * 写本	紀州口熊野周参見浦善助逢難風ニアメリカ国江致漂着彼地より肥州長崎江送り貫ヒ致帰国候始終記 * 写本、虫損あり	〔安永二巳十二月勤振問合二付〕 * 本文第十六丁より十七丁の間に挟込
寛政年中より寛政8年9月9日（文久3年5月9日まで）	安政7年申正月	（天保15辰年8月16日） （安政6末年2月16日迄）	（安政4巳年3月7日入門） （安政6末年2月6日入門迄）	安政5戊午年6月吉日	安政4丁巳年10月	嘉永7甲寅年6月より	嘉永7甲寅年3月改	（嘉永4辛亥年）2月19日早朝		弘化3丙午年弥生下旬	弘化3丙午年閏5月中旬写之	弘化2年巳正月下旬	
	早川甚右衛門利記相認置	翠松舎以友所持之		平埜縫之助篤澄（血判） 上田彦右衛門秀親（血判） 松山庄太夫俊茂（血判）			早川利記相調	小堀左治馬喬知		高瀬駒輔写之 早川氏	早川姓 葉屋加輪宇志	早川氏	
				早川八輔				早川伝兵衛様御近習衆中					
横 帳	状	横小帳	豎 帳	状	豎 帳	横半帳	豎 帳	状	豎 帳	豎 帳	豎 帳	豎 帳	一 紙

21	麟徳言行録 亢	* 写本	(近世)		
16	厭飫太平楽記 卷之二十八・二十九・三十	* 写本、虫損あり	(近世)		
15	厭飫太平楽記 卷之二十五・二十六・二十七	* 写本、虫損あり	(近世)		
14	厭飫太平楽記 卷之二十二・二十三・二十四	* 写本、虫損あり	(近世)		
57	厭飫太平楽記 卷之十九・廿・廿一	* 写本、虫損あり	(近世)		
13	厭飫太平楽記 卷之十三・十四・十五	* 写本、虫損あり	(近世)		
12	厭飫太平楽記 卷之十・十一・十二	* 写本、虫損あり	(近世)		
60	〔短冊、台徳院様御真跡と相見え申候二付書状〕 * 前部分に破れあり		11月7日	久保吉右衛門正允(花)	□□(切り取り)
33	〔天文分野之図、一位様 ^江 献上二付書状〕		7月27日	凌雲院大僧正義巖(花)	渥美源五郎 稲葉弥左衛門
62	〔徳川秀忠公短冊(春の日之和歌) 正筆二付書簡〕 * 社用便箋、封筒共		大正8年8月2日	東京市麻布区筆筒町廿七番地 書画骨董雜誌社(印)	静岡県小山町落合 早川森之助
55	早川昇君渡米二際し左之件篤と御忠告す		明治35年6月9日	岸敬二郎	(早川昇)
2	系譜		明治元年11月	虎之間席並早川左源吾	
1	系譜		明治元年11月	虎之間席並早川左源吾	
29	御年譜(紀州家) * 綴紐破損、後半欠力		文政3辰歳初秋日 改之	早川姓	

21 縦 帳 16 縦 帳 15 縦 帳 14 縦 帳 57 縦 帳 13 縦 帳 12 縦 帳 60 状 33 状 62 状 55 状 2 縦 帳 1 縦 帳 29 横 帳

64	53	52
(断簡)	(漢字用語解)	(手習い手本断簡)
断簡	状	断簡

西山家文書目錄

西山家文書解題

一 伝来と受入について

西山家文書（「西山与七郎宛知行目録」一点）は平成十六年（二〇〇四）八月に古書店より和歌山県立文書館が購入した文書である。購入時、この一点のみの出品であつたため、西山家の他の資料の存在や所在については不明である。

二 知行目録について

この知行目録には、明和八年（一七七二）十二月付で西山与七郎（三代目武政）に対して知行高合せて二百石を所務すべき旨が記されている。西山家が藩へ提出した「系譜」（『紀州家中系譜並に親類書書上げ』以下『家中書上げ』）によると、元祖の与惣兵衛・二代目の与七郎高弘に対しては「切米」が下し置かれていた。三代目の武政にも相続当初は、切米十二石が下し置かれていたが、武政はその後加増され宝暦十一年（一七六一）正月に切米八十石となり、明和八年十一月十七日付で「久々精出相勤候付」として、御使役並から留守居物頭を仰付られたのと同時に、切米八十石を地方二百石に御直しとなった。知行目録が発給されたのも明和八年で、知行高も二百石と系譜の記述と一致していることから、この知行目録はこのとき発給された知行目録と考えられよう。発給の時期が半月ほどずれているが、これは加増・新知などの仰出があり、知行地選定などの実務手続に入り、決定後に本人への通達がなされるため、二週間程度の遅れが生じたものとおも

われる。

紀州藩では藩政期を通じて知行制が維持された。知行村を支配する権利は藩が握っていたため、形式だけの知行である。したがって、このときの与七郎の知行への直しも、実際の支配権を与えられたわけではない。しかしながら、知行取となることは、家格の上昇を意味することであり、上級家臣への仲間入りを果たしたことになる。西山家でも、この後、武政はさらに加増され五百石となり、寛政九年（一七九七）三月二十九日に跡目知行五百石をそのまま四代目の西山与七郎久抽に譲り、更なる家格の上昇への礎となっている。十代紀州藩主治宝のとき、御側用人渥美源五郎、山中筑後守、寺社奉行伊達千広らとともに熊野三山貸付方に関係し、知行高一千石を誇る大身の武家となっていく。

三 西山与七郎家について

西山家の「系譜」（「文書目録」の後に参考として掲載）によれば、同家の先祖は「根来藤之坊」と称していたが、信長による根来焼討ちの際に離散しその後は那賀郡西山村（現紀の川市）に居住していたと記されている。

紀州藩への召抱えは二代目藩主光貞の時代、貞享三年（一六八六）十月で、元祖に当る西山与惣兵衛が、御広間坊主として召し出された。与惣兵衛は西山小兵衛の養子で、実家は御側衆青山備前守家来田中六郎兵衛家で彼はその弟であった。

当初与惣兵衛は光貞の娘、育姫方（付）を勤めたが、享保七年（一七二二）十二月に還俗し、柳御殿番となった。この時の禄高はわずか

西山家

切米十二石三人扶持であった。

四 発給者について

ところでこの知行目録の発給者は豊嶋五郎左衛門、堀田藤十郎の連名となっている。堀田藤十郎については『家中書上げ』の中に系譜が存在しなかったため不明であるが、豊嶋五郎左衛門については系譜が残されていた。これによると、五郎左衛門は豊嶋家の分家の二代目に当る朝辰で、明和八年四月三日に勘定奉行を仰せ付けられている。

従ってこの目録は切米から新知に直された西山与七郎に対して豊嶋五郎左衛門朝辰が勘定奉行として発給した知行目録ということになる。紀州藩では初代藩主頼宣入国の翌年、家臣に対し知行状が発給された。水野平右衛門、海野兵左衛門、芦川甚五兵衛らのそれぞれに宛てられた知行目録によると(表 参照)、三通とも日付は元和六年(一六二〇)八月廿六日となっている。恐らくこの日に紀州藩での最初の知行目録が発給されたのである。このときの発給者は年寄である彦坂九兵衛・水野出雲守・安藤帯刀の三人であった。その後も各家に対し

表 知行目録一覧

年月日	発給者	受給者	高	文 言
元和6年8月26日	彦坂九兵衛・水野出雲守・安藤帯刀	水野平右衛門	2000石	右為知行被下候、御墨印重而申請可進候、以上
元和6年8月26日	彦坂九兵衛・水野出雲守・安藤帯刀	海野兵左衛門(良次)	450石	右為知行被下候、御墨印重而申請可進候、以上
元和6年8月26日	彦坂九兵衛尉・水野出雲守・安藤帯刀	芦川甚五兵衛	800石	右為知行被下候、御墨印重而申請可進之候、已上
寛永元年7月	彦坂九兵衛・水野淡路・安藤帯刀	三浦将監	2004石 3斗5升	右為知行被下候、御墨印重而申請可進候、以上
寛永元年8月	彦坂九兵衛・水野淡路・安藤帯刀	海野兵左衛門(良次)	200石	高式百石為御加増被下候内百石者伊勢国飯野郡西黒部村之内可有知行残百石分八四ツ五分物成松阪御蔵米にて被下候、御墨印重而申請可進候、以上
寛永8年3月	水野淡路・安藤帯刀	三浦将監	10000石余	右為知行被下候、御墨印重而申請可進之候、以上
寛永8年5月17日	水野淡路・安藤帯刀	海野兵左衛門(良次)	500石 但午ノ物成(黒丸印)	右為御加増被下候、御墨印重而申請可進之候、以上
寛永10年6月	安藤彦兵衛・水野淡路	海野兵左衛門(良次)		為今年御加増之内四ツ五分成御蔵米之替地高百石於勢州渡会郡和井野村之内地方被下候、從酉年可被致所務者也
寛永10年霜月	安藤彦兵衛・水野淡路	芦川甚五兵衛	700石	右為御加増被下候、御墨印重而申請可進之候、以上

西山家

寛永13年霜月	水野淡路	吉田角丞	200石	右為知行被下候、御黒印重而申請可進之候、以上
正保3年8月	宮地九郎太郎・大高源右衛門	三浦長門守	10000石	右今度割替之村付、戌年 ⁶ 可有所務候、重而御知行割直被下候時御書出二此目録取替可申候、以上
正保3年8月	大高源右衛門・宮地九郎太郎	蘆川甚五兵衛	15000石	右今度割替之村付、戌年 ⁶ 可有所務候、重而御知行割直被下候時、御書出二此目録取替可申候、以上
承応2年7月	宮地久右衛門・大高源右衛門	水野平右衛門	6000石	右今度割替之村付、從当巳年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時此目録取替可申候、已上
承応2年7月	宮地久右衛門・大高源右衛門	三浦長門守	10000石	右今度割替之村付、從当巳年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録取替可申候、已上
承応2年7月	大高源右衛門・宮地久右衛門	海野兵左衛門（清長）	1150石	右今度割替之村付從当巳年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時此目録取替可申候、已上
承応2年7月	大高源右衛門・宮地九右衛門	芦川甚五兵衛	1500石	右今度割替之村付、從当巳年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録取替申候、已上
承応2年8月	安藤帶刀・水野淡路	三浦長門守	5000石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
承応2年8月	宮地久右衛門・大高源右衛門	三浦長門守	5000石	右之村付從当巳年可被成御所務候、御書出被遣候時、此目録取替可申候、已上
延宝3年12月	大沢善右衛門・遊佐彦左衛門・山下藤右衛門	三浦玄蕃	3000石	右之村付、從当卯年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録二取替可申候、已上
元禄14年7月	宮地幸右衛門・大嶋伴六・淡輪新兵衛	海野孫四郎	800石	右之村付從当巳年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録取替可申候、已上
元禄16年7月	有馬四郎右衛門・大嶋伴六・淡輪新兵衛	芦川甚五兵衛	1200石	右之村付、從当未年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録取替可申候、已上
享保5年7月	宮地久右衛門・井関弥五助・浅井忠八	渡辺小兵兵衛	500石	右之村付、從当子年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録取替可申候、已上
享保15年8月	海野五郎三郎・森兵助・浅井忠八	三浦將監	2000石	右之村付、從当戌年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目録取替可申候、已上
寛保元年8月	安藤帶刀・水野大炊	芦川甚五兵衛	300石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
延享3年6月	安藤帶刀・水野大炊	海野兵左衛門（清詮）	200石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
寛延3年7月	川合善太夫・大嶋民右衛門・原田權之助	三浦長門守	1225石3斗3升9合	右飯高郡西野村千百五拾式石八斗式升之為替地被下候、從当午年可被成所務候、已上
宝暦9年6月	水野筑後・安藤帶刀	芦川甚五兵衛	200石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上

西山家

天明元年6月	三宅久兵衛・大沢文左衛門・朝倉三之丞	海野兵左衛門（清雄）	700石	右之村付従当丑年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目錄取替可申候、已上
明和8年12月	豊島五郎左衛門・堀田藤十郎	西山与七郎	200石	右之村付従当卯年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目錄取替可申候、已上
寛政9年6月	寛勘助・柴山林左衛門	海野兵左衛門（勤）	600石	右之村付従当巳年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時此目錄取替可申候、已上
文化9年7月	安藤常刀・水野飛驒	海野兵左衛門（勤）	200石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
文化12年8月	安藤常刀・水野飛驒	海野兵左衛門（勤）	200石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
文化14年6月	安藤常刀・水野飛驒	海野兵左衛門（勤）	200石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
文政5年11月	水野対馬・安藤伊賀	海野兵左衛門（勤）	200石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
文政9年12月	加納大隅・水野対馬	海野兵左衛門（勤）	300石	右為御加増被下候、御黒印重而申請可進之候、已上
文政10年7月	立石喜太夫・海野孫四郎・金沢弥右衛門・下條伊兵衛	芦川門之助	1500石	右之村付、従当亥年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時、此目錄取替可申候、已上
天保15年8月	中村九郎兵衛・西山与七郎・野間久左衛門・土生広右衛門	海野兵左衛門（希興）	1300石	右之村付従当辰年可有所務候、重而御知行割直御書出被下候時此目錄取替可申候、已上

* 『和歌山県史』近世史料一「三浦家文書」、海野家文書、東京大学史料編纂所所蔵「水野家文書」、前田正明「紀州藩大番頭芦川家について―伝来文からみた紀州藩上級家臣の一断面―」より作成。

発給されたものは、いづれも年寄が発給者となっている知行目録である。

ここで再度一覧表を参照すると、まず、正保三年（一六四六）と承応二年（一六五三）の発給者が、宮地九郎太郎（慶安三年（一六五〇）六月に久右衛門と改名）・大高源右衛門の発給となっている。正保三年と承応二年は紀州藩では今高制が実施された年である。今高制は、名目上の知行高はそのままにして年貢率（免）を下げ、実質的な知行高を減少させる政策で、藩の蔵入地を増やし、入り組んだ給地を整理し、税率の格差を是正するためなどの目的で行われた。尾張藩では正保二

年に概高^{なましろ}の制度として実施されていた。紀州藩でもこのことが取りざたされていたようで、今高制が実施される過程についての記録が記されている家老三浦長門守（為時）「御用之御案紙帳」（藤本論文所収）の中に

一筆令啓達候、然八今度ならし知行割書出之儀、当分之儀二候故尾州二而も奉行衆書出被相渡候由、若狭守殿御物語被下候つると覚申候、左候へ八此方二ても奉行衆書出被致可然候ハン哉、最早近日之儀二候間、早々可被仰下候、書出之文言なとをも可被仰聞候、為其如此御座候、恐惶

七月廿五日

忠兵衛

五 参考史料及び参考文献

渡部若狭守様

長門守

『紀州家中系譜並に親類書書上げ』

牧野兵庫頭様

人々

・西山与七郎家 資料番号 一〇七九四

・豊嶋五郎左衛門家 資料番号 九四九九

・宮地九郎太郎家 資料番号 一三五七五

・宮地幸右衛門家 資料番号 一三五七九

東京大学史料編纂所所蔵

・「水野家文書」

『和歌山県史』近世史料一

・「海野家文書」

・「三浦家文書」

前田正明「紀州藩大番頭芦川家について―伝来文書からみた紀州上級家臣の一断面―」『和歌山県立博物館研究紀要』

第二号 一九九七年

・「芦川家文書」

『南紀徳川史』九冊 清文堂復刻版

『和歌山県史』近世

藤本清二郎「紀州藩の正保三年、家中ならし」について（『和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要』第七号 一九八七年）

廣本満著『紀州藩農政史の研究』宇治書店 一九九二年

解題・目録 松島由佳

西山家

という書簡が残されている。これによると、家臣への知行目録の給付を「尾州二而も奉行衆書出被相渡候由、（中略）左候へ八此方二ても奉行衆書出被致可然候ハシ哉」とあるように尾州にならつて紀州でも奉行衆に行わせるようにすることが記されている。

これを裏付けるように、今高制が実施され替地の知行目録が発給された正保三年、あるいは承応二年の知行目録には年寄の署名はない。

当時の宮地九郎太郎と大高源右衛門の役職は分らないが、これにつづく延宝三年（一六七五）以降の発給者が、大沢善右衛門・遊佐彦左衛門・山下藤兵衛、あるいは元禄十四年（一七〇一）の宮地幸右衛門など奉行役の者が発給者となっていることをみれば、この時転換があり、知行発給の実務を奉行衆に行わせるようになったのではないだろうか。

ところが、寛保元年（一七四一）八月に芦川甚五兵衛に対して発給された知行目録は、安藤帯刀・水野大炊の二人が発給者となっている。その他にも何通かの知行目録が、今高制実施以降にもかかわらず安藤・水野の連名として発給されているのである。目録の文言には、「右為加増被下候」とあることから、加増の際の目録であることが分る。つまり、今高制実施以後は通常の知行目録は奉行衆から発給されることとなったものの、加増の際の目録は、旧来どおり年寄から発給されるという権威が保たれたということであろう。

西山家文書目録

資料番号		1
題名	西山与七郎宛知行目録	
作成者	豊嶋五郎左衛門 堀田藤十郎	明和8年12月
形態	宛名	西山与七郎

《参考》

(表紙欠)

〔(狭人) 西山栞物〕

系譜

藤原姓 西山氏

家紋 上り藤ノ丸
替紋 蔓 藤
幕紋 上り藤ノ丸

那賀郡西山村居住

西山小兵衛 実名 養子 不知

実御側衆青山備前守家来

田中六郎兵衛 实名 不知弟

始宗房 又与惣右衛門

一元祖 本国紀伊 生国武蔵

西山与惣兵衛 实名 不知

先祖根来藤之坊与申者、根来焼亡之節離散仕那賀郡西山村二
住居仕在名を以氏と仕候、右之外遠祖之事跡等先年旧記焼失
仕相分不申候

清溪院様御代

一貞享三 丙寅年十月日 御広間坊主被召出、其後育姫様方被仰付五

少年鳥越江罷越相勤、其外諸役所相勤申候

大慧院様御代

一享保七 壬寅年十二月七日久々相勤候付還俗被仰付柳御殿番二被仰

付候、依之御切米拾貳石三人扶持被下置候、御徒並之筈之旨被仰
付候

一元文四 己未年六月廿五日当役御免小寄合被仰付候久々相勤候付御

扶持方其儘被下置候、跡役被仰付候迄者先只今迄之通相勤可申旨
被仰付候

一延享三 丙寅年六月廿七日病死仕候 于時七十九歳

西山家 参考

一二代目 生国紀伊

与惣兵衛 实名 不知惣領 始喜太郎

西山与七郎高弘

大慧院様御代

一享保二十 乙卯年十二月十八日御用部屋物書無足助被仰付候

一元文元 丙辰年五月廿一日御用部屋物書被召出、定り之御切米御扶

持方被下置候

一元文五 庚申年七月廿六日御用役部屋物書被仰付候、依之御加増被

下置都合御切米拾五石被成下候

一寛保三 癸亥年七月十八日御右筆見習被仰付候、依之御加増被下置

都合御切米貳拾石二被成下候

一延享元 甲子年四月五日病死仕候 于時三十六歳

与惣兵衛一男 早世

松田久兵衛 实名 不知養子 初茂之丞

与惣兵衛三男 松田幸右衛門為明

与惣兵衛女子 養子与七郎武政妻

与七郎高弘養子

実石田甚三郎 实名 不知 初甚六 又与三右衛門

一二三代目 生国紀伊

西山与七郎武政

大慧院様御代

一延享元 甲子年七月十日養父与七郎存生之内養子之儀奉願候処右者

難被仰付品二候得共、精出別而宜相勤候者之儀二付格別之品を以

石田甚三郎弟甚六を名跡被仰付候、妹と一所二可住旨被仰付候

一同年九月九日養父与七郎為跡目御切米拾貳石被下置十人組並小寄

西山家 参考

合被仰付候

一宝曆四^甲 戌年十二月廿九日下肝煎被仰付候 依之御切米拾三石被

成下当役相勤候内式拾石之高二御足米被下置候

菩提心院様御代

一同十一^辛 巳年正月十一日役所精出別而心掛相勤候付只今迄之御足

米を御加増被成下都合御切米式拾石被仰付当役相勤候内御足米三

拾石被下置候

一同十三^癸 未年三月十一日奉願通河村宇左衛門上り屋敷被下置候

一宝曆十三^癸 未年七月廿七日久々精出相勤候付大番格被仰付只今迄

之御足米を御加増被成下都合御切米五拾石被仰付候

一明和二^乙 酉年正月十一日久々精出相勤候付御加増被下置都合御切

米六拾石被仰付候

觀自在院様御代

一同六^己 丑年四月十五日久々精出宜相勤候付御使役並被仰付御加増

被下置都合御切米八拾石被仰付候

一同八^辛 卯年十一月十七日久々精出相勤候付、三刀屋四兵衛跡御留

守居物頭被仰付御切米を地方式百石二御直被下置候

香嚴院様御代

一安永五^丙 申年五月九日御徒頭格被仰付奥江相詰可申旨被仰付候

一同年同月十九日御薬込頭格被仰付御薬込頭申合可相勤旨被仰付候

一同年同月同日錠前江毛罷出可申旨件之通被仰付候糸御用諸事御薬

込頭打込可相勤旨被仰付候

一安永八^己 亥年八月廿五日草野孫左衛門跡江戸常詰御薬込頭被仰付

候、依之当御役相勤候内御足米四拾石被下置候

一同九^庚 子年六月廿日江戸常詰御免被成当年も其儘江戸二相詰可申旨被仰付候

一天明二^壬 寅年八月十九日清信院様御附被遊御足米其儘被下置御礼

式之節者御薬込頭之上江可罷出旨被仰付候

一同四^甲 辰年三月廿三日精出相勤其上從清信院様被仰進候品も有之

付、詰番頭格被仰付只今迄之御足米共御加増被下置都合四百石被

仰付候其儘清信院様方可相勤旨被仰付候

舜恭院様御代

一寛政二^庚 戌年三月十四日精出相勤候付中之間番頭格被仰付其儘清

信院様方相勤可申旨被仰付候

一同四^壬 子年十二月九日御幼年之節精出宜相勤候品も有之付格別之

思召を以御加増被下置都合五百石被仰付候

一寛政八^丙 辰年四月十九日養子之儀鈴村覺太夫内存奉願通草野孫左

衛門二男文五郎を養子被仰付候

一同年十月十三日出精相勤候付御書院番頭格被仰付候

一同年同月同日此度之被仰出二付年二金三拾両被下置候

一同九^丁 巳年正月十九日病死仕候 于時七十八歳

武政女子 室友甫時幸妻

武政長男 西山兵次郎早世

武政惣領 寒二男 始長之助

香嚴院様御代

一天明七^丁 未年正月十三日父与七郎久々精出相勤其上從清信

院樣被仰進候品毛有之付部屋住二而被召出御近習並被仰付御切米貳拾五石被下置大殿樣二而相勤可申旨被仰付候

一同八^戌 年正月十三日御近習番被仰付候

一寛政元^己 年正月十三日御小姓被仰付候

一同年閏六月廿五日奥之番被仰付御小姓者御免被成候旨被仰付候

一同年同月同日御膳番助相勤可申旨被仰付候

舜恭院樣御代

一同三^辛 年六月八日御膳番被仰付当役相勤候内六拾石之高

二御足米被下置其儘奥之番毛相勤可申旨被仰付候

一同六^甲 年八月四日御留守居物頭格被仰付其儘御膳番奥之

番毛相勤可申旨被仰付候

一同八^丙 年正月十一日病死仕候 于時三十八歳

次意女子

早世

次意男

西山熊之助早世

四代目 生国紀伊

与七郎武政養子

実草野孫左衛門意一男

初文五郎

西山与七郎久抽

舜恭院樣御代

一寛政八^丙 年五月十四日部屋住二而御小姓被召出候

一同年八月十五日御筆中秋之御詩作拝領仕于今所持仕候

一寛政九^丁 年御参府之節立帰御供仕候

一同年三月廿九日養父与七郎久々相勤候付為跡目知行五百石無相違

被下置候

一享和元^辛 年御参府之節御供詰仕候

一同年十一月廿四日御召織御熨斗目拝領仕候

一同二^壬 年十月二日御目付被仰付候

一文化元^甲 年四月廿八日御徒頭格中奥詰被仰付候

一同年十二月廿四日丹羽弥右衛門跡御持弓頭被仰付候

一同四^丁 卯年御参府之節立帰御供仕翌辰年御帰国之節毛立帰御供仕候

一同五^戌 辰年十月朔日夏目次右衛門跡新御番頭被仰付候

一同七^庚 午年十一月十一日御書院番頭格御用御取次見習被仰付候

一同年十二月廿八日御召御紋附黒羽二重御袷被領仕候

一文化八^辛 未年閏二月廿日大奥兼帯被仰付候

一同年七月三日思召之品被為在候付御用御取次見習被成御免、席之

儀者是迄之通相心得可申旨被仰付候

一同十二^乙 亥年十月晦日御名代御使等可相勤旨被仰付候

一同十四^丁 丑年九月十九日長野權右衛門跡御小姓組番頭被仰付候

顯龍院樣御代

一文政九^丙 戌年八月晦日九鬼四郎兵衛跡寺社奉行被仰付候

一文政九^丙 戌年九月六日從舜恭院樣御召織御熨斗目御内々拝領仕候

一同十一^戊 子年五月十四日西浜御殿御庭二而御織廿之御袴地從舜恭

院樣御内々二拝領仕候

一同十二^己 丑年十月廿一日觀自在院樣御逝去二付御用多候処出精相

勤候付舜恭院樣思召を以銀三枚被下、猶又御庭織御袴地拝領仕候

一文政十二^己 丑年十二月二日觀自在院樣御逝去御用相勤高野山江毛

罷越候付銀五枚卷物二代金二両被下候

西山家 参考

- 一同十三^{庚寅}年九月十八日舜恭院様御六十御賀為御祝儀御扇子七本・御盃三拝領仕候
- 一天保二^{辛卯}年七月廿日屋敷地狹宅二而取扱候御用向差支候付、此度中野藤之助差上候屋敷地拝領仕度旨願之通被下置候、家作者相對可仕旨被仰付候
- 一同三^{壬辰}年二月熊野三山御修覆見分二罷越申候
- 一天保四^{癸巳}年二月五日出精相動候付六百石之高二御足高被下置候
- 一同年七月十一日格別之思召を以從舜恭院様御替り御紋付御帷子拝領仕候
- 一同年九月十八日紀伊統風士記新撰調之儀、仁井田模一郎江被仰付有之付寺社調之儀同人申談候八八行届可申旨被仰付候
- 一同年十二月十七日孝經吉部拝領仕候
- 一天保五^{甲午}年十二月十六日於西浜御殿、熊野三山富筋之儀年来厚心掛取締方行届遊金も出来候趣委細御内々達御聴且此度右遊金之内御内々御手許江も差上候段全格別骨折候故之儀と一段之儀思召候、依之為御褒美御召織御熨斗目并銀式拾枚被下差上金之儀一廉之御用二も相立可申与之御事之旨被仰出候
- 一同年同月廿五日無量光寺御位牌堂御建立御用相動候付從舜恭院様御内々巻物代り銀式枚被下猶又汲口斎作哥入御茶杓拝領仕候
- 一同六^{乙未}年正月廿五日金沢弥右衛門跡御勘定奉行被仰付候
- 一同年同月同日御足高其儘被下、同心をも御預御役料被下置候
- 一同年同月同日当分寺社奉行之御用筋をも其儘可申談与之御事之旨被仰付候
- 一同年同月同日是迄寺社役所貸方取扱之儀彼是致勤弁追々規矩も相

- 立候趣二相聞候右者兼々行届骨折候故之儀と一段之儀二思召候此段可申聞与之御事之旨被仰付候
- 一天保六^{乙未}年二月十五日是迄寺社役所貸方并三山富筋之儀取扱馴候品二有之付右掛り筋当分諸事元二成取扱、上方貸附等之儀毛行届取計可申与之御事之旨被仰付候
- 一同年五月十日風土記御用先其儘相動可申旨被仰付候
- 一天保六^{乙未}年七月十一日從舜恭院様御替り御紋附茶碗・御帷子拝領仕候
- 一同年閏七月朔日從舜恭院様御庭焼御花瓶拝領仕候
- 一同年十二月八日西浜御殿御休息江被為召舜恭院様直二御被風拝領仕候
- 一同七^{丙申}年六月廿三日從舜恭院様御庭焼御茶碗弥介焼緋威模汲口斎箱書付拝領仕候
- 一同年七月十五日從舜恭院様御替り紋附縮御帷子拝領仕候
- 一天保七^{丙申}年十月五日上方貸附之儀行届可取計旨被仰付有之候得共右貸附筋寺社奉行江引渡候付右御用筋不及取扱候旨被仰付候
- 一同年五月十五日貞觀政要一部拝領仕候
- 一同八^{丁酉}年十月晦日今度將軍宣下二付公方様御拝領被遊候御時服之綿拝領仕候
- 一同年十一月十六日右之御儀二付舜恭院様御拝領被遊候御時服一着從御同所様拝領仕候
- 一天保八^{丁酉}年十二月七日此度舜恭院様御位階御昇進被遊候為御祝儀白銀五枚并御香合一箱西浜御殿御庭之橙を以作之・拝領仕候
- 一天保九年^{戊戌}年正月十二日從舜恭院様御紫御帛御筆御墨絵之玉朱二而御筆押

御庭織御袴地拝領被仰付候、右御帛江御筆二而御書画等是迄被遊
候儀者無之御華押等被下置候儀者猶更無之儀二候得共去年來格別
出精相勤御内々之御用向をも出精相勤候付右為御賞被下置候、格別
之思召を以無類之御品被下置候儀者格段精勤之御恩賞二付家宝二
可相成品を被下置候事二候得者右之御趣意二而被下置候趣共上江
も御記させ置可被遊候付右之趣記録致し置家宝二可仕旨被仰出候
一天保九^{戊戌}年二月五日出精相勤候付御足高御加増被成下六百石被
仰付候

一同年同月同日七百石之高二御足高被下置候

一天保九^{戊戌}年三月廿日御用有之候間上方江立帰二可罷越与之御事
之旨被仰付同所江罷越申候

一同年閏四月十日此度上方江罷越御用筋別而骨折出精相勤候付格別
之御沙汰を以御内々金三拾兩被下候

一同年十二月十五日名所図繪御用筋骨折相勤候付舜恭院様思召二而
御庭織御袴地御内々拝領仕候

一同十一^{庚子}年二月晦日は迄寺社奉行之御用筋行届申談候一段之
儀思召候依之為御褒美時服二・銀式拾枚被下候

一同年同月同日当分寺社奉行之御用筋をも申談相勤候得共御寄附方
貸附筋并三山富筋之儀以來司農府二而取扱候筈、此度申聞候通二
付右申談候儀不及其儀与之御事之旨被仰付候

一同年七月廿五日出精相勤候付大御番頭格被仰付御足高御加増被成
下七百石被仰付候

一天保十二^{辛丑}年八月廿日江戸御本殿御普請御用相勤候付時服二拝
領仕候

西山家 参考

一同年同月同日右御用格別骨折候付御内々銀拾枚被下候

一同年十二月十二日加太淡嶋社御普請御用相勤候付從舜恭院様織御
熨斗目拝領仕候

一同年同月廿五日今度御蔵板之論語補解一部拝領仕候

一天保十三^{壬寅}年七月十日湊御殿御普請御用相勤候付時服二^{代銀式}
被下候

一同年同月同日右御普請筋彼是骨折候付銀拾五枚御内々被下候

一同年同月同日是迄熊野三山富筋之儀行届骨折取扱益銀も出来候処
此□寺社方江引渡候付銀三拾枚御内々被下候

一同十五^{甲辰}年十一月廿日御勝手御繰合甚御六ヶ敷候付別而厚土生
広右衛門江被申談御取締且融通等之儀骨折可被申候広右衛門儀八
筆頭二も候得者分ヶ而申聞候二も不及候得共何分申合右御都合
精々可致勤考旨被仰付候

一弘化元^{甲辰}年十二月廿五日出精相勤候付八百石之高二御足高被下
置候

一同年同月同日一位様御用兼帯被仰付候

憲章院様御代

一同三^{丙午}年閏五月廿五日江戸表より夏目彈正・川部清兵衛・山田八
右衛門連名之書狀を以御召古シ織御熨斗目拝領仕候

一同年八月廿七日此度御家督之為御祝儀時服一拝領仕候

一弘化三^{丙午}年十月廿五日顯龍院様御遺物御側御単笥御鳥籠拝領仕
候

一同年十二月廿日顯龍院様御新葬御用相勤高野山江も罷越候付銀五
枚・巻物二被下候

西山家 参考

- 一同四丁 未 年九月十日御天守御再建御用掛被仰付候
- 一同年十一月廿三日砂糖方取扱向筆頭之事二付重々引受取扱候様可致旨被仰付候
- 弘化四丁 未 年十二月廿五日出精相勤候付御足高御加増被成下八百石被仰付候
- 一嘉永元 戊 申 年四月十三日御扇子一箱 十本入 拝領仕候
- 一同年六月七日思召を以御袴地二拝領仕候
- 一同年九月廿日從舜恭院様高松焼御花入拝領仕候
- 一同年十一月廿三日当分男山焼陶磁御用筋井口八郎申合元二成取扱可申与之御事之旨被仰付候
- 一嘉永元 戊 申 年十二月十三日当年別而御用多出精相勤候付從舜恭院様御召御小袖拝領仕候
- 一同年同月廿八日当年別而御用多出精相勤候付御召御帷子并御上下地拝領仕候
- 一同二 己 酉 年四月廿三日憲章院様御遣り之品御 青貝仙人 儀御熨斗目御裏地共拝領仕候
- 当御代
- 一同年五月廿五日折々表御用部屋江も罷出御締方之儀奥掛り申合行届可相勤与之御事之旨被仰付候
- 一嘉永二 己 酉 年七月朔日此度之為御祝儀時服一 拝領仕候
- 一同年七月五日憲章院様御所労以来別而御用多候処骨折相勤候付銀七枚御内々被下候
- 一同年九月廿七日御庭之御鉢植五葉松有栖川石菖拝領仕候
- 一同二 己 酉 年十月十五日久々出精相勤候付大寄合格被仰付候

- 一同年同月同日九百石之高二御足高被下置候
- 一嘉永二 己 酉 年十二月廿三日憲章院様御葬送御法事長保寺御廟和歌御魂屋御用相勤高野山江も罷越候付黄金式枚 代金拾五両 巻物二 代金壹両 被下候
- 一同三 庚 戌 年三月九日若年 一位様御側相勤栄恭院様御在世中毎々御用も畏り相勤候儀二付 今度格別之思召を以御同所様御遺物撫牛久米一舟作御台紫檀七宝梅花時絵 從舜恭院様拝領仕同月十日猶又御掛金銀切手入御蒲団二重 緋ひょうと 住吉内記廣尚筆 左右松竹梅 福祿寿 三幅対并御花入 不老 粉川鑄 拝領仕候
- 一嘉永三 庚 戌 年七月十日御天守御再建御普請御用相勤候附服二 代金壹両 銀拾枚被下候
- 一同年同月同日右御用別而骨折候付金式枚 代金拾五両 御内々被下候
- 一同年十月廿三日和歌御旅所御普請御用掛り被仰付候
- 一同年十二月十四日熊野三山御普請御用相勤可申与之御事之旨被仰付候
- 一嘉永四 辛 亥 年二月十四日久々出精相勤候付御足高御加増被成下九百石被仰付候
- 一同年同月同日千石之高二御足高被下置候
- 一同年四月二日御仕入佐八天野川三役所御用筋元之儀取扱可申与之御事之旨被仰付候
- 一同年六月廿三日和歌御旅所御普請御用相勤候付銀五枚被下候
- 一嘉永四 辛 亥 年六月廿三日右御用骨折相勤毎々和歌江も罷越候付金拾両御内々被下候
- 一同年十一月廿日中将様御元服御官位被仰出候付從舜恭院様銀三枚御内々被下候

一同年十二月十五日男山陶器場之儀当分評定所持御手仕入二相成候
付彼是行届旦御用之御注文筋御手行能取計せ候付從葬森院様御庭
焼之御花入御香合拝領仕候

一嘉永四^辛亥年十二月廿八日大炮製造并炮台之儀彼是骨折候付巻物
三・銀三枚御内々被下候

一同年三月廿六日久々出精相勤候付御足高御加増二被成下千石被仰
付候

一同年十一月十六日病死仕候 于時六十九歳

一五代目 生国紀伊

与七郎惣領 初楠之丞
後楠五郎

西山与七郎久議

頭龍院様御代

一天保七^丙申年二月廿日父与七郎出精相勤候付其方儀中奥勤被仰付
候、中奥頭役打込御名代御使等相勤可申旨被仰付候

一同年同月同日中奥御小姓之勤をも致可申旨被仰付候

菊千代様御代

一嘉永四^辛亥年九月十日出精相勤候付御内々被下金御増年々金貳拾
五兩被下置候

一同六^癸丑年四月廿五日父与七郎久々相勤候付為跡目知行千石無相
違被下置寄合被仰付是通之通中奥江相詰中奥頭役打込御名代御使
等相勤可申旨被仰付候

一同年同月同日中奥御小姓之勤をも致可申旨被仰付候

一同年十一月廿九日山中甚内跡新御番頭被仰付候

一安政四^{丁巳}年十二月廿日鈴木四郎兵衛跡大御番頭被仰付候

西山家 参考

当御代

一同六^{己未}年六月廿三日菅沼半兵衛跡松阪御城代被仰付候

一元治元^{甲子}年二月十日大寄合被仰付千百石之高御足高被下置候

一同年十一月十八日御用人被仰付候

一同年同月廿日御用有之候間大坂江罷越可相勤旨被仰付候

一同年十二月八日御軍事奉行詰合無之節御用筋不差支様被仰付候

一慶応(二)丙寅年四月十日敷九郎太郎大坂江罷越候付罷歸候道之
内御軍事奉行取扱候御用筋立石喜太夫申合取扱可申旨被仰付候

一同年四月廿五日敷九郎太郎大坂江罷歸候得共御都合之品有之候付
今般御軍事奉行取扱へ御用筋取扱可申旨被仰付候

一同年六月五日大寄合被仰付千貳百石之高二御足高被下置候

一同三^{丁卯}年四月晦日養子右近病氣二付願之通退身被仰付候

一同年五月十日養子右近退身二付同席内存願之通二男甚之丞を嫡子
被仰付候

一同四^{戊辰}年三月十七日方今之御時勢を相并銀百枚差上度旨達御聽
候処御喜色之儀二思召儀内存之通差上可申との御事之旨被仰付候

一明治四^{辛未}年二月十四日与七郎病氣二付願之通隠居被申付惣領同
苗甚之丞へ無役高百二拾俵被下置候 二月十四日

久抽二男 早世

久抽女子 山田角左衛門真早妻

久抽女子 志賀弥三左衛門延綏妻

久抽女子 早世

久抽三男 西山定之丞早世

久抽四男 西山文五郎久信

西山家 参考

久抽五男	西山藤五郎早世
久抽六男	西山貞之助早世
久抽女子	菅沼半兵衛政敬妻

久議養子	〔貼紙〕 朝比奈惣左衛門泰達弟
久議女子	西山節也久兵衛
久議惣領	同人妻 充
久議女子	早世
久議女子	〃
久議二男	〔当代 初仁之丞 西山甚之丞久徴〕
久議三男	松田敬次郎早世
久議四男	西山楠之助
久議女子	□ □
久議五男	西山愛之助早世
久議女子	
久議女子	
久議女子	

小川家文書目録

目次

小川家文書目録解題

一 伝来と受け入れの経緯	115
二 小川家について	115
三 小川家文書の現状と整理方法	116
四 小川家文書の掲載項目と概要	117
五 小川家物資料について	120
六 調査履歴	120
七 参考資料・翻刻	120

小川家文書目録

公の職掌に関する資料	123
家に関する資料	124
学芸に関する資料	126
北海道開進会社に関する資料	128
その他	129
書状・書簡	130
田村風邨	130
玉置陶斎	132
池端風岱	132
此琴	132
梧膳	133

小川家

伊達藤二郎	133
伊達五郎	133
渡辺鉄心	133
中田素平	134
柏木淡水	135
熊代繁里	140
柴田素雄	140
簗村貞	140
猪野秀蔵	141
山口義恕	142
陰山聿堂	142
窓誉寺玄牝	142
岡本政良	143
小山雲泉	143
武田喜久双	143
中山直達	143
野村源四郎	144
原佳苗	144
松崎茂平	144
三輪純信	144
村上作夫	145
目良碧斎	145
安何醒	146
秀之助	146



写真1 嘉永二年田辺城下町絵図〔部分〕（田辺市立図書館蔵）



写真2 梅鉢紋陣笠（田辺市立図書館蔵）

小川家

小川龍吉

増穂芳吉・清水芳吉

増穂平右衛門・平吉

清水栄蔵

その他

番外

欠番

152 151 147 146

155 155 152

小川家文書目録解題

一 伝来と受け入れの経緯

小川家文書四〇五点は、紀州藩田辺領主安藤家家臣の小川家に伝来した文書である。昭和二十五年、裕氏が玉置家に入家される時、父小川潤次郎氏より託され、玉置家の蔵で保管されていた。玉置裕・多寿子ご夫妻は、小川家文書の公的機関での保存・活用を希望されていた。平成十八年四月、文書館運営委員池田孝雄氏の紹介を受け、文書館へ寄贈いただくことになった。

二 小川家について

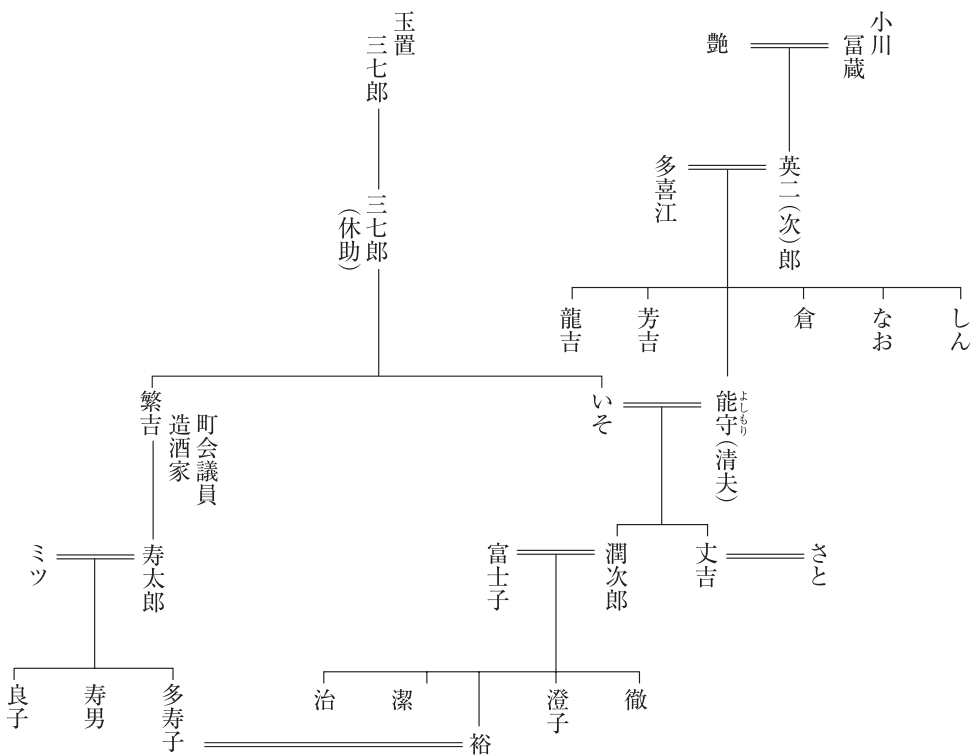
小川家は、紀州徳川家付家老田辺領主安藤家の家臣であるが、系図・家譜等が残されておらず、詳細は解らない。裕氏よりの聞き取りと、現存する小川家文書より、本目録に關係する人物を中心に略系図を作成すると以下になった。また、調査し得た範囲で略歴を記しておく。

小川富蔵 養子ということだが（裕氏談）、妻の名が艶という以外役職・生没年等詳細は不明。田村風邨（花畠庵）からの書簡は富蔵宛てと解され、几鶯と号して俳句を能くしたと思われる。

小川英二郎 英次郎とも。字は能信、梅舟と号したが、栄寿とも呼ばれている。天保八年（一八三七）九月十三日生。安政四年（一八五七）正月十一日、中根次部右衛門の後任として、御船奉行に就任、任

小川家

小川家略系図



小川家

期末詳。これより前、安政二年（一八五五）二月二十三日より三日間、安藤候若山出府に際し、御殿泊りを石川甚太夫・松岡軍左右衛門とともにに行っていることから、当時は或いは留守居役であつたか。慶応三年（一八六七）一月町奉行介役となり、翌二月の御役替によつて最後の町奉行となる。維新後、明治二年（一八六九）権大属に任じられ、修道館副総裁を兼ねた。この時の総裁が渡辺内記（雅楽之助・鉄心）であつた。熊代繁里門の国学者としても知られ、高階惟昌編『国学人物志初編』（安政五年刊）にこの名が見える。伊達（千広）藤二郎からの書簡は一通しかないが、熊代繁里が加納諸平や伊達千広に師事していたこともあり、その関係から伊達千広が田辺幽閑中にはなにくれとなく世話をやいていたようである。その後の詳細は未詳ながら、『三の山踏』（紀南文化財研究会編『伊達千広文集』所収）注では物頭をも勤めた、と記されている。また同注では明治三十二年（一八九九）六十二歳で没、とある。

小川能守 英二郎の長男。名は清夫、のち、能守を通称とする。撫松庵白沙の狂号や三峰の画号等を持つ。安政五年（一八五八）十月二日生。明治十八年（一八八五）一月から明治二十年（一八八七）二月まで和歌山始審裁判所田辺支庁に出仕。明治三十二年（一八八九）五月から田辺町初代助役を勤める。和歌・俳句・狂歌・絵画等を能くした。明治三十二年八月没。

小川芳吉 英二郎の次男。元治元年（一八六四）九月八日生。何歳の頃は定かでないが、増穂家に養子として出る。明治十五年（一八八二）五月六日付『田辺近報』第十三号には小川姓のまま「南海青年会」を發起していることから、あるいはそれ以後か。さらにそれ以降

当時大阪にあつた清水家（銀行家）の婿養子となる。

小川龍吉 英二郎の三男。生没年とも未詳。

三 小川家文書の現状と整理方法

小川家文書は所蔵者であつた玉置裕氏の手で、三つの箱に分納されていた。文書館ではこの現状を尊重し、箱ごとに整理をおこなうことにした。まず三つの箱にあ・い・うの箱番号を与えた。箱ごとの現状は左の通りである。

あ箱 冊子・状等、年代順に並べ通し番号付与、目録あり

い箱 書状、通し番号を与え一点ずつ茶封筒に収める、仮目録・一部読み本あり

う箱 封筒入り書簡、通し番号を与え一点ずつ茶封筒に収める、一部読み本あり

整理にあたっては、すでに与えられていた通し番号を用い、この通し番号とあ・い・うの箱番号により、文書館での資料番号とした。文書館での利用にあたっては、この資料番号によることになる。

例 あ箱に収められていた、通し番号1の文書は資料番号あ・1
い箱に収められていた、通し番号5の文書は資料番号い・5
複数の資料が収められていて、通し番号のみでは整理できなかった資料は、枝番号を与えた。

例 う・75は封筒内に二点の資料が一括されていたので、資料番号
う・75・1、う・75・2となる

整理後、茶封筒は中性紙封筒に取り替え、中性紙箱三箱へ収納した。

四 小川家文書の掲載項目と概要

小川家文書の現状と内容を考慮して、以下の六項目をもうけた。

公の職掌に関する資料

家に関する資料

学芸に関する資料

北海道開進会社に関する資料

その他

書状・書簡

公の職掌に関する資料・家に関する資料・学芸に関する資料は、各項目内の点数が少ないため、年代順の配列とした。北海道開進会社に関する資料は、まとまっていたので項目をたてた。小川家文書は書状・書簡が大半を占めているので、書状・書簡として項目をもつけた。書状・書簡はさらに差出人ことに分類掲載した。

次に、各項目ごとの概要を記す。

公の職掌に関する資料 二十点。小川英二郎は安藤家家臣として田辺領で御船奉行、物頭・御徒頭、町奉行を勤めていた。明治維新後は権大属に任じられ、田辺に創設された修道館副総裁を兼ねた。小川能守は、和歌山始審裁判所田辺支所に出仕している。本項目には、これら小川英二郎・能守の職掌によって残された資料を集めた。

家に関する資料 三十点。小川家の日々の生活によって残された資料を集めた。

学芸に関する資料 二十五点。小川英二郎・能守とともに、熊代繁里門下の国学者であったので、学問や和歌関係資料が残されている。その他、写本、小説等の抜き書き等を集めた。

小川家

北海道開進会社に関する資料 十四点。北海道開進会社は、北海道

の殖民開発事業のため、和歌山出身の岩橋轍輔、弟岩橋自助、長男謹次郎、和歌山県士族岡本熊輔、金沢出身の長尾助信、林顕三、開拓使御用掛宮崎簡亮によって明治十二年（一八七九）に設立された。設立にあたっては、岩倉具視の意向が働いていたとされている。資本金は二百万円、一株百円で二万株の発行を予定していたが、株主の募集が思うように進まず経営は難航する。明治十五年（一八八二）七月、岩橋轍輔は社長を退任し、その直後急死する。開進会社は明治十七年（一八八四）四月解散された。小川家文書には、岩橋轍輔後任社長宮崎簡亮の解任を求める資料や、出仕金の返還に関する資料があり、北海道開進会社の混乱する状況が窺える。

その他 五点。小川家との関係が不明瞭な資料、前項目に該当しない資料を集めた。

書状・書簡 小川家文書の大半を占めるのが書状・書簡である。私信であり、内容が多岐に渡っている。内容による編成はおこなわず、差出人による編成をおこなった。几篤（小川富蔵）関係、小川英二郎・能守関係、能守の弟である小川龍吉、増穂芳吉関係、その他の順で配列した。田村風邨から梧膳までが几篤（小川富蔵）関係、伊達藤二郎から秀之助までが小川英二郎・能守関係である。小川英二郎・能守関係は宛名が小川姓のみの資料があり、両者どちらあてか区別できない資料も多い。その他の項目には、差出人や宛名の不明資料などを集めた。

田村風邨 二十八点。田辺藩士、通称半太夫。風邨と号し、翠竹庵・花畠庵の別号をもつ。美濃派の宗匠として田辺俳壇を長くリード

小川家

した。天保二年（一八三一）没、『田辺市史』第二巻による。

玉置陶斎 二点。名は定長、字は子雄。篆刻を学び、俳諧を能くする。生没年等未詳。

池端風岱 二点。和歌山城下の質商で、松尾塊亭の高弟。

此琴 二点。

梧膳 一点。

伊達藤二郎 一点。千広・宗広とも。自得と号した。享和二年（一八〇二）五月、宇佐美祐助家の分家筋にあたる宇佐美多右衛門祐長の次男として生まれるが、幼くして叔父筋にあたる伊達家に養子として入る。十代藩主治宝に重用され、勘定奉行にまで登るが、嘉永五年（一八五二）末、治宝の死とともに政争に巻き込まれて、長く田辺に幽閉されることとなった。嘉永六年一月二十日の治宝の喪が発せられる一月前のことである。その結果、養嗣子五郎は城下十里外追放となり、一家は離散。九歳であつた牛麿（後の陸奥宗光）は母政子（渥美氏女）とともに高野山・五条などを転々とするが最終的に単身江戸に下ることになる。一方、幽閉中の藤二郎は初めこそ悶々とした日々を過ごしていた模様であるが、まもなく近くの法輪寺から一切経をかり出し、読み進める日々が続いた。九年間の幽閉生活のほとんどを佛学の研究に費やし、その過程で物欲・利欲から脱し、遂に自得の境地に入りそれを号とした。この間の事情については後に『余身帰』に詳しく記している。文久元年（一八六一）六月、許されて和歌山に帰るが間もなく脱藩上洛した。本居大平門下の俊秀で加納諸平や長沢伴雄などとも親交が深かったことはよく知られている。明治三年（一八七〇）秋、熊野三山参詣に出かけた際の紀行文『三の山踏』には九月一日二日と

田辺に滞在したことを記しているが、この時熊代繁里・小川栄寿（英二郎）・目良三柳等が宿所を訪ねたとある。

著書も多く、歴史書としての『大勢三転考』はユニークな時代区分による論を展開したものとしてよく知られている。他に「随々集」「随縁集」等があるが、いずれも『伊達自得翁全集』（大正十五年刊）に収録されている。明治十年（一八七七）七十六歳で没。

伊達五郎 二点。宗興とも。文政七年（一八二四）生。文久二年（一八六二）脱藩し尊攘派と交わり、菊池海莊らとともに勤王論を説いて朝幕間を奔走した。明治三十一年（一八九八）没。伊達藤二郎の項も参照のこと。

渡辺鉄心 九点。田辺藩士、幼名は雅楽之助、長じて尚・内記・鉄心と改名。大江般兵衛の次男として天保四年（一八三三）十一月生。剣を柏木兵衛に師事して奥義を究め、修道館総裁にして武技教授を兼ねる。明治十六年（一八八三）以降実業界に転じ、南海鉄道・紀州銀行・和歌山紡績等に関わる。明治三十五年（一九〇二）十月、七十歳で没。

中田素平 十六点。田辺藩士、名は確、通称熊右衛門。熊峰・孤山・文里江漁人・一簣等の別号をもつ。藩の留役を勤め維新後権大属となる。安政年中一時寺子屋を営む。明治十九年（一八八六）一月、七十二歳で没。

柏木淡水 六十四点。田辺藩士、柏木参太夫の息として文政六年（一八二三）十一月生。名は義武、幼名音吉、のち鷹助、長じて兵衛・常雄と改め、淡水・臥鐘と号す。藩の剣術指南、西洋砲術も体得し、田辺に台場を築く。修道館でも教授する。明治十九年（一八八六）九

月、六十三歳で没。

熊代繁里 五点 南部の人、文政元年（一八一八）六月生。幼名熊蔵、長じて源蔵。家の名を櫻蔭と称する。本居大平・加納諸平について国学を修め、田辺に国学を広めた人物でもある。修道館の皇学教授でもあった。五十六歳で熊野本宮大社の権宮司となるが、明治九年（一八七六）六月本宮社務所で病没、五十九歳。著書多数。

柴田素雄 三点 名は康太朗、杏堂・碧山・凌霜庵・微雨庵の号をもつ。岡山の人。俳諧を能くし、能守もこれに師事した。明治十八年（一八八五）頃来田。大正二年（一九一三）一月没。享年未詳。

篁村貞 三点。

猪野秀蔵 十七点 明治三年（一八七〇）十月田辺藩少属に就任。事蹟、生没年等未詳。

山口義恕 二点 田辺藩士、通称小十郎。天保四年（一八三三）

四月佐藤寛平の次男として生まれるが、十四歳にして山口欣兵衛家を継ぐ。柏木兵衛とともに大砲鑄造係となる。維新後、田辺権大属等を歴任後、伊都郡学区取締となり、明治十七年（一八八四）六月九度山で没す。

陰山聿堂 三点 名は錫、通称吉郎。江戸の人とも広島の人とも。文久頃、田辺に来て七、八年の間儒学を指導したとされる。明治九年（一八七八）六月没。享年未詳。

窓誉寺玄牝 二点。

岡本政良 一点 明治十五年（一八八二）一月開設の田辺始審裁判所の初代所長。ただ、年代は未詳ながら、それより前判事補の時田辺区裁判所長として勤務した経験があり、人望はあつたようである。

小川家

る。

小山雲泉 二点 田辺の人。名は袁栄、字は秀水、通称要助。雲泉・芝石道人は号。明治初年中田素平（熊峰）に師事して南画を修める。生没年とも不詳。

武田喜久双 三点。

仲山直達 二点。

野村源四郎 二点。

原佳苗 二点。

松崎茂平 四点 田辺の人。雑貨小間物商兼貸本業を営む岡茂と岡崎屋茂平の四代目。田辺町会議員を勤め、田辺中学校の創設に尽力した。緑堂・頓馬・素骨等の号をもって謡曲・川柳等を能くした。

大正六年（一九一七）五月、五十三歳で没。

三輪純信 十一人。

村上作夫 二点。

目良碧斎 三点 田辺の人。初名は三柳。のちその名を嗣子に譲り、自らは碧斎と改名する。若くして野呂松廬に漢籍を、若山林氏に漢方医学を、京都日野氏に西洋医学をそれぞれ学び、二十三歳の時、帰田して医者を開業する。明治二十八年（一八九五）二月、七十歳で没。

安何醒 四点。

秀之助 四点。

小川龍吉 二点 英二郎三男。

増穂芳吉・清水芳吉 六十三点 英二郎次男。

増穂平右衛門・増穂平吉 三点 芳吉養子先。

小川家

清水栄蔵 六帖 芳吉人家先。

その他 三十五点。

番外

小川家文書い・う箱資料には、前野忠通氏・安倍弁雄氏により解読された読み本が添付されている（一部欠）。小川家文書の貴重な研究成果であるので、目録に掲載する。

欠番

昭和五十年前野忠通氏・安倍弁雄氏作成のお箱目録では、通し番号3として「嘉永二年田辺城下絵図」（写真1）が掲載されている。この資料は、所蔵者である玉置裕氏の意向により、田辺市立図書館に寄贈された。「田辺城下町絵図」は小川家文書と出所が同一であるので、小川家文書目録では資料番号あ・3は欠番としたが、資料情報は掲載する。

五 小川家物資料について

小川家には文書の他にも、武士としての来歴を伝える物資料が所蔵されている。参考のためにあげておく。

陣笠 梅鉢文 田辺市立図書館へ寄贈。（写真2）

甲冑・刀剣 小川潤次郎氏より裕氏の兄である小川徹氏に伝えられ、徹氏より和歌山城天守閣に寄託。長州征伐時に着用したと伝える。

六 調査履歴

昭和五十年 前野忠通氏・安倍弁雄氏 あ箱 目録未刊行

あ箱目録には、和歌山県教育委員会が昭和四十年以降おこなった古文書調査の調査用紙が使用されているが、同調査事業による目録かどうか確認できない。前野忠通氏・安倍弁雄氏は同調査事業で調査員を勤める。

昭和五十二・三年ころ 前野忠通氏・安倍弁雄氏 い・う箱 書状・書簡類の解読作業、この後、玉置裕氏により、解読原稿を添え書状類は一点ずつ茶封筒に収納される。

昭和六十二年 田辺市史編纂室 い箱 目録未刊行

平成十三年 文書館民間所在資料保存状況調査 所在確認

七 参考資料・翻刻

参考資料

『田辺市史』、『田辺市誌』、『田辺町誌』、『和歌山県史』

紀南文化財研究会『伊達千広文集』紀南郷土叢書第十二輯、平成五年

『伊達自得翁全集』大正十五年

『伊達自得翁全集補遺』昭和十五年

安倍弁雄「資料紹介『跡形新撰』」田辺市教育委員会『田辺文化財』三十二号、一九八九年。三十四号、一九九一年。

北海道開進会社について

大庭幸雄「北海道開進会社に関する史料論的覚書」『北海道立文書館紀要』第十一号、一九九六年

翻刻

小川家文書は、若干ではあるが翻刻されている資料がある。

小川家文書あ・1「跡形新撰」『田辺市史』第六巻 跡形新撰

小川家文書あ・5「日記」 『田辺市史』第五卷 御船奉行日記
小川家文書あ・7「日記」 『田辺市史』第五卷 物頭御徒頭日記
小川家文書あ・43「田辺改進黨団結ノ趣意」 『田辺市史』第九卷
田辺改進黨結成の趣意書
小川家文書い・2、伊達藤二郎書状 紀南文化財研究会『伊達千広
文集』

これらの資料は目録中にも「市史」「伊達千広文集」と注記した。

付記

目録編集にあたって、小川家文書の元所蔵者の玉置裕氏及び杉中浩一郎氏（和歌山県文化財研究会常務理事）に聞き取り調査を行い、多くの情報を提供していただいた。また、絵図の調査では、堀純一郎氏（田辺市立図書館）の協力をえた。本目録の整理作業は山崎竜洋・伊藤信明が中心となっており、編成および解題は文書課担当者と伊藤が協議し、最終的な調整・編集作業は伊藤がおこなった。

解題・目録 山崎竜洋・伊藤信明

小川家文書目録

公の職掌に関する資料

資料番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	形 態
あ - 1	跡形新撰 * 後半「宝暦九卯十月より新庄見世商物一件扣」あり、市史	天保5年正月	矢野十次兵衛 泰地八蔵		縦 帳
あ - 11	〔町奉行留〕 * 前後欠、崩れ	〔安政元年8月〕			縦 帳
あ - 5	日記 * 市史	安政4年正月より 〔4月2日〕	御船奉行		縦 帳
い - 37	〔西洋書籍の件、外国人歩行の件、古金引替の件についての触写し〕	〔安政6年〕7月	〔間部下総守・太田備後守 ↓大目付〕		状
あ - 7	日記 * 市史	文久2年6月朔日 より	物頭 御徒頭		縦 帳
あ - 10	十津川郷略図（天誅組の変につき） * 彩色、方位盤挟み込み	〔文久3年か〕			状
あ - 17	〔国名書上〕 * 封紙上書「手形入 今出屋」あ・6・1のものか	明治2年8月御改正			封紙包状
あ - 18	〔任権大属辞令〕	明治3年10月	田辺藩（印）	小川能信	状
あ - 20	〔家禄二十石下賜証〕	明治5年2月	田辺藩	小川清夫	状
あ - 9	大殿様御入城二付切目より田辺迄御行列帳				小型横帳
あ - 15	〔帳外赦免につき書付〕 * 帳崩れ				状

家に関する資料

あ - 6 - 2	あ - 4	あ - 2	あ - 48	あ - 56	あ - 55	あ - 54	あ - 53	あ - 52	あ - 51	あ - 65	あ - 65	あ - 16
拝借申米之事（玄米八斗） * あ・6・1・4 は封紙に一括	勘定帳	十年季二売渡申田畑之事 * 丙午年三株売渡しの貼り紙あり	〔処方箋〕	〔依願免職辞令書〕	〔俸給書〕	〔除服出仕命令書〕	〔御用につき礼服用用にて出頭命令書〕	〔御用につき礼服用用にて出頭命令書〕	〔田辺支庁詰任命辞令書〕	② 〔帆の盗難・質入れ日ほか覚書〕	① 〔正月十三日から二十一日までの執務状況覚書〕	〔学校日課表〕 * 田辺修道館の日課表か
安政7年正月	安政3年	天保15年8月	癸未無射 （文政6年9月か）	明治20年2月17日	明治19年7月1日	明治19年6月23日	明治18年1月29日	明治18年1月29日	明治18年1月29日			
紺屋町勝蔵（筆軸）受人兼 兵衛（筆軸）	小川氏	売主中田内安兵衛（印）証人村 田屋六右衛門（印）ほか湊村・ 敷村・神子浜村庄屋肝煎連印	京都三角氏	和歌山始審裁判所田辺支庁	和歌山始審裁判所	和歌山始審裁判所	和歌山始審裁判所田辺支庁	和歌山始審裁判所田辺支庁	和歌山始審裁判所			
小川御氏様御家来衆		井原屋九八郎殿御取次	紀州井原屋富蔵殿内室	雇小川能守	雇小川能守	雇小川能守	小川能守	和歌山県土族小川能守	雇小川能守			
状	横 帳	状	折 紙	状	状	状	状	状	状	状	状	状

あ - 30	あ - 29	あ - 28	あ - 76	あ - 25	あ - 24	あ - 22	あ - 23	あ - 21	あ - 19	あ - 59	あ - 8	あ - 6 - 4	あ - 6 - 3
新聞紙上広告抜記 * 写本	秘伝新製醬油釀造法 * 写本	借用証（金五百円）	容躰書	雲鳥海（備忘録）	乙第七号（和歌山病院内教場入学生徒通則並教則布達） * 欄外書入：小川芳吉（朱印）	記（米借用証）	地所売渡証書 * 奥保証「神子浜村副戸長柴田太一（印）」	田畑山売渡証書	〔闘鶏神社氏子札〕	借用申金子事（金十五両）	御伊勢参詣祝控	拝借申米之事（玄米八斗） * あ・6・1・4は封紙に一括	拝借申米之事（玄米八斗） * あ・6・1・4は封紙に一括
明治17年	明治16年6月2日版權 免許 同年6月刻成	明治16年6月1日	明治16年3月	明治11年中秋	明治9年3月3日	明治8年5月8日	明治8年3月8日	明治7年8月24日	明治4年11月15日	元治2年3月	元治元年3月	安政7年正月	安政7年正月
	編集出版人山添久太郎	借主猪野民蔵（印）証人猪野岩四郎（印）		寸碧楼主	和歌山県令神山郡廉	猪野民蔵（印）	第七大区二小区田辺本町47番 地主本人土族小川能守（印）証人商那須平七郎（朱印） 第七大区二小区田辺下屋敷町133番地主土族売主中山佐夜造（印）証人商那須文五郎（印）	第七大区二小区田辺本町47番 地主本人土族小川能守（印）証人商那須平七郎（朱印）	祠官田所顕平（印）	印南浦印定寺（印）		紺屋町政吉（筆軸）受人徳兵衛（筆軸）	紺屋町久吉 受人達右衛門
		小川能守殿				小川能守	田辺本町土族小川能守	新庄村鳥之巢農須磨四郎平	（艶・英一郎・多喜江・清夫・芳吉）	小川英治郎様御支配人中		小川様御家来衆	小川御氏様御家来衆
横 帳	縦 帳	状	罫 紙	小型横帳	刷物綴り	状	罫紙綴綴	罫紙綴綴	木札5点	封紙包状	横 帳	状	状

学芸に関する資料

あ - 50	(馬術免許状)	* 巻物										
う - 1	当用筆記 改書籍目録	* 写本										縦 帳
あ - 77	記(史記評林合本通送費立替分送金依頼)	* 活版										状
あ - 49	①西ノ谷村湊村万呂村各村二所有之地所記	* 綴じ切れ崩れ										横 帳
あ - 47	芳名字号(能守につき)	* 字伯敬 号春翠・晩香・雲樵										折 紙
あ - 41	(備忘雑記帳)	* 「式号」とあり	(明治)									縦 帳
あ - 13	(掛け物釘打ち方 薬の調合処方法につき覚書)											小型横帳
あ - 39	小作請取控	* 挟込資料「明治23年社日講に関する書付」	明治23年									横 帳
あ - 38	当座覚		明治22年(10月 24年1月)									横 帳
あ - 33	田畑宅地控	* 見返し「明治廿一年十一月廿九日遺産授受」	明治22年11月									縦 帳
あ - 35	掌記(石炭掘削につき)		(明治)21年6月									罫紙縦綴
あ - 34	地所売渡証文	* 奥公証「戸長 小関維隆(印)」	明治20年1月27日									罫紙縦綴
あ - 31	診断書		明治18年2月17日									罫 紙

紀伊大納言内近藤治兵衛正次、松平丹波守内渡辺兵大夫入道貞政ほか5名

状

あ - 69	あ - 49	あ - 46	あ - 45	あ - 44	あ - 42	あ - 12	あ - 14	あ - 57	あ - 40	あ - 37	あ - 36	あ - 32	あ - 26
京都祇園新地之話 * 後欠、小説か	②〔新聞記者列伝・明治立志編抜書〕 * 写本、綴じ切れ崩れ	繁昌記抄録 * 静軒居士著江戸繁昌記の写本	俳諧花乃庵	明治立志編第三編抜記	烟霞泉石（漢詩集）	三汁十一菜四条流四季献立	廿五番歌合 兼題月鹿秋旅稻妻	口牒（帰童仙五十回忌につき俳諧興行案内） * 摺物・奥書・俳諧出品料につき依頼書「京都橋屋治兵衛」諸国御連衆中	小川白沙居士飯塚春水居士一周年迫薦句塚建築会発句集（募集要項） * 活版	楽したのしむ（奉宮廟立杭披露四季自在発句輯） * 活版、起主・雑魚場社・徒然社	春興 和歌山（俳句集） * 活版、編集発行和歌山県土族村上小十郎、印刷和歌山県土族植村茂夫	発句娘 * 明治18年7月30日読売新聞の小説写し	和歌山繁昌誌 * 活版
							卯8月	子8月	明治23年8月発題	明治22稔	明治22年5月21日発行	（明治18年7月30日）	明治11年
	佐々木秀二著 津田権平纂述	「能守」の朱印				目片幸三郎		徐風斎 美濃連中	発起早苗社 補助ミナベ梅風社 同トンダ青年社	幻夢庵	和歌山洗夢庵社中		野狐化人題
								諸国御連衆中					
状	横 帳	縦 帳	横半帳	横 綴	縦 帳	横 帳	縦 帳	状	状	小冊子	大形横帳	蜀紙縦綴	状

北海道開進会社に関する資料

い - 9 - 1	い - 9 - 3	い - 9 - 2
〔配当金受領証・受領証送り状控〕 *い・9・1} 3は封筒に一括	証（融通金二百円の本年分利子受取） *い・9・1} 3は封筒に一括	〔配当金を岩橋轍輔に貸下により、受領証に調印することを求める通達〕 *い・9・1} 3は封筒に一括
明治14年12月24日・26日	明治14年12月18日	（明治）14年12月18日
小川能守	岩橋轍輔（印）	北海道開進会社分局
北海道開進会社	小川能守	小川能守
状	状	罫紙

う - 84	い - 145 - 2	い - 141 - 2	い - 116	い - 41	あ - 80	あ - 79	あ - 73	あ - 72	あ - 70
〔落款印譜〕	〔愚撰俳句四句書上〕	〔狂詩書上〕	〔狂詩〕	発句輯 秀吟五章（俳句五句書上）	〔落款印譜〕	〔落款印譜〕	〔俳句・和歌書上〕	〔都々逸か〕	〔漢詩〕
	双鳳生	暇亭	喜多	夕顔園					
				梅廼舎御社中					
状9通	状	状	状	状	綴り	状6通	状	状	罫紙

あ - 43	田辺改進黨團結ノ趣意 * 市史		起草者坂本秀岱		縦
あ - 6 - 1	拝借仕金子之事（金貳拾両） * あ・6・1・4は封紙に一括、あ・17の封紙が一連のものか	西12月27日	今出屋与八（印） 受人埴田村次兵衛	那須文治兵衛様御取次	状
その他					
い - 87 - 2	大井氏ヨリ電信来意写（開進会社訴訟示談につき） * い・87・1・2は封筒に一括				罫紙
あ - 64	委任状（北海道開進会社株券売却につき） * 代理人名空白				状
い - 58	〔開進社一条につきやむを得ず代人を差し出す旨書状〕	12月18日	猪野民蔵	小川能守、多屋寿平次、小関維隆	封筒入状
あ - 27	裁判所言渡書（北海道開進会社株券買取取消訴訟につき） * 朱書、明治十六年第一千五百六十七号	明治18年2月28日	東京始審裁判所		罫紙縦
い - 87 - 1	〔岩橋轍輔氏の死去に対しての対応ほか書状〕 * い・87・1・2は封筒に一括	（明治15年）11月12日	今井義敬	小川能守	状
あ - 66 - 1	〔轍輔氏死去の旨書状〕 * あ・66・1・2は封筒に一括	（明治15年）11月2日	今井義敬	小川能守	状
あ - 66 - 2	〔父轍輔死亡報知書〕 * 活版、あ・66・1・2は封筒に一括	明治15年10月29日	岩橋謹次郎	小川能守	状
あ - 68	依嘱契約書（北海道開進社株金取り戻しにつき） * 写し	明治15年9月			状
い - 140	〔北海道開進会社の株を巡る裁判の行方について書状〕	（明治15年）9月16日	今井義敬	小川君（能守）	封筒入状
い - 32	〔開進会社の株金払戻の状況についての書状〕	（明治15年）9月12日	今井義敬	小川君（能守）	封筒入状
い - 43	〔宮崎簡亮の開進会社社長解任につき、株主の書名捺印を集めるよう依頼の書状〕	（明治15年）9月1日	今井義敬	小川能守	封筒入状

小川家 その他／書状・書簡（田村風邨）

う - 83	あ - 81	あ - 62
〔鉛山月別漁覺〕	〔断簡〕	覺（浜ゆう株につき）
状	状 4 通	状

書状・書簡

田村風邨

い - 115	い - 6	い - 82	い - 135 - 1	い - 124	い - 57	い - 119	い - 84	い - 123
口述（「春帖」梓行済むも諸国への配送につき相談の旨書状）	口述（南連初会中止ほか書状）	〔十論中巻・終巻を一所に渡す旨書状〕	口述（「古今抄」四巻返却する旨ほか書状）	口述（「十論」「古今抄」を写し取することをすすめる書状）	〔鉛山八景という詩の題が難題につき書状〕	〔「春帖」半枚摺りにする故版下書替依頼の書状〕	〔花鳥での南連興行延期につき詫びの書状〕	口述（春帖草稿初飛脚にて橘次に送る旨書状）
2月9日	2月8日	2月6日	如月5日	2月4日	2月3日	正月19日	正月18日	孟春4日
花鳥庵	花鳥庵	花鳥庵	花鳥庵	花圃庵	風村	風邨	花鳥庵	花鳥庵
几鶯、八浦	几鶯	几鶯	几鶯	几鶯	几鶯		几鶯、呂竹	几鶯
状	状	状	状	状	状	状	状	状

い-158	い-156 -2	い-156 -1	い-126	い-70	い-100 -1	い-17	い-147 -2	い-165 -1	い-121 -2	い-121 -1	い-122	い-90	い-147 -1
〔俳句添削依頼の書状〕	〔「題椿」添削依頼の書状〕	〔椿の和歌添削依頼の書状〕	〔「白良塚撰集」の版下依頼ほか書状〕	〔盧元坊の掛け軸の値段を伝える書状〕	口述（宴席への招待状）	〔石代などを立替えている件につき書状〕	〔「白良集」の序文及び和歌浦賦の下書依頼ほか書状〕	〔自庵完成につき会催したく誘いの書状〕	〔詠草〕	〔句会開催予定につき誘いの書状〕	〔板文庫は盧元坊に返却した旨ほか書状〕	〔彫刻料などのことにつき書状〕	〔十九日の御出でを願う書状〕
		10月26日	10月25日	10月15日	時雨月13日	9月22日	9月6日	8月晦日		8月晦日	8月29日	7月12日	2月16日
	花畠庵	花畠庵	花畠庵	花畠庵	花畠庵	花畠庵	花畠庵	花畠庵	風邨	花畠庵	花畠庵	花畠庵	花畠庵
	几篇	几篇	几篇	几篇	八浦、几篇、浦旭	几篇	几篇	几篇		八浦	几篇	几篇	几篇
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

い-135 -2	い-60	此琴	池端風岱	い-22	い-50	い-165 -2	い-147 -3	い-47	い-5	い-133
〔風岱方の写本は広く他見無用の旨書状〕	口陳書（風岱へ俳諧本を返却するよう依頼の書状）			口述（五双ふりの謝礼の件につき書状）	〔研斎の屏風を見せたいたので、来訪をどう旨の書状〕	〔俳句短冊〕	状 〔弥生十日に五竹老師の遠忌を双林寺で催す旨承知につき書状〕	跋装（連中の春興に誘われたことに対しての俳句）	〔丸の内への金子を来春に返済することにつき書状〕	口述（椿の和詩「百花賦」中にある旨ほか書状）
	秋月25日			皇月下七	中夏下六	翠竹庵	風邨	翠竹庵	花畠庵	花畠庵
此琴	此琴			陶斎	玉置陶斎	几鶯			几鶯	几鶯
几鶯種伯	几鶯			富蔵	小川富蔵	短冊	状	状	状	状
状	状			状	状					
い-1 -1	い-39	此琴	池端風岱	い-22	い-50	い-165 -2	い-147 -3	い-47	い-5	い-133
〔新年の挨拶に対する返礼の書状〕	〔炭一俵をもらったことに対する礼状〕			口述（五双ふりの謝礼の件につき書状）	〔研斎の屏風を見せたいたので、来訪をどう旨の書状〕	〔俳句短冊〕	状 〔弥生十日に五竹老師の遠忌を双林寺で催す旨承知につき書状〕	跋装（連中の春興に誘われたことに対しての俳句）	〔丸の内への金子を来春に返済することにつき書状〕	口述（椿の和詩「百花賦」中にある旨ほか書状）
	12月22日			皇月下七	中夏下六	翠竹庵	風邨	翠竹庵	花畠庵	花畠庵
風岱	風岱			陶斎	玉置陶斎	几鶯			几鶯	几鶯
几鶯	几鶯			富蔵	小川富蔵	短冊	状	状	状	状
状	状			状	状					

い-159	い-13	い-69	い-130 -1	い-106	い-145 -1
〔契約依頼状〕	〔孔雀の尾を一本拝載したい旨書状〕	〔別紙の三品舟便にて積み送りを乞う書状〕	〔通鑑〕二冊返却し、後編十二冊借用したい旨書状〕	〔学校のことにつき相談のため来訪を乞う書状〕	〔妻が病死した旨を通知の書状〕
6月21日	4月10日	4月初日	2月14日	1月21日	（明治）11年8月8日
鉄心	鉄心	渡辺内記	渡辺内記	鉄心	渡辺鉄心
英二郎	小川	小川英二郎	小川英次郎	小川、野口	小川英次郎
状	状	状	状	状	状

渡辺鉄心

い-28	い-3
〔繻・対州刺繍を呈上し、御安否を伺う書状〕	〔父の赦免及びこれまでの厚配に対する礼状〕
7月5日	5月10日
伊達五郎	伊達五郎
小川英二郎	小川英次郎
状	状

伊達五郎

い-2
〔帰和に際しての御厚配に対する礼状〕
* 伊達千広文集
5月13日
伊達藤二郎宗広（花押）
小川栄次郎
状

伊達藤二郎

い-131
〔書則〕貸出するので明朝に返却してほしい旨書状〕
梧膳
几篇
状

梧膳

小川家 書状・書簡（渡辺鉄心／中田素平）

い-114	い-11	い-14
〔代金支払延引の詫びほか書状〕	〔主法書についての議論の結果報告を乞う旨書状〕	〔弘法山で茸狩りを行うにつき誘いの書状〕
12月28日	10月晦日	9月念日
渡辺	渡辺尚	渡辺
小川	小川権大属（英二郎）	小川
状	状	状

中田素平

い-55	い-83	い-93	い-36	い-169	い-25 -1	い-95	い-125	い-61 -2	い-130 -2
〔問屋の復讐に辟易している旨の書状〕	〔安産のお祝いと珍しい品をもらった礼につき書状〕	〔大江が来るのでお咄に来訪されたい旨の書状〕	〔在夫差出の件について書状〕	〔鉛山行きの誘いの書状〕	〔山水式枚の内一枚を御覧賜ったことにつき書状〕	〔画馬の礼として鯛二尾を送る旨の書状〕	〔市ノ瀬行きにつき都合伺いの書状〕	〔画の代金を折半することについての書状〕 *い・35・1と関連	〔雁鍋への誘いの書状〕
8月3日	7月28日	6月22日	6月10日	5月11日	5月7日	4月26日	卯月16日	4月12日	2月23日
宮路の漁翁	宮路の中田	宮路の中田	中田熊右衛門	中田	中田	素平	中田	（中田素平か）	中田
本町之大君	小川	本町の小川	小川英次郎	小川	小川	能守	小川	御親展	小川
状	状	状	状	状	状	状	状	紙	状

い-38 -1	い-74	う-2- 17-3	い-75	い-59 -1	う-2 -2	い-128 -2
〔年賀挨拶書状〕	〔明治歌集のことほか書状〕	〔年賀挨拶書状〕	〔年賀挨拶ほか書状〕	〔年賀挨拶書状〕	〔福田仁助出京につき知らせ書状〕	〔年賀挨拶書状〕
*い・38・1}2は封筒に一括		*う・2・1}3は封筒に一括		*い・59・1}2は封筒に一括		
1月21日	1月18日	1月11日	1月3日	1月1日	(明治18年)3月3日	明治13年1月7日
柏木常雄	常雄	常雄	常雄	柏木常雄	常雄	常雄
小川能守	英二郎	小川英二郎 小川能守	英二郎	小川英二郎	能守	英二郎
状	状	状	状	状	封筒入状	封筒入状

柏木淡水

い-35 -1	い-19 -2	い-12	い-117	い-8	い-19 -1
〔芳養善徳寺襖張替えにつき揮毫依頼の書状〕	〔俳句書上〕	〔御敷物代の礼に参上できなかったことについて詫びの書状〕	〔たまたま閑ができたので来訪を求める書状〕	〔新撰組が組織された旨ほか書状〕	〔南都本寺より出頭に付き立ち寄れない旨書状〕
*い・35・1}2は封筒に一括					
		仲冬念六日	初冬念五日	10月20日	9月26日
熊峰		確拝復	中田	熊右衛門	熊峰
能守		小川	小川	英二郎	三峯盟兄
罫紙	状	状	状	状	状

小川家 書状・書簡（柏木淡水）

い-111-3	い-111-2	い-111-1	い-107	う-51	い-163	い-26	い-44	い-31	い-80	い-42	い-7	い-150	い-137
証（祝儀として金十円受取）	〔別封の届けを頼む追伸〕	〔鶴代・国雄の婚儀祝儀に対しての礼状〕	〔婚礼祝への礼ほか書状〕 * 封筒は明治16年2月28日付で別の資料のもの	〔旧主大殿様の葬儀様子伝え、五明楼主人の儀返答拝承ほか書状〕	〔田地売買の条件に誤解生じた事につき周旋願〕	〔名産の縄巻酢二本を拝受につき礼状〕	〔東京の様子について書状〕	〔古谷石を矢野氏へ御托し依頼ほか書状〕	〔田辺の景況を教えてほしい旨ほか書状〕	〔松魚節、青海苔を買ったことへの返礼の書状〕	〔深川旧主君に蓬酒、青海苔を献上に対する礼伝えほか書状〕 * 前欠	〔名産恵投に対する礼ほか書状〕	〔年賀返礼ほか書状〕
* い・111・1 } 3は封筒に一括	* い・111・1 } 3は封筒に一括	* い・111・1 } 3は封筒に一括											
4月15日		4月15日	4月14日	4月9日	3月29日	3月28日	3月7日	2月28日	2月15日	2月13日	2月11日	2月3日	1月21日
常雄、国雄		常雄	柏木国雄	常雄	常雄	常雄	柏木常雄	常雄	柏木常雄	常雄	柏木常雄	兵衛	柏木常雄
英二郎、能守		能守	小川能守	（小川能守）	英二郎	英二郎	小川英二郎	能守	小川英二郎	小川英二郎	小川栄次郎	英二郎	小川英二郎
状	状	状	封筒入状	封筒入状	状	状	状	状	状	郵便書簡	封筒入状	状	封筒入状

小川家 書状・書簡（柏木淡水）

い-10	う-52	い-52	い-24-2	い-24-1	い-118	い-109	い-51-2	い-51-1	う-2-17-2	う-2-17-1	い-138	い-59-2	い-153
〔銃器購入の為に奔走した旨につき書状〕	〔悔やみ状〕	〔小銃の件につき、万事民蔵へ申し付けてほしい旨書状〕	別啓（家族によりしく伝えてほしい旨）	〔片山の御養子について書状〕	〔旧主帰田の際の厚情を承る旨ほか書状〕	〔御約束の十余連発銃について値引・返品可能などを知らせる書状〕	〔別封を一ノセに渡すことを依頼する追伸〕 * い・51・1・3は封筒に一括	〔美酒二壇をもらったことへの礼状〕 * い・51・1・3は封筒に一括、封筒は51・3のもの	逐啓（小川家よりの知らせに対する礼依頼） * う・2・17・1・3は封筒に一括	〔猪野家再興協力申し出の旨書状〕 * う・2・17・1・3は封筒に一括	〔出立に際しての懇情に対する礼ほか書状〕	〔珍しい品々をもらったことに対する礼状〕 * い・59・1・2は封筒に一括	〔扇射砲・ライフル砲製造報告ほか書状〕
6月29日	6月27日	6月10日		6月10日	5月31日	5月28日		5月26日	15日	5月15日	5月12日	5月朔日	4月26日
柏木兵衛	柏木常雄	淡水	（柏木常雄）	柏木常雄	柏木常雄	兵衛		つねを	常雄	常雄	柏木常雄	兵衛	淡水
小川英次郎	小川能守	英二郎	（小川英二郎）	小川英二郎	小川英二郎	小川		英二郎	松次	（市ノ瀬村 中山）松次	小川英二郎	英二郎	小川賢友
状	封筒入状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	封筒入状	状	状

小川家 書状・書簡（柏木淡水）

い-102 -1	い-128 -1	う-53	う-2 -13	い-101	い-129 -3	い-129 -2	い-16	い-112	い-139	う-2 -1	い-65	う-2 -3	い-113
〔舎弟愛之助の居所の問合せほか書状〕 *い・102・1・5は封筒に一括	〔わらび粉三箱送致に対する礼状〕	〔拙著を贈る旨ほか書状〕	〔室井某の著書送る旨、流行の髻につき書状〕	〔銃・刀剣入手依頼に対する回答などにつき書状〕	〔別封配達依頼追伸〕 *し・129・1・3は封筒に一括、封筒は129・2・3のもの	〔野村源四郎の出自調査に対する礼ほか書状〕 *し・129・1・3は封筒に一括、封筒は129・2・3のもの	〔義郎の処遇について相談の書状〕	〔内国商業博覧会開場報告ほか書状〕	〔大砲試発など済み次第帰郷の旨ほか書状〕	〔南部痰切梅仙出京の節御托し依頼ほか書状〕 *う・2・1・18は袋に一括	〔出産祝い、片山智養子の儀ほか書状〕	〔錦地写真御恵投につき礼状〕	〔紀ノ国屋源四郎方の出自調査依頼ほか書状〕
11月12日	11月7日	9月17日	9月12日	九月節前一日	8月26日	8月25日	8月25日	8月21日	8月16日	8月10日	7月26日	7月19日	7月16日
柏木常雄	常雄	常雄	柏木常雄	兵衛	常雄	常雄	常雄	常雄	兵衛	常雄	常雄	柏木常雄	常雄
小川能守	英次郎	能守	小川能守	英二郎		英二郎	英二郎	英二郎	英次郎	能守	小川英二郎	小川能守	英二郎
状	状	封筒入状	状	状	状	状	状	封筒入状	状	封筒入状	封筒入状	状	封筒入状

い-48	い-46	い-149	い-108	い-34-3	い-34-2	う-50	い-27	い-151	い-102-5	い-102-4	い-102-3	い-102-2	い-71
〔主君から賜物、御酒を頂戴したこと、松浦武四郎が田辺に行くことにつき書状〕	〔同僚の漢詩を御覧に入れる旨書状〕	〔娘の婚姻に際し、祝儀送致に対する礼ほか書状〕	〔紀伊国屋御隠居の死去を知らせる書状〕	〔娘の婚姻を祝う書状を買ったことへの礼状〕 *い・34・1・3は封筒に一括	〔別封を一ノセに渡すことを依頼する書状〕 *い・34・1・3は封筒に一括 封筒は34・2・3のもの	〔病気見舞い礼状〕	〔鰯肉送り依頼の書状〕	〔片山石ほか詳細お知らせに対する礼ほか書状〕	〔芳吉兄上坂、別封一ノせ方へ届け頼み追伸〕 *い・102・1・5は封筒に一括	二白（安藤小平次ほか二名にも小川と同様の旨を伝えてほしい旨） *い・102・1・5は封筒に一括	〔「書言故事」発行見込みを知らせる書状〕 *い・102・1・5は封筒に一括	別啓（拙女鶴代の婚約を報せる書状） *い・102・1・5は封筒に一括、封筒は102・2・5のもの	〔紀ノ国屋に書状を届けた旨ほか書状〕
	7日	12月29日	12月24日	19日	12月19日	12月13日	12月7日	12月1日				12月1日	11月18日
柏木常雄	淡水	柏木常雄	柏木常雄		常雄	常雄	常雄	常雄				柏木常雄	常雄
小川英二郎	亀三郎	小川能守	小川英二郎		小川能守	小川能守	英二郎	能守				土井清一郎、大江秋濤、小川英二郎、小川能守	英二郎
状	状	状	状	状	状	封筒入状	状	状	罫紙	罫紙	罫紙	罫紙	状

小川家 書状・書簡（柏木淡水／熊代繁里／柴田素雄／簗村貞）

う - 54	〔五明楼の事につき再び尋ね書状〕	柏木常雄	小川能守	状
--------	------------------	------	------	---

熊代繁里

い - 40	〔氏神の神像代銀、京都の情勢についての書状〕	4月14日	繁里	小川	状
い - 54	〔江戸の情勢、自身が神祇官を勤める予定である旨ほか書状〕	4月20日	繁里	小川	状
い - 78	〔出陣後の状況を伝える書状〕	6月1日	熊代繁里	玉籤舎	状
い - 97	〔將軍継嗣は田安亀之助様に定まつた旨ほか書状〕	6月朔日	繁里	小川	状
い - 161	〔御両親を見舞いかなわぬ旨詫びの書状〕	11月12日	熊代繁里	小川能守	封筒入状

柴田素雄

い - 49	〔菓子をもたらつたことに対する礼状〕	早秋13日	田素	小川	状
い - 120	〔投句御礼ほか書状〕	9月24日	碧山	梅舟貫翁	状
い - 25 - 2	歳旦（俳句五句を書上げ）		碧山	梅舟	状

簗村貞

い - 56	〔金山寺醬油など頂戴につき礼、中松様帰省の件につき書状〕	3月29日	簗村貞	小川英治郎	状
い - 92	〔安産祝いと帰省の報告ほか書状〕	6月念日	簗村貞	小川英次郎	封筒入状

い-134	い-85	い-45	い-63	い-143 -2	い-143 -1	い-79	い-167	い-136	い-144	い-155	い-33	い-146
〔新米の時節に至り、その前に十石売ってほしい旨願書状〕	〔お見舞いに来てくれたことに対する礼状〕	〔盆前に約束の米十石の代銀三十五円を渡す旨につき書状〕	〔米五石を六円八十銭で売り渡すことにつき書状〕	〔預り米の内十石ほど売却伺い書状〕＊い・143・1・2は封筒に一括	〔日照りにつき状況伝え書状〕 ＊い・143・1・2は封筒に一括	〔米価が不確定なので払米を少し見合わせる旨書状〕	〔避暑のための誘いなどにつき書状〕	舌代（「近世奇人伝」御貸上げる旨の報せほか書状）	〔御尊母様の様子伺い、民蔵借入金ほか書状〕	舌代（集会への再度の出席依頼につき書状）	〔女子出産につきお祝いの書状〕	〔要用片付につき帰京の旨書状〕
9月9日	9月5日	8月19日	8月12日	8月8日		8月2日	7月31日	6月16日	5月22日	（4月）11日	4月7日	
秀蔵	秀蔵	秀蔵	秀蔵	秀蔵		秀蔵	秀蔵	秀蔵	秀蔵	秀蔵	猪野秀蔵	簗村貞
小川	小川	小川	英次郎	小川		小川	小川	小川	小川	英二郎	小川英次郎	小川
封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	状	状	罫紙	封筒入罫紙	罫紙	状	封筒入罫紙	封筒入状	状

猪野秀蔵

小川家 書状・書簡（猪野秀蔵／山口義恕／陰山聿堂／窓誉寺玄牝）

い-34 -1	い-61 -1	い-166	い-91	い-66
〔囲碁集会開催につき御光駕依頼書状〕 *い・34・1～3は封筒に一括	舌代（来る十一日富田碁打連開催の旨書状）	〔前夜の地震につき様子伺い書状〕	〔熊野からの土産への添え状〕	〔お駒が痛所にて世話になったことを謝する旨ほか書状〕
9日	7日	3日	11月10日	11月6日
猪野樵夫	猪野樵夫	秀蔵	秀蔵	秀蔵
小川	小川	小川	小川	小川
状	状	状	封筒入罫紙	状

山口義恕

い-152	い-142
〔御不快御見舞の書状〕	〔在京近況報告につき書状〕
11月26日	8月24日
山口義恕	山口小十郎
小川英二郎	小川義郎
封紙包状	状

陰山聿堂

あ-61	い-67	い-38 -2
〔令児のことにつき書状〕	〔出席を勧める旨書状〕	〔二倉社の祠堂に仰せ付けられた旨の書状〕 *い・38・1～2は封筒に一括、封筒は38・2のもの
	11月27日	1月12日
陰山錫	陰山吉楼	陰山吉朗
小川仁兄	小川英次郎	小川仁兄
状	状	罫紙

窓誉寺玄牝

い-23
〔病状がよくない旨書状〕
1月20日
玄牝 和歌山吹上寺町窓誉寺小僧
小川英次郎
状

う - 2 - 18	う - 76	中山直達			武田喜久双			小山雲泉		岡本政良		い - 62	
〔書画譜見本のことにつき書状〕	②〔演説聴聞に御供できぬ旨書状〕												
7月23日	2月1日												
状	状												
う - 61	う - 62	う - 60	武田喜久双			い - 96		い - 35 - 2		い - 62			
〔菊屋留浴の仲介依頼の書状〕	〔不参をわびる旨書状〕	〔川地弥作紹介書状〕											
5月初7	(1月) 3日	(明治18年) 5月初5										武田(喜久双)	小山(雲泉)
〔武田〕菊荘	〔武田〕喜久双	武田(喜久双)											
小川先生	小川愛兄	小川											
封筒入状	封筒入状	封筒入状											
う - 64	い - 96	武田喜久双			い - 96		い - 35 - 2		い - 62				
〔御無音を詫び、近況を伝える書状〕	〔上坂するよう依頼につき書状〕												
第5月5日	3月15日										小山(雲泉)	三峯大雅兄	小川英次郎
封筒入状	封筒入状												

小川家 書状・書簡（野村源四郎／原佳苗／松崎茂平／三輪純信）

野村源四郎

う - 49	う - 48
〔年賀状〕	〔年賀状〕
〔年賀状〕	〔年賀状〕
（明治19年）1月10日	（明治）18年1月4日
（東京神田区松住丁）のむ ら源四郎	（東京神田区松住丁）野村 源四郎
小川能守	小川能守
封筒入状	封筒入状

原佳苗

い - 103	い - 18
〔今後も御懇情を願いたい旨ほか書状〕	〔十時の来車を十二時にすることの了承を求める書状〕
9月16日	8月24日
原佳苗	原
小川盟兄	小川盟兄
状	状

松崎茂平

い - 1 - 2	あ - 78	い - 104	い - 4
〔名刺が今朝到着したことにつき書状〕	〔書状追伸か〕	〔貸本屋経営にあたり、蔵書を譲ってもらいたい旨書状〕	〔愚弟が大師念式が済み次第渡海することほか書状〕
		21日	1日
茂平		茂平	茂平
小川兄		小川盟兄	賢兄
状	状	状	状

三輪純信

う - 59	い - 21
〔近況報告書状〕	〔十三日の手紙に対する返書、新年挨拶書状〕
第1月23日	初月20日
（三輪隠居）	三輪純信
（小川能守）	小川能守
封筒入状	封筒入状

い-105	〔訪問に対する謝礼と古谷石に関する情報ほか書状〕		(目良) 碧	御主人	封筒入状
い-110 -2	〔珍器恵投に対する礼状〕		村上作夫	小川能守	葉書
い-51 -3	〔畊春館画を拝借につき礼状〕 * い・51・1・3は封筒に一括、封筒は51・3のもの * い・110・1の封筒に一括	7月7日	村上作夫	小川	状
い-148	〔年賀の礼にかえての句評依頼ほか書状〕	末月16日	(三輪隠居)	(小川能守)	封筒入状
い-73	〔帰村につきお礼が遅れたことへの詫びほか書状〕	12月11日	(三輪)	(小川)	封筒入状
う-57	〔贈答品の礼ほか書状〕	11月20日	(三輪隠居)	(小川能守)	封筒入状
い-72	〔自慢の新聞入れを御覧に入れることほか書状〕	10月30日	(三輪隠居)	(小川能守)	封筒入状
う-58	〔滞在中のお礼ほか書状〕	6月25日	(三輪至愚老隠)	(小川能守)	封筒入状
い-99	〔寄留人新平のことほか書状〕	6月25日	(三輪隠居)	(小川能守)	封筒入状
い-110 -1	〔御尊来の節、一所に預かった書物の顛末ほか書状〕	6月23日	(三輪か) 隠居	小川能守	封筒入状
う-68	〔馳走御礼ほか書状〕	第5月20日	三輪老物	小川大君	封筒入状
い-154	〔香之物、からすみ代請求ほか書状〕	4月21日	(三輪隠居)	(小川能守)	封筒入状

村上作夫

目良碧斎

小川家 書状・書簡（目良碧斎／安何醒／秀之助／小川龍吉）

う - 76	い - 127
①「湛琴山房集ほか借覧願書状」	「西津戦争日記」の借用書投来の旨書状
（米良碧斎）	三柳
（小川）	小川
封筒入状	状

安何醒

い - 30	あ - 71	あ - 63	い - 29
「観瀑より還到の旨を伝える書状」	「漢詩」	「画幅題書ほか書状」	「互いの国について学ぶことを呼びかける書状」
			10月29日
（安何醒）	安何醒	（安何醒）	（安何醒）
小川仁兄	小川君	小川先生	小川凌海
封筒入状	封筒入状	状	封筒入状

秀之助

い - 168	い - 98	い - 20 - 2	い - 132
舌代（西洋馬具の取扱依頼ほか書状）	舌代（珍しい物を貰ったことに対しての礼状）	御請（大松魚節十本拝戴につき礼状）	「妻の病気見舞に対する礼ほか書状」
	菊月3日	文月11日	5月10日
26日	秀之助	秀之助	秀之助
小川	英二郎	小川	小川
状	状	状	状

小川龍吉

う - 78
（年賀状）
*う・78・1・2は一連の資料
明治19年1月1日
龍吉鈍弟
能守貞兄
封筒入状

う - 73	う - 74	う - 11	う - 10	う - 9	う - 8	う - 7	う - 6	う - 5	う - 4	う - 3	う - 36	う - 75 - 2
〔飛白落掌ほか書状〕	〔祖母様容態伺い書状〕	〔就職の目途立たざる旨、送金依頼ほか書状〕	〔就職について好機を得た旨ほか書状〕	〔就職不出来につき貴意伺いの旨書状〕	〔商船会社のことは追って一報の旨、売棄天鷲絨送りの旨ほか書状〕	〔猪野氏一時帰郷の旨同家へ伝言依頼ほか諸氏近況伝え書状〕	〔帰省の儀伺いほか書状〕	〔近況報告書状〕	〔荷物落掌、藤沢塾月謝等送金依頼ほか書状〕	〔入塾、近況報告ほか書状〕	〔藤沢塾あるいは洋学塾へ入学する心得の旨書状〕	〔寄宿所伝え葉書〕 *う・75・1の封筒内にあり
（明治16年）6月20日	（明治16年）6月16日	（明治16年）4月4日	（明治16年）3月27日	（明治16年）3月25日	（明治16年）3月20日	（明治16年）3月16日	（明治15年）12月19日	（明治15年）12月首日	（明治15年）11月22日	（明治15年）11月15日	（明治15年）11月6日	（明治）19年1月25日
芳吉	増穂芳吉	芳吉	ます保よし吉	弟芳吉	芳吉	増穂芳吉	芳吉	芳吉	芳吉	芳吉	増穂芳吉	小川龍吉
亜兄能守	小川龍吉	尊兄	能守尊兄	能守大兄	尊兄	能守	阿兄	阿兄	能守尊兄	能守尊兄	能守阿兄	小川能守
封筒入状	封筒入状	封筒入罫紙	封筒入状	封筒入罫紙	封筒入罫紙	封筒入状	封筒入状	封筒入罫紙	封筒入状	封筒入罫紙	封筒入罫紙	葉書

増穂芳吉・清水芳吉

小川家 書状・書簡（増穂芳吉・清水芳吉）

う-23 -1	う-22	う-20 -1	う-21	う-20 -2	う-19	う-18	う-17	う-16	う-15	う-2 -8	う-14	う-13	う-12
〔龍吉英字につき意見を述べる書状〕*う・23・1}2は封筒に一括	〔英学校、キリスト教会設立を祝う旨書状〕	〔勘定明細送致遅れ詫ひほか書状〕 *う・20・1}2は封筒に一括	〔裁判所奉職祝い書状〕	控帳（大丸払その他勘定につき） *う・20・1}2は封筒に一括	〔送金の礼ほか書状〕	〔年賀挨拶、送金依頼ほか書状〕	〔困窮につき送金依頼の書状〕	〔衣類の儀につき清水本家の干渉への対応相談書状〕	〔衣類代金那須君に借用につき返却依頼の書状〕	〔清水家の様子ほか書状〕	〔帽子購入、衣類送付ほか書状〕	〔本日より銀行勤務、諸氏への答礼依頼の旨ほか書状〕	〔十八日着以降の状況伝え書状〕
（明治18年）6月6日	（明治18年）5月14日	（明治）18年2月18日	明治18年2月6日	明治18年1月30日	（明治18年）1月27日	（明治18年）1月5日	（明治17年）12月22日	（明治17年）11月29日	（明治17年）11月25日	（明治17年）7月9日	（明治17年）7月4日	（明治17年）6月23日	（明治17年）6月20日
芳吉	芳	芳吉	芳吉		増穂芳吉	芳吉	芳吉	芳吉	増穂芳吉	迂吉	増穂芳吉	増穂芳吉	増穂芳吉
尊兄	龍吉	能守尊兄	能守阿兄		小川能守	尊契	能守	能守	小川能守	尊兄	尊兄	小川能守	小川能守
状	封筒入状	状	封筒入罫紙	小横帳	封筒入罫紙	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入罫紙

あ - 60	う - 41 - 2	う - 56	う - 2 - 7	う - 29	う - 39	う - 28	う - 72	う - 27	う - 26	う - 2 - 10	う - 25	う - 24	う - 23 - 2
〔滞在中の礼、近況報告、オリブ小枝・実貰いたき旨ほか書状〕	〔専修学校校則呈上ほか書状〕 *う・41・1・2は封紙に一括	〔龍吉の扱いにつき書状〕	〔困窮につき学費ほか補助依頼の書状〕	〔贈答品のお礼ほか近況伝え書状〕	〔龍吉求めの英和字彙船便送りの旨書状〕	〔龍吉より依頼の英和字彙につき書状〕	〔英学校試験、貴君身上につき書状〕	〔送籍完了の旨ほか書状〕	〔送籍手続きの進捗状況ほか書状〕	〔大坂大水害につき書状〕 * 絵あり	〔送籍方法決定ほか書状〕	〔送籍督促の旨書状〕	〔送籍取り計り依頼の追伸〕 *う・23・1・2は封筒に一括
（明治）18年10月16日	（明治18年）10月9日	（明治18年）10月7日	（明治18年）9月10日	（明治18年）9月4日	（明治18年）8月19日	（明治18年）8月10日	1885年8月1日	（明治18年）7月28日	（明治18年）7月14日	（明治）18年7月4日	明治18年6月23日	（明治18年）6月12日	
清水芳吉	清水迂芳	劣弟芳吉	芳吉	清水芳吉	増穂芳吉	芳吉	増穂芳吉	増穂桜陵	増穂芳吉	芳吉	増穂芳吉	増穂芳吉	
小川尊大人	小川尊契	尊兄	能守尊兄	小川阿兄	小川能守	能守	竜吉	三峰阿兄	小川尊兄	能守尊兄	小川阿兄	小川能守	
状	状	封筒入紙	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入紙	封筒入状	封筒入状	紙

小川家 書状・書簡（増穂芳吉・清水芳吉）

う - 35	う - 34	う - 75 - 1	う - 45	う - 2 - 16	う - 33	う - 46	う - 32	う - 44	う - 31	う - 43	う - 30	う - 41 - 1	う - 42 - 1
〔依頼の浴衣地ほか書状〕	〔養祖母危篤の旨伝え書状〕	〔引越後の状況、龍吉近況伝え書状〕	〔送金の礼、龍吉氏の事ほか書状〕	〔年賀書状〕 * 一部切取	〔金子借用依頼書状〕	〔史記ほか借用依頼、龍吉へ同志社入学勧めほか書状〕	〔那須老死去につき供物到着の旨尋ね、龍吉近況ほか書状〕	〔龍吉君事につき書状〕	〔龍吉上京後の状況伝え書状〕	〔龍吉拙家へ宿泊、その後の状況につき書状〕	〔龍吉同志社入学試験ほか書状〕	〔龍吉の扱いほか書状〕 * う・41・1・2は封紙に一括	〔同志社英学校規則送りほか書状〕
（明治19年）6月1日	（明治19年）4月8日	（明治19年）1月24日記	（明治19年）1月9日	（明治19年）1月2日	（明治18年）12月26日	（明治18年）12月12日	（明治18年）12月7日	（明治18年）11月29日	（明治18年）11月25日	（明治18年）11月18日	（明治18年）11月16日	（明治18年）11月4日	（明治18年）10月21日
清水芳吉	増穂芳吉	芳吉	増穂生	芳吉	芳吉	芳吉	芳吉	清水芳吉	芳吉	芳吉	芳吉	芳吉	増穂芳吉
尊兄	小川大兄	学兄	小川阿兄	能守大兄	阿兄能守	阿兄	能守尊兄	能守大兄	能守大兄	能守大兄	能守大兄	能守阿兄	能守大兄
封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入紙	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入紙	封筒入状	状

い - 94 - 2	い - 94 - 1	う - 55	増穂平右衛門・平吉									
〔借用した金の残金、養子芳吉についての書状〕 * い・94・1・2 は封紙に一括	〔奥野氏への書状の文面を心得てほしい旨の書状〕 * い・94・1・2 は封紙に一括	〔年賀状〕										
4月2日	4月1日	1月8日										
増穂平吉	増穂平吉	増穂平右衛門										
奥野甚一	増穂芳吉	小川能守										
状	状	封筒入状										
う - 40	う - 2 - 12	う - 47	う - 37	う - 42 - 2	う - 2 - 11	う - 71	う - 2 - 9	う - 38				
〔那須君のこと、衣類一行李送る旨ほか書状〕	〔近況報告書状〕 * う・2・12・1・3 は一連の資料	〔金子落掌の旨書状〕	〔就職依頼の状況、鈴木梅仙の墨売り捌き方につき書状〕	〔令嬢達へ呈上品につき書状〕	〔崎之湯にて湯治中の旨書状〕	〔稗田君への捧呈品につき書状〕	〔脚気転地療養する旨ほか書状〕	〔近況伝え書状〕				
12月14日	12月4日	11月25日	11月20日	10月20日	10月18日	8月30日	8月4日	3月16日				
増穂芳吉	増穂芳吉	芳吉	芳吉	迂芳	鉛山ニテ芳吉	Yマス水	西ノ宮原氏方ニテ増穂芳吉	増穂芳吉				
小川	能守大兄	阿兄	能守尊兄	小川	能守	Rヲガハ	小川	能守尊兄				
封筒入罫紙	封筒入状	封筒入状	封筒入罫紙	状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入罫紙				

小川家 書状・書簡（清水栄蔵／その他）

清水栄蔵

う-2-6	う-2-5	う-66	う-2-4	う-70	う-69
〔芳吉脚気発病につき見舞いの書状〕	〔稗田信吉帰省に託し粗菓捧呈の旨書状〕	〔年賀状〕	〔尊家御老母様死去に際し会葬不参詫び状〕	〔来臨につき礼状〕	〔水害見舞い礼状〕
9月23日	8月20日	1月3日	6月19日	3月26日	（明治18年）7月9日
清水栄蔵	清水栄蔵	清水栄蔵	清水栄蔵	清水栄蔵	清水栄蔵
小川能守	小川能守	小川能守	小川英次郎	小川栄二郎、御内室	小川栄二郎
封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入 蜀紙	封筒入状

その他

う-67	い-141-1	う-81	い-88	う-63	う-80
〔平霧伝四冊返却につき書状〕	〔蔵書の一時借用願の書状〕	〔故正五位様一年祭につき東京表よりの挨拶状送り状〕 * 安藤直裕一周忌につき	〔近況報告ほか書状〕	〔悔やみ状に対する礼状〕	〔材木値段・近況報告ほか書状〕
2月23日	1月29日	明治19年4月19日	（明治）18年12月	（明治17年）11月28日	（明治17年）9月16日
（西村）良弼	岡本内愈所 ^{（カ）}	内計舎（印）	（植松）義孝	衛（名草郡土入村）崎本源兵	稗田信吉
小川大雅	小川大兄	小川能守	小川藍兄	小川栄二郎	増穂芳吉
封筒入状	状	蜀紙書状	封筒入 蜀紙	封筒入状	封筒入状

い-160	あ-58	い-100 -2	う-77 -1	い-164	い-53	う-65	い-162	い-15	う-2 -14	い-77	い-81	い-89	い-64
〔送金のお礼ほか書状〕	伏処（国史借覧礼状）	〔滞在中の便宜に対する礼状〕	〔風来六々部集拝見礼状〕 *う・77・1・2は封筒に一括	〔刀売払につき三日の猶予願書状〕	口上（粗品送り状）	〔悔やみ状への礼状〕	〔明日午後三時ころより高山寺での会合への出席依頼書状〕	〔御連中様方よりの入念な取扱につき礼状〕	〔書籍返却の旨書状〕	〔滞留中に粗略したことについて詫びの書状〕	舌代（俠客伝三冊貸出につき）	〔文五郎出府の節、印章を京都で恃んだ旨ほか書状〕	〔作つた漢詩を柏木まで送るので御高覧依頼の書状〕
10月5日	晩秋23	9月12日	9月8日	8月26日	8月22日	8月6日	8月6日	7月9日	大袂之日	5月19日	首夏仲四	4月3日	3月22日
（原）俣蔵	石田為義	林仙頭	多屋寿平次	金造	薬原院	長坂三郎	野口	宗休	松洞	元真	柊表	野呂静吉郎	冷雲
小川貴兄（能守）		小川栄次郎	小川能守	英二郎	小川大哥	小川能守	小川	小川	小川	英二郎	榴表亭	小川亀三郎	小川亀三郎
封筒入状	状	状	状	状	状	封筒入状	封筒入状	状	状	状	状	状	状

小川家 書状・書簡（その他）

い-76	い-68	い-20 -1	あ-82	あ-75	あ-74	あ-67	い-129 -1	う-82	い-86	う-79	い-157 -2	い-157 -1	う-77 -2
〔書の貸し出しについて書状〕 * 76・2、1の順に接続	〔御機嫌伺いが遅くなってしまったことへの詫びの書状〕	〔土産の書物を坂喜に遣わした旨書状〕	〔封筒〕	口上（拙画、熊野行きほかにつき）	追啓（米穀預かりにつき）	〔絵馬手本のため蔵書借用依頼の書状〕	口上（稽古納さらへ開催通知書状） *し・129・1・3は封筒に一括	〔一品呈したく午後四時の来臨を願う書状〕	〔過日厄介になったことへの礼ほか書状〕	〔田城新聞記事伝え書状〕	〔漢詩添削〕	〔漢詩〕（屏風浦賞月記） * い・157・1・2は封筒に一括	〔昨日の不在を詫び今日昼よりの来訪を求める書状〕 * う・77・1・2は封筒に一括
							臘月朔日	11月25日	11月10日	11月初日		（10月18日）	10月7日
	南光院						小島東白 ^{（カ）}	樋山	恕松	松崎 ^{（カ）} （増穂香）	三峯	（石橋雲来）	政原
	浦崎						小川	戸田 杉本 小川	小川碧瀾	三峯		（小川能守）	小川雅兄
状	状	状	封筒4点	状	罫 紙	状	状	封筒入状	状	封筒入罫紙	罫 紙	罫紙綴	状

あ - 3	〔嘉永二年田辺城下絵図〕	* 田辺市立図書館蔵	明治11年写			絵 図
欠番						
	〔小川家文書読み本〕	* い、う箱				
番外						
う - 2 - 15	〔養生法伝え書状〕			柳下貞橋	小川芳吉	状

岡 本 家 文 書 目 録

岡本家文書解題

一 伝来と受入について

岡本家文書は、紀州藩士岡本武兵衛家に伝わった文書である。平成十八年（二〇〇六）十二月九日、当館での古文書講座開催時に現当主岡本辰雄氏より資料の寄贈の相談があり、その後同年十二月十六日付で寄贈いただいたものである。辰雄氏の説明によると岡本家はもと東長町（現和歌山市）に居住していたが、昭和三十二年ごろに現在の地に移住（同市内）し、その際に同氏の母親が資料を仏壇の引出しに納め保管してきたとのことである。資料の作成者については記名がないためはっきりしたことは分らないが同氏の曾祖父の正之助氏が書き留めたものであるらしいとのことであった。同家にはこのほか藩へ提出するための「系譜」や「親類書」の案文や控などが伝わっている。

二 明治二年職制表について

資料は、半紙三切の横本で、表紙・後表紙とも地模様入りの黄色の厚紙で装丁され糸で綴じられている。本文中に丁ごと切り取られたと見られる所が数箇所あるほかは、虫による食害や染みなどの汚れもなく非常によい保存状態である。題箋や題名の記入はなかった。

内容は明治二年（一八六九）二月頃から同年十二月頃までのほぼ一年の期間に渡って書き留められた通達類で、この年紀州藩で行われた藩政大改革に際して布令された文武官人役料定や、職制表、元諸同心地の松下願等の雛形、陸軍四寮士官の惣姓名などを書き留めたものが

中心となっている。

これらの中で、とりわけ注目されるのは、職制改革に際して発表された役職者の姓名一覧である。和歌山藩では明治二年二月十五日、国政大改革が実行されたことにより、当時の役職は全て廃止され、新しく政事府、公用局・軍務局・会計局・刑政局・民政局の五局と学習館および家知事の二局が設置され、さらに政事府の中には執政・参政・監察・史官が、各局には知局事・判局事（学習館は判官事）・書記が、家知事職には家知事・家判事・書記が設置された。『南紀徳川史』ではこれら新設府局の執政や家知事、知局事、判事、判局事など主だった役職に就任した者の姓名しか記載されておらず、職制改革時の全体像をつかめなかった。本資料では、執政・参政・副参政・監察・史官・史官補をはじめ、各局知局事・副知局事・判局事・判局事試補に至るまで、ほぼ全ての役職にわたり、総勢四百名余にものぼる任官者の姓名が記されている。また、姓名の上に「大広間席」、「孔雀之間席」などといった旧来の格式が書き留められているものもあり、職制改革時の人材登用の実態について知る手がかりとなるであろう。

さらに同資料には、陸軍四寮の士官惣姓名も記されている。和歌山藩では前述のように二月十五日付で藩政の大改革が行われた際に軍務局が新設されたが、十月には徴兵令（明治六年十月公布）の先駆けとなる交代兵要領を發布、同年十二月には早くも軍務局は廃止され成営が設置された。陸軍士官惣姓名記は軍制改革の早期の体制を知る上で重要な資料である。

同資料にはこの他に禄制改革に関する文武官人の役料定や、十一月十六日の職制改革時に改正された政事廳大參次津田又太郎以下、各局

岡本家

の権参次、少参次などの役職及び姓名が記された資料も含まれている。これらの資料は、『南紀徳川史』や『和歌山縣史料』、その他現存する資料と比較することにより和歌山藩の維新时期を解明できる極めて有意義な資料といえる。

三 岡本家について

四代目岡本覚蔵が文化四年（一八〇一）二月に差出した「系譜」（『紀州家中系譜並に親類書書上げ』資料番号二八四六）によると、元祖の岡本武兵衛、二代目の武八は佐八手代として召抱えられた。佐八とは勢州田丸領度会郡佐八村に明暦二（一六五六）～三年頃開設された佐八役所のこと、地方の林産物を仕入れ田畑の乏しい山間僻地などの領民の生活を救済することを目的とした。のちに紀州領の御仕入方・和州領の天野川役所と合併され御仕入方となった。

三代目の源右衛門も、天明元年（一七八一）四月に御仕入並手代として召抱えられたが、翌年に吟味方へ出勤することになり、同五年（一七八五）扶持米から切米に御直しとなった。以降、文化三年（一八〇六）に没するまで御台所目付・御台所大納戸見廻り役、評定所吟味役などを勤め肩衣御免の格式を得ている。

同系譜では源右衛門に倅がいなかったことから実弟の覚蔵が跡を継いだことまでは記載されているが、これ以降については分らない。表紙に御勘定奉行支配小普請持格とあることから覚蔵は勘定方に属していたと思われる。また表紙には「文政四巳四月十日病死」とあり、覚蔵の名前の上に「龍右衛門」の貼紙があることから、文政四年（一八二一）四月以降に岡本家は龍右衛門に継承されたものと推測される。

現当主辰雄氏からの聞き取りによると、覚蔵の数世代後に正之助―龍太郎―正義―現当主へと継承されてきたということである。

四 参考史料及び参考文献

『紀州家中系譜並に親類書書上げ』

・ 岡本武兵衛家

「系譜」 資料番号 二八四六

「親類書」 資料番号 二七四二

『和歌山縣史料』 内閣文庫

『和歌山県史』 近現代一

『南紀徳川史』 第四冊・第九冊・第十三冊 清文堂復刻版

解題・目録 松島由佳

岡本家文書目録

1	資料番号			
〔備忘録〕（国政大改革につき職制、禄制その他）	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名
明治二年				
（岡本正之助 じゆうのすけ ）				
横小帳	形 態			

岡本家

大畑家文書目録

大畑家文書解題

一、受け入れの経緯について

大畑家文書は、和歌山県立博物館に寄託されている全九十八点の史料の総称である。平成七年（一九九五）に県立博物館が特別展『八代将軍吉宗と紀州徳川家』を開催するにあたり、数点の史料を大畑家から借用したが、その後、桐箱に納められた同家文書が県立博物館に寄託された。これをうけて、平成九年に当館は所蔵者の許諾を受けた上で「マイクロフィルムに撮影し文書館で長期的保存をはかる」、「複製本を作成して文書館利用者に公開し、研究・利用に供する」ことを目的として、同博物館から一時借用し、同年二月～三月の間に写真撮影をおこない、マイクロフィルムおよびマイクロコピーを作成した。

二、文書の概要と大畑才蔵について

大畑家文書は、大畑才蔵の事蹟に係する文書を中心としたものである。大畑才蔵については、『和歌山県史』、『橋本市史』といった自治体史や『南紀徳川史』などで大きく取上げられているので、ここでは簡単に略歴を記すことに止めておきたい。

大畑才蔵は伊都郡中組字文路村に生まれ、万治元年（一六五九）には大庄屋の補佐役である杖突に任命されている。その後、元禄九年（一六九六）に普請方手代として藩に抜擢され、翌十年には勢州出張するとともに、藩主光貞の庶子頼職が越前松平内蔵頭として越前国丹生郡五十六ヶ村に封ぜられたのにもない、当地に出向し地勢・耕

地・民情・物産などの調査を行っている。また、紀州においても藤崎井堰、小田井堰の開削をおこなっている。

三、目録の編成について

本目録は県立博物館学芸員前田正明氏が作成された目録をもとに、枝番を与えるなどして再編成したものである。史料点数が少ないことから項目分けをおこなわず、マイクロフィルムに撮影されている整理番号順で編成した。また、利用の便を図るために編年順に並べ替えた目録も掲載している。

四、これまでの調査と翻刻

大畑家文書は昭和五十三年（一九七八）から国連大学の『人間と社会の開発』プログラムの一貫として「伝統技術の共有」プロジェクト・チームに参加した農村史研究会によって調査がおこなわれ、昭和五十八年に同会編で『大畑家文書目録』が作成されている。この目録には全部で三六〇点の史料が掲載されているが、県立博物館に寄託されたものはその内の一であり、残りの史料についての詳細は未詳である。

本目録に掲載している大畑家文書に関しては大畑才蔵全集編さん委員会編『大畑才蔵』に史料翻刻、史料解題が掲載されている。したがって、各文書の解題についてはそちらを参照いただきたい。

参考文献

『和歌山県史』近世

大畑家

『橋本市史』中巻

『南紀徳川史』第七冊

『大畑家文書目録』（農村史研究会 一九八三）

『大畑才蔵』（大畑才蔵全集編さん委員会 一九九三）

付記

この解題及び目録の編成に関しては和歌山県立博物館主査学芸員前田正明氏に多大の便宜をはかっていただいた。改めて深謝します。

解題 山崎竜洋

大畑家文書目録 編年

番号	題	年 月 日	作 成 者	宛 名	状 形 態
76	有岡新田内検絵図 * 裏書あり	貞享3年3月			状
2	指出帳控 * 表紙の年次は8月	延宝5年巳7月	大野村庄屋清右衛門ほか23名	安井庄之右衛門	縦 帳
3	□々御□□(才蔵日記) * 表紙摩耗につき一部判読不能	元禄9年(正徳5年)			横半帳
4	越前にて覚書	丑(元禄10年)8月			縦 帳
5	内蔵頭様御領越前丹生郡内村々見分書	丑(元禄10年)8月			横半帳
6	内蔵頭様御領内丹生郡在々高書免付写	丑(元禄10年)7月			縦 帳
7	勢州村書 (元禄10年力)				横半帳
8	勢州にて覚書 元禄11年春				横半帳
9	一志郡新井水盛人夫大積帳 元禄11年1月				縦 帳
10 - 1	積方見合帳 (元禄11年)		大畑才蔵		横半帳
10 - 2	積方品々見合記 (元禄11年)				横半帳
10 - 3	積方品々見合帳 (元禄11年)				横半帳

大畑家 編年

78	22	21	20	19	18	15	17	16	77	14	13	12	11
(遺言状)	有岡新田畑山林藪地形絵図	小田新井筋品々書留 * 紙背あり	小田新井出来二付不用池之内伺書	小田新井御堀次入用下勘定之時留書	伊都小田新井御堀次頭書	水盛帳 * 表紙破損	伊都郡小田村新井筋渡井・用水樋・橋改帳	伊都郡小田新井筋地引帳・野帳	(川俣川御普請絵図) * 端裏書「宝永年中いせ川俣川見分」	新井溝普請積 * 紙背あり	在々御定書 (元禄8~14年)	(在中御普請所見分心得覚書) (元禄11年頃)	勢州へ参候時万書留 寅九月 大畑才蔵
宝永7年7月	宝永6年	丑(宝永6年)8月	宝永6年丑8月	丑(宝永6年)5月	宝永6丑2月より 6月迄	亥(宝永4年)6月	宝永4年亥4月	宝永4年亥4月	午(元禄15年)	(元禄13年以降)	(元禄8~14年)	(元禄11年頃)	寅九月
大畑才蔵直忠	大畑才蔵			大畑才蔵	大畑才蔵								大畑才蔵
お菊、おせん、おなつ、伴 蔵、源七													
状	豎 帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	状	豎 帳	横半帳	横半帳	横半帳

34	33	32	30	29	28	27	26	24	23	80	81	79 - 2	79 - 1
紀州勢州諸郡村名	覚二（年代記之内抜書）	覚一（年代記之内抜書） * 享保18年	地方并普請方覚書	高野山品々頭書	〔享保四亥年被仰渡書抜〕	慈尊院御宮	慈尊院明神氏人 * 紙背あり	地方の聞書	地方聞書 * 紙背あり	書置覚	神野々村領新畑図	遺状覚 * 正文	遺状覚
享保10年4月	享保20年～元文2年		（享保6年頃）	（享保頃）	享保4年～	（享保頃）	（享保3年頃）	（享保頃）	（正徳頃）	11日 卯正徳元年）6月	宝永7年9月29日	寅宝永7年）7月	寅宝永7年）7月
大畑才蔵			才蔵						大畑氏	大畑才蔵直忠		大畑才蔵、かへ、証人与三 左衛門、同金七	大畑才蔵、かへ、証人与三 左衛門、同金七
										ん 伴蔵、源七、おきく、おせ		伴蔵、源七	伴蔵、源七
小横半	横半帳	横半帳	縦 帳	横半帳	縦 帳	横半帳	横半帳	縦 帳	縦 帳	状	状	状	状

47 - 1	46	45	44	71	43	42	41	39	38	37	36	25	35
先祖書・由緒書	松坂領六組在々村訳帳	勢州松坂領之新松ヶ嶋組大口村海面悪水込仕替御普請御入用見分積帳	御普請筋心覚帳	諸事願書認様控 * 願書雛型	小田井関六月十六日洪水に付破損御入用積帳	於和歌山表休足二帰り候度々御届可致御役人衆御屋鋪所事并御証文御差出之控共覚帳	御奉公勤書覚	公儀并御国御法度御触書写し	不時見分帳 * 紙背あり	伊勢熊野道中付	何組何組何組三組年内可仕立人夫高書 * 雛型	地方聞書	紀州上使留控帳
寛政8年2月	寛政8年丙辰正月	寛政8年6月	寛政7年辰10月	寛政7年卯9月	天明8年申6月	明和6年1月	明和元年申10月	宝暦元年～明和7年	寛延4巳10月	延享2丑8月	(元文頃)	元文年間	(享保13年)
大畑栄次郎	大畑氏	大畑栄次郎	大畑栄二郎	大畑栄次郎	大畑幸之右衛門	大畑兵蔵			有田郡詰 大畑兵吉	大畑兵吉		大畑儀左衛門、大畑幸之右衛門	
豎 帳	横半帳	小横半	横半帳	横半帳	横半帳	小横半	小横半	豎 帳	横半帳	小横半	小横半	横半帳	豎 帳

58	57	56 - 3	56 - 2	56 - 1	54	72	53	52	51	50	49	47 - 3	47 - 2
乍恐奉願上口上覚（帰住御免二付など）	覚（被仰渡書抜）	皆無荒引之法 免七ツ巻分より同九ツ迄 *丙	皆無荒引之法 免六ツ巻分より同七ツ迄 *乙	皆無荒引之法 免四ツ巻分より同六ツ迄 *甲	新井関溝路水盛番付覚 勢州田丸領四足田組向粥見村	杣谷新池築立御普請御入用入夫積帳 御領分和州土田村	那賀郡海神池下打樋御普請入用積□帳 池田組	〔積方品々見合帳〕	御用品々見合帳	皆無荒改覚帳	田丸領小切畑大谷新池御普請御入用入夫積帳 下真手組	先祖書・由緒書	先祖書・由緒書
	（文化4年頃）	文化元年子7月	文化元年子7月	文化元年子7月	享和3年亥10月	寛政12年申11月	寛政12年3月	（寛政11年頃）	（寛政11年頃）	寛政10年午9月	寛政9年巳10月	寛政8年2月	寛政8年2月
	大畑才蔵	大畑尹隆	大畑尹隆	大畑尹隆			大畑才蔵			大畑姓		大畑栄次郎	大畑栄次郎
縦 帳	小横半	横 帳	横 帳	横 帳	横半帳	小横半	横半帳	小横半	小横半	横半帳	横半帳	縦 帳	縦 帳

64	63	55	48	31	1 - 4	1 - 3	1 - 2	1 - 1	69	62	61	60	59
百姓常々可申聞品	(積方品々見合帳)	(積方品々見合帳)	算法記	年中行司	(才蔵勤書)(在中作人見合、在中家人見合などの書上)	(才蔵勤書)(元禄9年以降の勤記など書上)	(才蔵勤書)(各郡の郡奉行代官などの書上げ)	(才蔵勤書)(御年寄衆、郡奉行などの書上)	慈尊院中橋勘之丞物語	定(久栄講定書)	由緒書	御用來達留	御用來達留
									8月3日	安政6年3月	(天保6年9月)	文化13歳子正月	文化11歳戌正月
									大畑氏		大畑才蔵	大畑才蔵	大畑才蔵
横半帳	横半帳	小横半	横半帳	横半帳	小横半	小横半	小横半	小横半	豎 帳	豎 帳	豎 帳	豎 帳	横半帳

83 - 5	83 - 4	83 - 3	83 - 2	83 - 1	82	75	74	73	70	68	67	66	65
(牟婁郡絵図)	(那賀郡絵図)	(名草郡絵図)	(伊都郡絵図)	(日高郡絵図)	(大畑家先祖書) * 五代まで	(田原村池ノ内池樋取替に付覚)	御政法目安目錄	田畑山林地形絵図	諸事指引帳	覚書(御手前普請小人用等) * 紙背文書	御木材才廻シ并梅松角共外檜丸太御値段附覚書	諸御用見合帳	百姓仕方控
							大畑与三左衛門	大畑才蔵			大畑才蔵控	大畑才蔵	
状	状	状	状	状	状	横半帳	縦 帳	縦 帳	小横半	縦 帳	小横半	小横半	横半帳

40	84	83 - 6
(欠番)	過去帳 * 木箱入り	(有田郡絵図)
	折 帳	状

大畑家文書目録
整理番号順

大畑家文書目録 整理番号順

番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	形 態
1 - 1	〔才蔵勤書〕（御年寄衆、郡奉行などの書上）				小横半
1 - 2	〔才蔵勤書〕（各郡の郡奉行代官などの書上げ）				小横半
1 - 3	〔才蔵勤書〕（元禄9年以降の勤記など書上）				小横半
1 - 4	〔才蔵勤書〕（在中作人見合、在中家人見合などの書上）				小横半
2	指出帳控 * 表紙の年次は8月	延宝5年巳7月	大野村庄屋清右衛門ほか23名	安井庄之右衛門	縦 帳
3	□々御□□（才蔵日記） * 表紙摩耗につき一部判読不能	元禄9年～正徳5年			横半帳
4	越前にて覚書	丑 元禄10年（8月）			縦 帳
5	内蔵頭様御領越前丹生郡内村々見分書	丑 元禄10年（8月）			横半帳
6	内蔵頭様御領内丹生郡在々高書免付写	丑 元禄10年（7月）			縦 帳
7	勢州村書	（元禄10年力）			横半帳
8	勢州にて覚書	元禄11年春			横半帳
9	一志郡新井水盛人夫大積帳	元禄11年1月			縦 帳

大畑家 整理番号順

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10 - 3	10 - 2	10 - 1
小田新井筋品々書留 *紙背あり	小田新井出来二付不用池之内伺書	小田新井御堀次入用下勘定之時留書	伊都小田新井御堀次頭書	伊都郡小田村新井筋渡井・用水樋・橋改帳	伊都郡小田新井筋地引帳・野帳	水盛帳 *表紙破損	新井溝普請積 *紙背あり	在々御定書	(在中御普請所見分心得覚書)	勢州へ参候時万書留	積方品々見合帳	積方品々見合記	積方見合帳
丑(宝永6年)8月	宝永6年丑8月	丑(宝永6年)5月	宝永6丑2月より6月迄	宝永4年亥4月	宝永4年亥4月	亥(宝永4年)6月	(元禄13年以降)	(元禄8～14年)	(元禄11年頃)	寅九月	(元禄11年)	(元禄11年)	(元禄11年)
		大畑才蔵	大畑才蔵							大畑才蔵			大畑才蔵
横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	豎　帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳

35	紀州上使留控帳	(享保13年)		縦 帳
34	紀州勢州諸郡村名	享保10年4月	大畑才蔵	小横半帳
33	覚二(年代記之内抜書)	享保20年～元文2年		横半帳
32	覚一(年代記之内抜書) * 享保18年			横半帳
31	年中行司			横半帳
30	地方并普請方覚書	(享保6年頃)	才蔵	縦 帳
29	高野山品々頭書	(享保頃)		横半帳
28	(享保四亥年被仰渡書抜)	享保4年		縦 帳
27	慈尊院御宮	(享保頃)		横半帳
26	慈尊院明神氏人 * 紙背あり	(享保3年頃)		横半帳
25	地方聞書	元文年間	大畑儀左衛門、大畑幸之右衛門	横半帳
24	地方の聞書	(享保頃)		縦 帳
23	地方聞書 * 紙背あり	(正徳頃)	大畑氏	縦 帳
22	有岡新田畑山林藪地形絵図	宝永6年	大畑才蔵	縦 帳

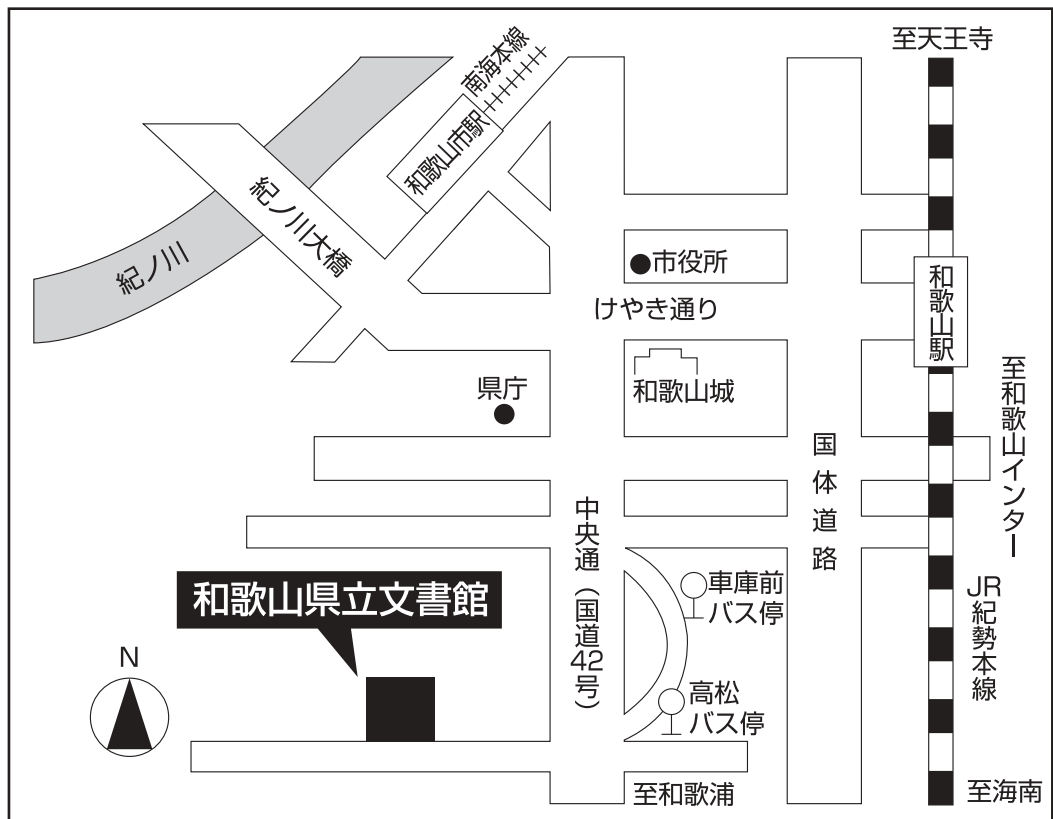
47 - 3	47 - 2	47 - 1	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
先祖書・由緒書	先祖書・由緒書	先祖書・由緒書	松坂領六組在々村訳帳	勢州松坂領之新松ヶ嶋組大口村海面悪水坎仕替御普請御入用見分積帳	御普請筋心覚帳	小田井関六月十六日洪水に付破損御入用積帳	於和歌山表休足二帰り候度々御届可致御役人衆御屋鋪所事并御証文御差出之控共覚帳	御奉公勤書覚	(欠番)	公儀并御国御法度御触書写し	不時見分帳 *紙背あり	伊勢熊野道中付	何組何組何組三組年内可仕立人夫高書 *雛型
寛政8年2月	寛政8年2月	寛政8年2月	寛政8年丙辰正月	寛政8年6月	寛政7年辰10月	天明8年申6月	明和6年1月	明和元年申10月		宝暦元年、明和7年	寛延4巳10月	延享2丑8月	(元文頃)
大畑栄次郎	大畑栄次郎	大畑栄次郎	大畑氏	大畑栄次郎	大畑栄二郎	大畑幸之右衛門	大畑兵蔵				有田郡詰 大畑兵吉	大畑兵吉	
豎 帳	豎 帳	豎 帳	横半帳	小横半	横半帳	横半帳	小横半	小横半		豎 帳	横半帳	小横半	小横半

59	58	57	56 - 3	56 - 2	56 - 1	55	54	53	52	51	50	49	48
御用米達留	乍恐奉願上口上覚（帰住御免二付など）	覚（被仰渡書抜）	皆無荒引之法 免七ツ巻分より同九ツ迄	皆無荒引之法 免六ツ巻分より同七ツ迄	皆無荒引之法 免四ツ巻分より同六ツ迄	〔積方品々見合帳〕	新井関溝路水盛番付覚 勢州田丸領四足田組向粥見村	那賀郡海神池下打樋御普請入用積□帳 池田組	〔積方品々見合帳〕	御用品々見合帳	皆無荒改覚帳	田丸領小切畑大谷新池御普請御入用夫積帳 下真手組	算法記
文化11歳戌正月		（文化4年頃）	文化元年子7月	文化元年子7月	文化元年子7月		享和3年亥10月	寛政12年3月	（寛政11年頃）	（寛政11年頃）	寛政10年午9月	寛政9年巳10月	
大畑才蔵		大畑才蔵	大畑尹隆	大畑尹隆	大畑尹隆			大畑才蔵			大畑姓		
横半帳	縦 帳	小横半	横 帳	横 帳	横 帳	小横半	横半帳	横半帳	小横半	小横半	横半帳	横半帳	横半帳

73	田畑山林地形絵図													
72	杣谷新池築立御普請御入用人夫積帳 御領分和州土田村	寛政12年申11月												
71	諸事願書認様控 *願書雛型	寛政7年卯9月	大畑栄次郎											
70	諸事指引帳													
69	慈尊院中橋勘之丞物語	8月3日	大畑氏											
68	覚書（御手前普請小入用等） *紙背文書													
67	御木材才廻シ并柁松角共外檜丸太御値段附覚書		大畑才蔵控											
66	諸御用見合帳		大畑才蔵											
65	百姓仕方控													
64	百姓常々可申聞品													
63	〔積方品々見合帳〕													
62	定（久栄講定書）	安政6年3月												
61	由緒書	（天保6年9月）	大畑才蔵											
60	御用來達留	文化13歳子正月	大畑才蔵											
縦 帳	小横半帳	横半帳	小横半帳	縦 帳	縦 帳	小横半帳	小横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	縦 帳	縦 帳	縦 帳	縦 帳

83 - 4	83 - 3	83 - 2	83 - 1	82	81	80	79 - 2	79 - 1	78	77	76	75	74
〔那賀郡絵図〕	〔名草郡絵図〕	〔伊都郡絵図〕	〔日高郡絵図〕	〔大畑家先祖書〕 * 五代まで	神野々村領新畑図	書置覚	遺状覚 * 正文	遺状覚	〔遺言状〕	〔川俣川御普請絵図〕 * 端裏書「宝永年中いせ川俣川見分」	有岡新田内検絵図 * 裏書あり	〔田原村池ノ内池樋取替に付覚〕	御政法目安目録
					宝永7年9月29日	卯正徳元年6月11日	寅宝永7年7月	寅宝永7年7月	宝永7年7月	午(元禄15年)	貞享3年3月		
						大畑才蔵直忠	大畑才蔵、かへ、証人与三左衛門、同金七	大畑才蔵、かへ、証人与三左衛門、同金七	大畑才蔵直忠				大畑与三左衛門
						ん 伴蔵、源七、おきく、おせ	伴蔵、源七	伴蔵、源七	お菊、おせん、おなつ、伴蔵、源七				
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	横半帳	縦 帳

84	83 - 6	83 - 5
過去帳	(有田郡絵図)	(牟婁郡絵図)
* 木箱入り		
折 帳	状	状



〈利用案内〉

- ・古文書の一般利用は、現本保護のため、写真版またはマイクロフィルムとします。
- ・一般利用に供している資料は、写真版等から複写できます(有料)。
- ・どうしても原本の閲覧が必要な場合には特別閲覧制度があります。
- ・事前に、文書館所定の用紙に申請の目的など必要事項を記入し、捺印のうえ申請してください。
- ・利用の際に資料破損のおそれがある場合など特別閲覧できないことがあります。

所在地

〒六四一—〇〇五一 和歌山市西高松一—七—三八

(TEL 073—436—9540)

開館時間

火曜日・金曜日 午前10時～午後6時
土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月・12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその後の平日)

特別整理期間

10日間(年1回)

交通

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

収蔵史料目録七 紀州藩士諸家文書目録

平成十九年七月一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 (株)ウイング